

豊かな水と緑あふれる秋田
～みんなで環境先進県を目指して～

第２次秋田県環境基本計画 (改定版)

平成２８年３月

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の役割	6
第3節 計画が対象とする環境の範囲	6
第4節 計画の期間	6
第5節 計画の構成	7
第2章 秋田県のすがた	8
第1節 自然特性	8
第2節 社会特性	16
第3章 目指すべき環境像と実現に向けての基本方針	21
第4章 環境保全に関する施策の展開	24
第1節 自然と人との共存可能な社会の構築	25
第2節 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成	34
第3節 地球環境保全への積極的な取組	49
第4節 環境保全に向けての全ての主体の参加	55
第5節 共通的・基盤的施策の推進	58
第5章 環境保全に関する重点プロジェクトの推進	62
第1節 生物多様性の確保	62
第2節 自然と人が共存した持続可能な農業、林業、漁業の推進	64
第3節 三大湖沼の水質保全	66
第4節 河川の水質保全	68
第5節 化学物質による環境汚染の防止	69
第6節 廃棄物の減量化・リサイクルの推進	70
第7節 地球温暖化対策の推進	73
第8節 環境教育、環境学習の推進と県民運動の展開	76
第6章 計画の推進	77
第1節 主体別行動指針	77
第2節 計画の進行管理	81
付属資料 用語解説	83

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

1 第2次環境基本計画策定の趣旨

環境問題は、地球規模の空間的広がり、将来世代にわたる時間的広がりを持つことから、中・長期的な視野に立って取り組んでいく必要があります。

また、環境保全施策については、めまぐるしく変化する社会情勢を的確に捉え、他の重要施策とも関連づけながら総合的に推進していくことが大切です。

県では、平成9年12月に制定した「秋田県環境基本条例*」の基本理念の実現に向け、環境保全*に関する施策を総合的、計画的に推進するため、「秋田県環境基本計画*」（以下「第1次計画」という。）を平成10年3月に策定しました。

平成15年6月には、環境施策を取り巻く状況が大きく変化してきたことを踏まえ、新たな環境保全施策や行政運営指針の反映、重点施策に関わる施策目標の設定などについて、第1次計画の見直しを行い、環境保全施策を展開してきました。

これまでの取組により、重点施策の目標値は概ね達成することができました。また、県民一人ひとりの環境意識も高まってきました。

しかしながら、温室効果ガス*は減少せず、地球全体の課題である温暖化対策はもとより、循環型社会*の形成に向けての廃棄物*の減量化・リサイクル*の推進など、今後ますます力を入れていかなければならない課題が明らかになっています。

本県の豊かな環境を保全し、次世代に引き継いでいくためには、県民、事業者、民間団体、行政が連携・協力し、これらの全ての主体が一体となって、県民運動として環境保全活動に取り組んでいくことが不可欠です。

こうしたことから、平成22年度をもって計画期間が満了する第1次計画について、その検証や県民・事業者へのアンケート調査結果を踏まえ、また、環境をめぐる状況の変化への対応や、平成22年3月に策定された新たな県政運営指針である「ふるさと秋田元気創造プラン*」との整合も図り、「環境先進県・秋田」の実現に向けて、今後の環境施策の道標となる、新たな「環境基本計画*」（以下「第2次計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の見直し

第2次計画策定から5年目を迎え、本県の環境保全施策を取り巻く状況の変化や、平成26年3月に策定された県政全般の運営指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン*」に掲げる重点施策等との整合を図るため、第2次計画を見直すこととしました。

【文中の * 印が付いている語句については、付属資料の「用語解説」に掲載していますので、ご参照ください。】

3 環境に関する主な状況の変化

第2次計画の策定後、国では、環境施策の大綱を定める「第4次環境基本計画」を策定したほか、「生物多様性国家戦略*2012-2020」、「第3次循環型社会形成推進基本計画」などを策定しました。

一方、県では、循環型社会の形成に向けた県の施策の方向を総合的に示した「第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画」、「湖沼水質保全特別措置法*」に基づき指定湖沼*の指定を受けた八郎湖の水質保全対策を総合的に推進するための「八郎湖に係る湖沼水質保全計画*（第2期）」などを策定しました。

また、平成26年には、県政全般の運営指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」を策定しています。

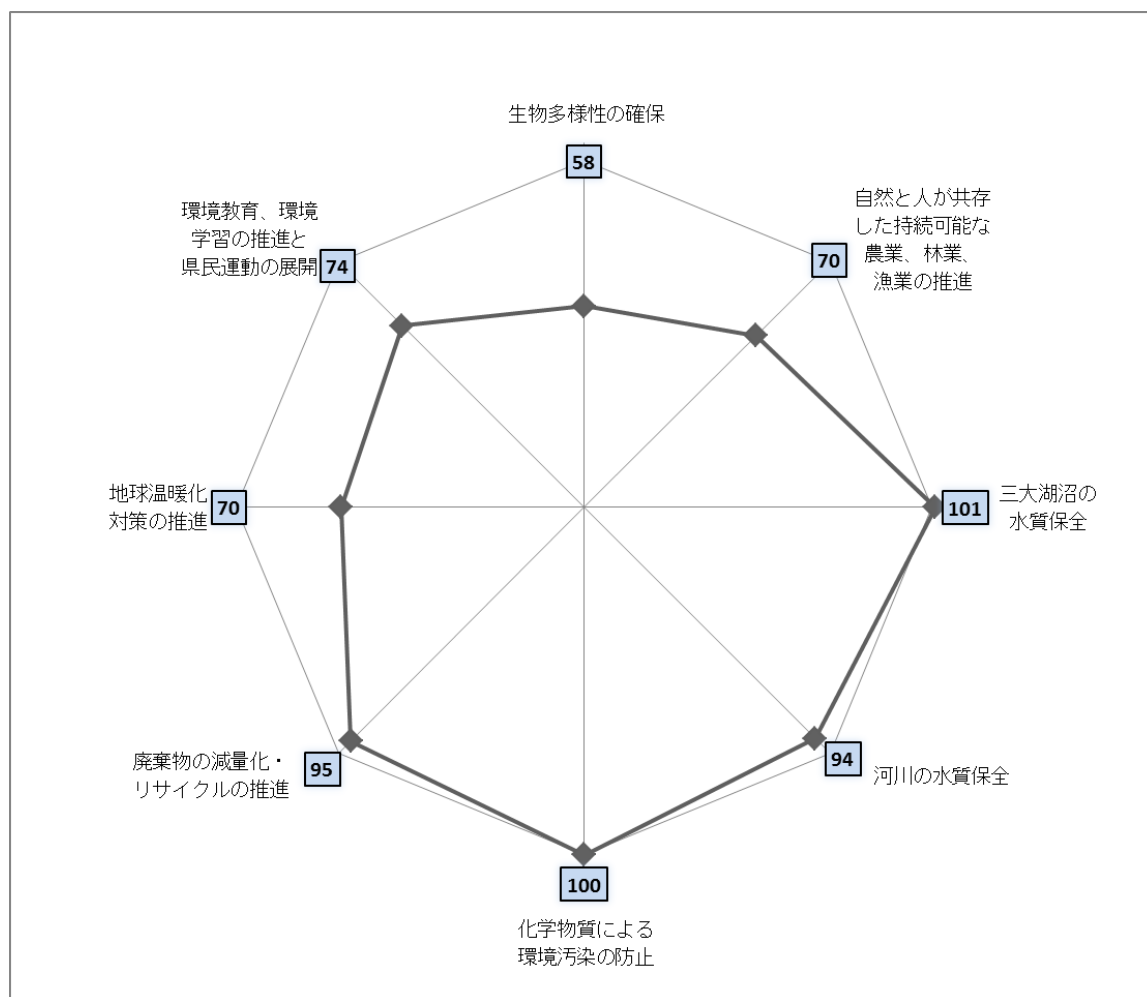
なお、市町村においては、13市町村で環境基本計画が策定（平成27年3月現在）されているほか、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、19市町村で温室効果ガス排出抑制等のための措置に関する計画（実行計画）が策定されるなど、環境保全のための取り組みや地域温暖化対策が進められています。

環境をめぐる国と県の動き

国	県
・環境保全活動・環境教育推進法制定（平成15年7月） ・文化的景観を位置づける「文化財保護法」改正（平成16年5月） ・景観法制定（平成16年6月） ・外来生物法制定（平成16年6月） ・「京都議定書」の発効（平成17年2月） ・第3次環境基本計画策定（平成18年4月） ・第2次循環型社会形成推進基本計画策定（平成20年3月） ・生物多様性基本法制定（平成20年6月） ・低炭素社会づくり行動計画策定（平成20年7月） ・生物多様性国家戦略2010策定（平成22年3月）	・「産業廃棄物税」、「環境保全協力金制度」の導入（平成16年1月） ・水と緑の基本計画策定（平成16年3月） ・リサイクル製品認定制度の導入（平成16年4月） ・第2次廃棄物処理計画策定（平成18年4月） ・地球温暖化対策地域推進計画改定（平成19年3月） ・秋田県循環型社会形成推進基本計画策定（平成19年3月） ・第10次鳥獣保護事業計画策定（平成19年3月） ・第2次「ニホンカモシカ」、「ツキノワグマ」、「ニホンザル」保護管理計画策定（平成19年3月） ・八郎湖湖沼水質保全計画（第1期）策定（平成20年3月） ・水と緑の森づくり税の導入（平成20年4月） ・省エネルギービジョン策定（平成22年2月） ・ふるさと秋田元気創造プラン策定（平成22年3月）
・環境教育等促進法改正（平成23年3月） ・環境影響評価法改正（平成23年4月） ・第4次環境基本計画策定（平成24年4月） ・生物多様性国家戦略2012-2020策定（平成24年9月） ・第3次循環型社会形成推進基本計画策定（平成25年5月） ・フロン排出抑制法改正（平成25年6月） ・水循環基本法制定（平成26年4月） ・鳥獣保護管理法改正（平成26年5月） ・気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）での「パリ協定」採択（平成27年12月）	・秋田県地球温暖化対策推進条例制定（平成23年3月） ・秋田県地球温暖化対策推進計画策定（平成23年4月） ・第2次秋田県環境基本計画策定（平成23年6月） ・第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画策定（平成23年6月） ・八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第2期）策定（平成26年3月） ・秋田県環境教育等に関する行動計画策定（平成26年3月） ・第2期ふるさと秋田元気創造プラン策定（平成26年3月）

4 第2次計画の状況

第2次計画では、目指すべき環境像の実現に向けた4つの基本方針（自然と人との共存可能な社会の構築、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成、地球環境保全への積極的な取り組み、環境保全に向けての全ての主体の参加）を踏まえ、特に重点的に取り組んでいかなければならないものを「重点プロジェクト（8項目）」として位置づけ、施策目標（数値目標）を掲げ、その達成に向けて取り組んでいます。



※数値は原則として、平成26年度における平成32年度目標達成率

※項目毎の達成率の詳細は4～5ページに記載

第2次環境基本計画に掲げる重点プロジェクトの進捗状況

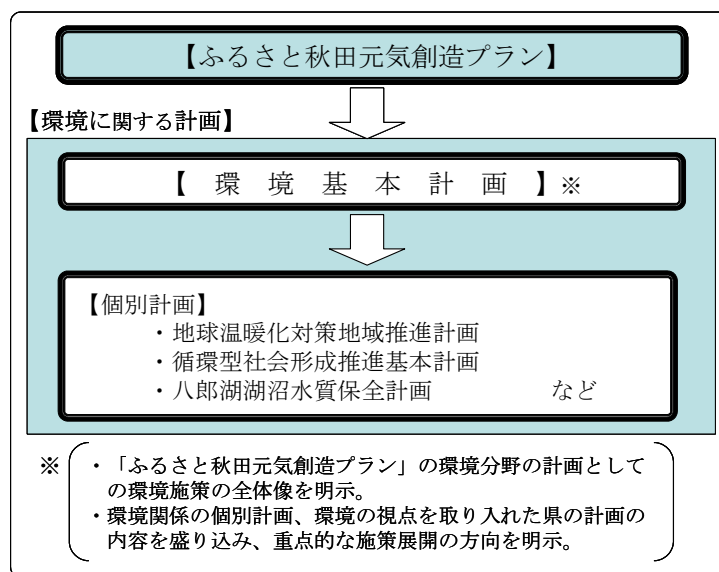
項 目		現 況 (H26)	目標値 (H32)	達 成 率	
1 生物多様性の確保					
1－1	県自然環境保全地域等の指定数	21	23	91	58
1－2	レッドリスト分類群数（見直し）	2	8	25	
2 自然と人が共存した持続可能な農業、林業、漁業の推進					
2－1	農地等の保全活動取り組み面積	99,892	110,000	91	70
2－2	保安林の累積整備面積（平成13年度からの累積面積）	36,296	62,736	58	
2－3	農山村と都市住民等の交流参加者数	8,820	11,000	80	
2－4	エコファーマー認定農業者数	6,197	12,000	52	
3 三大湖沼の水質保全					
3－1	十和田湖湖心のCOD75％値	1.6	1以下	63	101
3－2	田沢湖湖心のpH	5.3	6以上	88	
3－3	田沢湖湖心のCOD75％値	<0.5	1以下	100	
3－4	八郎湖調整池のCOD75％値	7.2	7.3 (H30)	101	
3－5	八郎湖調整池の全窒素	0.64	0.77 (H30)	120	
3－6	八郎湖調整池の全りん	0.070	0.083 (H30)	119	
3－7	八郎湖東部承水路のCOD75％値	7.5	7.8 (H30)	104	
3－8	八郎湖東部承水路の全窒素	0.82	0.77 (H30)	94	
3－9	八郎湖東部承水路の全りん	0.063	0.080 (H30)	127	
3－10	八郎湖西部承水路のCOD75％値	9.8	9.3 (H30)	95	
3－11	八郎湖西部承水路の全窒素	1.20	1.20 (H30)	100	
3－12	八郎湖西部承水路の全りん	0.066	0.069 (H30)	105	

第2次環境基本計画に掲げる重点プロジェクトの進捗状況

項 目		現 況 (H26)	目標値 (H32)	達 成 率	
4 河川の水質保全					
4－1	公共用水域環境基準適合率	89.7	95.0	94	94
4－2	生活排水処理施設普及率	83.7	90.0 (H30)	93	
5 化学物質による環境汚染の防止					
5－1	ダイオキシン類環境基準達成率	100	100	100	100
6 廃棄物の減量化・リサイクルの推進					
6－1	県民1人1日当たり一般廃棄物排出量	1,002 (H25)	870 (H27)	87	95
6－2	一般廃棄物リサイクル率	16.9 (H25)	24.1 (H27)	70	
6－3	産業廃棄物減量化・リサイクル率	46.2	45.0 (H27)	103	
6－4	産業廃棄物最終処分量	297	300 (H27)	99	
6－5	県認定リサイクル製品の認定数（累計）	371	315	118	
7 地球温暖化対策の推進					
7－1	県内の温室効果ガス排出量（1990年の排出量を100%にした割合）	127 (H24)	89	70	70
7－2	新エネルギー導入量（原油換算した量）	399.0	572.3	70	
8 環境教育、環境学習の推進と県民運動の展開					
8－1	こどもエコクラブ会員数	2,168	3,700	59	74
8－2	環境あきた県民塾受講者数（累計）	963	1,150	84	
8－3	あきたビューティフルサンデー参加者数（あきたクリーン強調月間参加者数を含む）	118	150	79	

第2節 計画の役割

- 県が各施策を推進するに当たっては、本計画との整合を図ることにより環境への配慮がなされるとともに、本計画に掲げる施策を着実に実施することにより、本県の豊かで快適な環境が確保されるものです。
- 本計画は、行政計画であるものの、今日の環境の課題が県民、事業者、民間団体、行政などの各主体の協力・連携及び積極的な参加なくしては解決できないことから、それぞれの主体が果たすべき役割や環境の保全に向けた具体的な取組の指針を示すものです。



第3節 計画が対象とする環境の範囲

環境の範囲は、社会的ニーズや県民の意識の変化によって変遷していくものですが、本計画では、秋田県環境基本条例第2条（定義）、同第8条（施策の基本方針）等を踏まえ、次の範囲を対象とします。

- 自然環境 : 動物、植物、生態系* など
- 生活環境 : 公害*、水循環*、廃棄物 など
- 快適環境 : 緑・水辺、景観、歴史的・文化的遺産 など
- 地球環境 : 地球温暖化、オゾン層*の破壊、酸性雨* など

第4節 計画の期間

計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

なお、環境保全施策は、環境に関する世界や国の動向、経済の活性化などに関する施策なども踏まえて総合的に検討し、推進していく必要があることから、今後も「ふるさと秋田元気創造プラン」との整合を図りつつ、適宜見直しを図ることとします。

第5節 計画の構成

本計画の全体構成は、次のとおりです。

第1章 計画の基本的事項 第1節 計画策定の趣旨 第2節 計画の役割 第3節 計画が対象とする環境の範囲 第4節 計画の期間 第5節 計画の構成
第2章 秋田県のすがた 第1節 自然特性 第2節 社会特性
第3章 目指すべき環境像と実現に向けての基本方針
第4章 環境保全に関する施策の展開（現況、課題、施策の方向） 第1節 自然と人との共存可能な社会の構築 第2節 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成 第3節 地球環境保全への積極的な取組 第4節 環境保全に向けての全ての主体の参加 第5節 共通的・基盤的施策の推進
第5章 環境保全に関する重点プロジェクトの推進（施策、施策目標） 第1節 生物多様性の確保 第2節 自然と人が共存した持続可能な農業、林業、漁業の推進 第3節 三大湖沼の水質保全 第4節 河川の水質保全 第5節 化学物質による環境汚染の防止 第6節 廃棄物の減量化・リサイクルの推進 第7節 地球温暖化対策の推進 第8節 環境教育、環境学習の推進と県民運動の展開
第6章 計画の推進 第1節 主体的行動指針 第2節 計画の進行管理

第2章 秋田県のすがた

第1節 自然特性

1 位置・地形

本県は東北地方の北西部に位置し、総面積約11,600km²、全国第6位の広さを有しています。

県土には米代川、雄物川、子吉川の三大河川をはじめ348の河川が走り、各地に水の恵みを与えています。

田沢湖は全国一の水深を誇り、十和田湖は2重式のカルデラ湖として有名です。

また、八郎湖は、国営八郎潟干拓事業により残存した淡水湖です。

沿岸部の中央には寒風山などの火山を擁する男鹿半島が雄大な造形美を誇り、その南北には長大な海浜がゆるやかな海岸線を形成しています。また、県境部や内陸部の山岳地帯にはブナ林をはじめとする自然林が広くみられます。

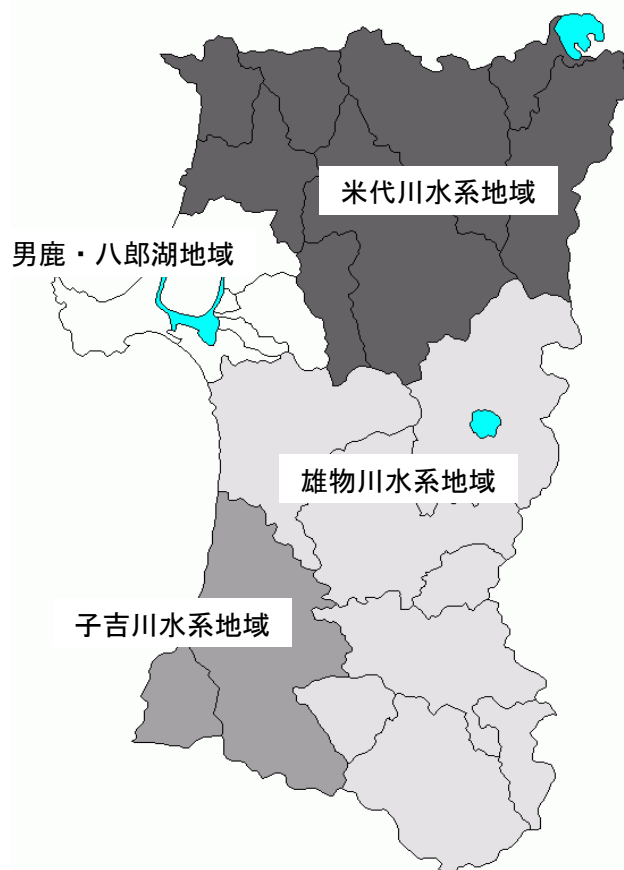
青森、秋田両県にまたがる白神山地は、広大な原生的ブナ林を擁し、世界遺産*に登録されています。

2 気候・気象

気候特性は、海岸部と内陸部で顕著な違いがみられます。対馬暖流の影響を受ける八森海岸、男鹿半島、由利地方は冬季でも比較的温暖ですが、内陸部では奥羽山脈沿いほど気温が低く、寒暖の差が大きいのが特徴です。

年平均降水量は、山沿いでは平地より多く、特に白神山地、森吉山、鳥海山、丁岳山地などは降水量の多い地域です。

本県は、全域が積雪寒冷地域及び豪雪地帯に指定されている日本有数の多雪地帯であり、北部の森吉山周辺及び南部の雄勝地方は、特に降雪の多い地域となっています。

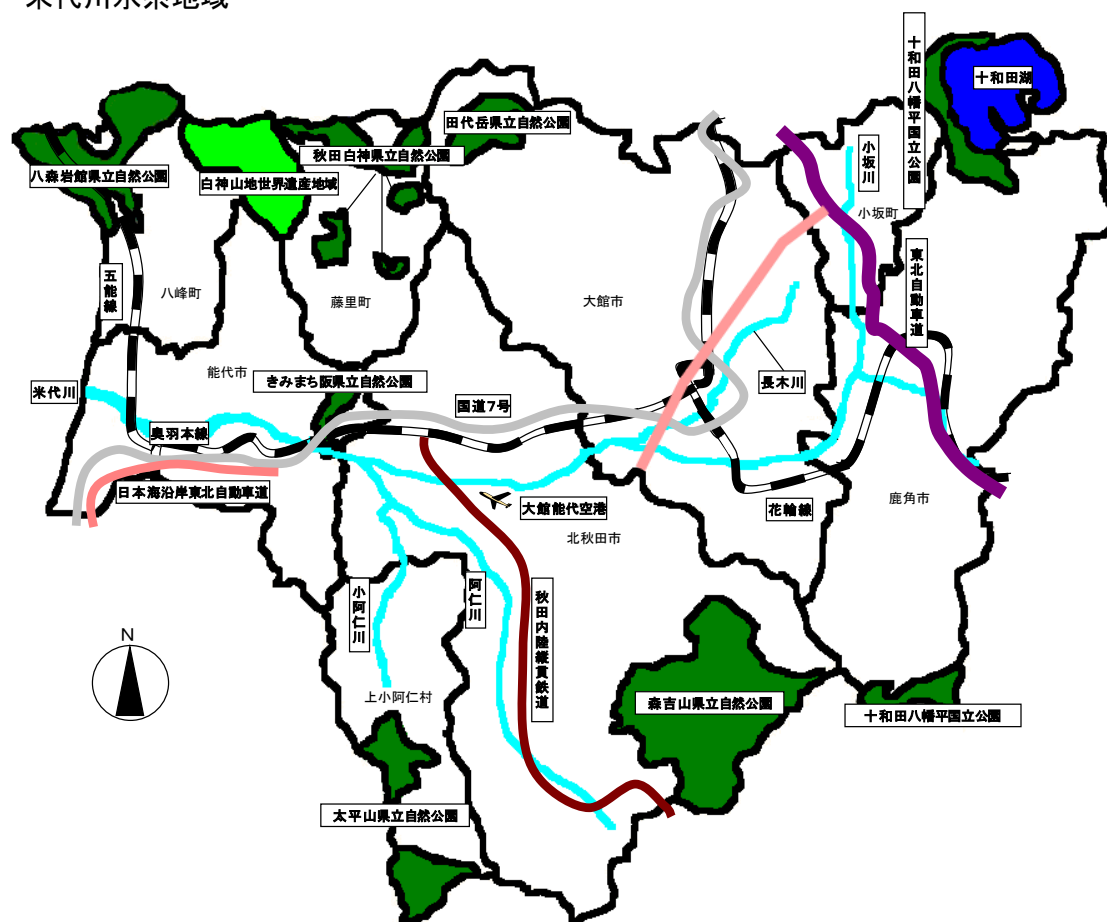


地域名	市町村名
米代川水系地域	能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、八峰町、藤里町、上小阿仁村
雄物川水系地域	秋田市、横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村
子吉川水系地域	由利本荘市、にかほ市
男鹿・八郎湖地域	男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村

3 地域の環境特性

米代川、雄物川、子吉川の三大水系とこれを取り巻く植生*などを軸とする自然環境の連続性に着目して、これらに男鹿・八郎湖地域を加えた4地域の状況は次のとおりです。

(1) 米代川水系地域



①概況

米代川は源を秋田、岩手、青森県境の中岳に発し、花輪盆地、大館盆地、鷹巣盆地、能代平野を潤しながら、阿仁川などの大小の支流を合わせ、日本海へと注いでいます。

本地域では、原始的なブナ林が評価され、世界遺産に登録された白神山地をはじめ、十和田八幡平国立公園や6つの県立自然公園*（他地域と重複するものを含む。）が指定されるなど、山岳部を中心に豊かな自然環境に恵まれています。

海岸部は比較的温暖ですが、山間部は多雪で根雪期間が長く、鹿角市をはじめ多くの市町村が特別豪雪地帯に指定されています。

本地域では豊富な水資源や森林資源を背景に、農業や林業が地域経済を支えてきました。山間部では畜産、盆地・平野部では稲作を基幹とした農業が盛んです。

森林の割合、林業就業者の割合などが県内で最も高い地域ですが、人口の減少や高齢化が最も進んでいる地域でもあります。

能代市や八峰町では、ヒラメやハタハタなどを中心に、「つくり育てる漁業*」を推進しています。

鹿角周辺では隣県との交通網が整備され、米代川に沿って走る鉄道や国道のほか、日本海沿岸東北自動車道の整備が進められています。

②環境特性

北部山岳地一帯、太平山北東部、森吉山、八幡平などにはブナ林やスギ天然林など、原生的な自然が広がり、動植物の宝庫となっています。

田代岳、白地山、海岸砂丘後背地などの湿生植物*群落や長走風穴植物*群落（国指定天然記念物）などは特殊な環境下に成立する学術的に重要な植生であり、貴重な鳥類や昆虫類の生息場所ともなっています。

十和田湖一帯は、トミヨ属淡水型などの淡水魚や鳥類などの生息・飛来地となっています。

米代川流域はその清冽な流れとともに河口部の広大な砂丘、海岸砂丘後背地の池沼、湿地*など多様な自然環境に恵まれ、シナイモツゴなどの淡水魚類、ガン類、ヤマセミなどの鳥類が生息・飛来しています。

流域の河川は水質環境基準を達成していますが、十和田湖では、昭和60年度以降環境基準を達成していません。また、本地域ではかつて休廃止鉱山の坑廃水が河川に流入し、洪水等によって農用地の一部が重金属に汚染されており、県内の汚染地域の12%を占めています。

本地域では、平成11年11月に「秋田県北部エコタウン」として国の指定を受け、廃棄物の発生抑制などを図るとともに、地域産業の連携による新たな資源リサイクル産業の創出や新エネルギーの導入などによる豊かな自然と共生する環境調和型社会の構築を目指し、秋田県環境調和型産業集積推進計画を推進しています。

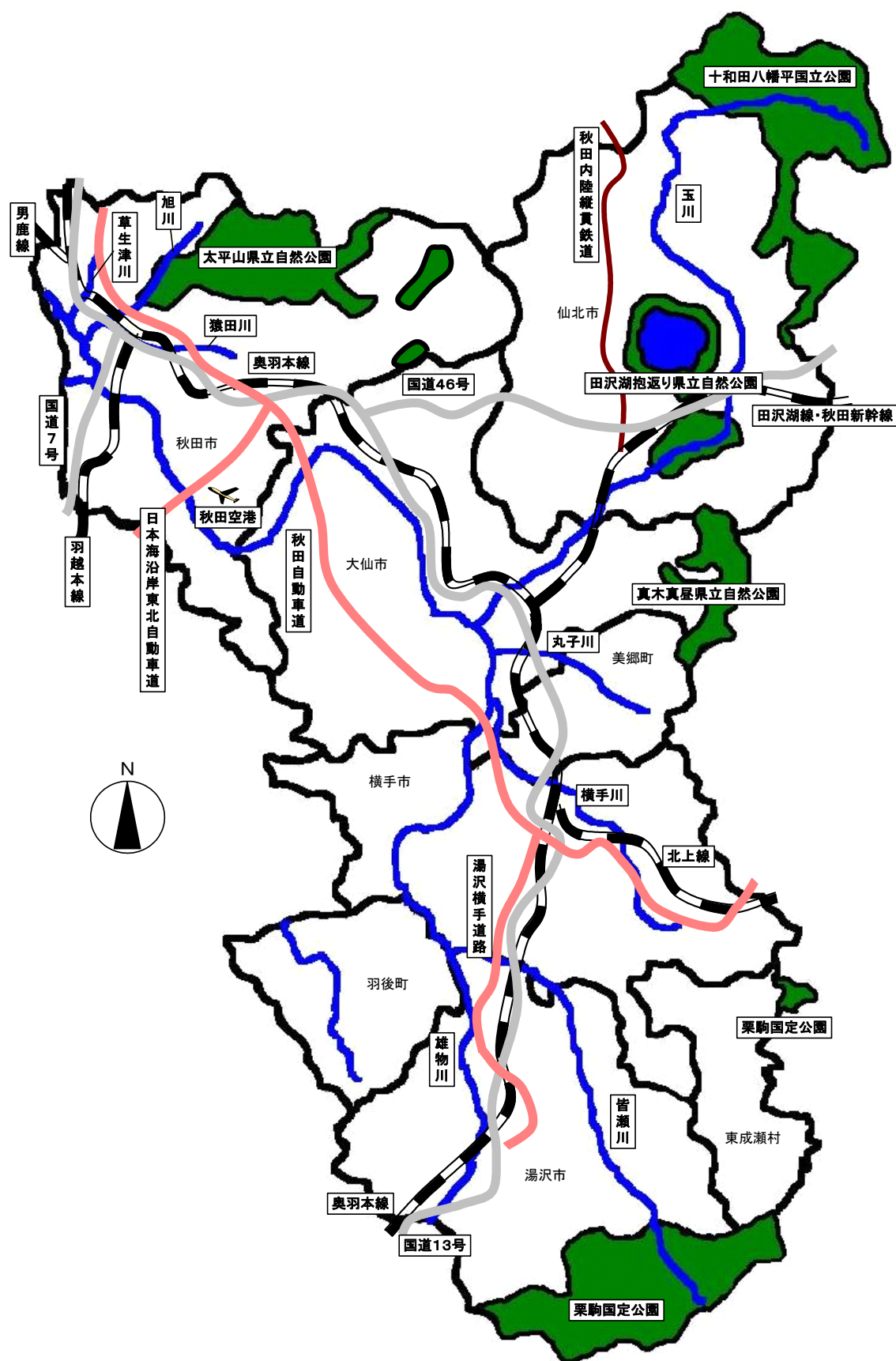
能代市のクロマツ林「風の松原」は、自然との憩いの場として親しまれ、「21世紀に残したい日本の自然100選」に選定されています。

環境省の「快水浴場百選」に、三種町の釜谷浜海水浴場が選定されています。

鹿角市の大湯環状列石（国指定特別史跡）や北秋田市の伊勢堂岱遺跡（国指定史跡）は、縄文時代の面影を残しています。また、国指定史跡として、能代市には、檜山安東氏城館跡などがあります。

平成24年9月には、「八峰白神ジオパーク」が「日本ジオパーク」として認定されています。

(2) 雄物川水系地域



①概況

雄物川は県南部の山形県境に源を発し、玉川など87の支流を合わせ、横手盆地、秋田平野を経て日本海へと注ぐ県内最大の河川です。

雄物川水系の河川では、アユやイワナなどを対象とした漁業が営まれており、県内外から多くの遊漁者が訪れています。

本地域は、十和田八幡平国立公園、栗駒国立公園や3つの県立自然公園（他地域と重複するものを含む。）が指定されるなど、豊かな自然で構成され、湯量の豊富な温泉にも恵まれています。

雄物川河口に広がる秋田市は、教育・文化施設、都市機能が集中し、本県の政治、経済、生活文化の中心です。

内陸部は積雪が多く、豊富な水資源を背景に、横手盆地は穀倉地帯となっています。

本地域は秋田新幹線、秋田自動車道などの高速交通網の整備により、産業の振興とともに、田沢湖に代表される豊富な観光資源の一層の活用が期待されています。

②環境特性

八幡平一帯や栗駒山周辺などには、ブナ林などに代表される原生的自然が残されており、ニホンカモシカ、イヌワシなど貴重な動物の生息地となっています。

全国名水百選として美郷町六郷の「六郷湧水群」と湯沢市の「力水」が選定されています。

また、「六郷湧水群」は、横手市平鹿の琵琶沼（県指定天然記念物）などとともに、淡水魚のトミヨ属雄物型*の生息地ともなっています。

秋田市周辺は、工業化やこれに伴う人口の集中、市街地の拡大など、都市化の進行による都市・生活型公害がみられることから、引き続き、工場等の監視・指導や県民への啓発活動などにより、環境への負荷の低減に努めています。

田沢湖は、昭和15年に強酸性の玉川温泉が流入する玉川河川水を導入したことにより、酸性化が進行し、魚がほとんど棲めない状態になっていましたが、平成元年の玉川酸性水中和処理施設の設置による中和事業により、ウグイやコイ等の魚類の生息が見られてきています。

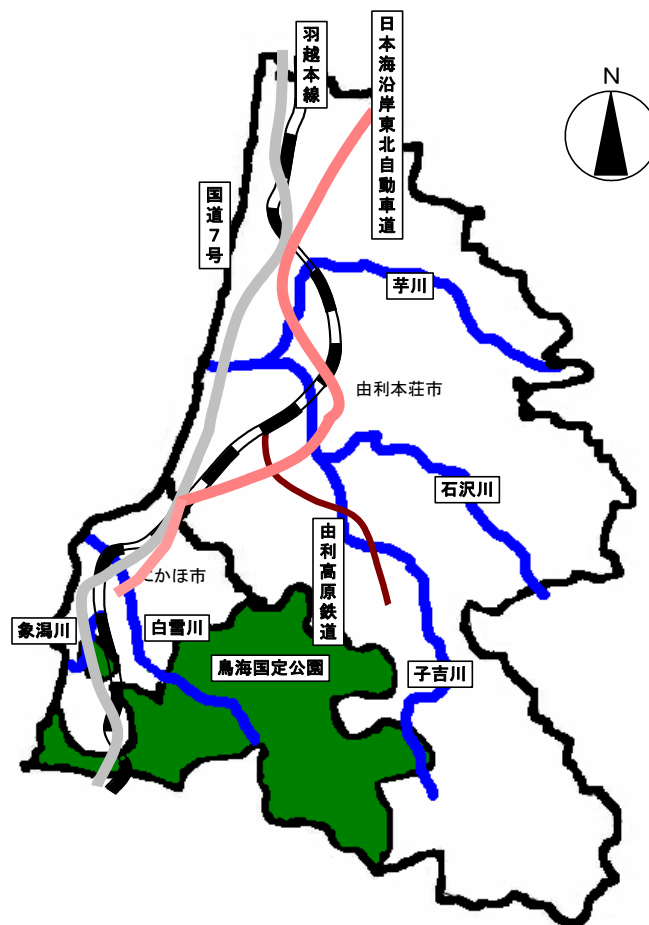
県南部の平鹿地域（旧増田町、旧平鹿町、旧十文字町）では、かつて休廃止鉱山の坑廃水が河川に流入し、それを利水したことによって農用地の一部が重金属で汚染されており、雄物川流域は県内の汚染地域の88%を占めています。

仙北市角館では、シダレザクラ（国指定天然記念物）の並ぶ武家屋敷の街並（国選定重要伝統的建造物群保存地区）、城跡を利用した古城山公園、大仙市仙北では、払田柵跡（国指定史跡）や旧池田氏庭園（国指定名勝）などがあり、歴史的景観を形成しています。また、国指定史跡として、秋田市には秋田城跡、横手市には大鳥井山遺跡、国指定天然記念物として、美郷町には千屋断層などがあります。

平成24年9月には、「ゆざわジオパーク」が「日本ジオパーク」として認定されています。

秋田市周辺は県内における情報の集積・発信基地となっており、環境教育・環境学習の普及・啓発の面からも、中心的役割を果たすことが期待されています。

(3) 子吉川水系地域



①概況

子吉川は県南西部の鳥海山を源とし、石沢川など大小の支流を合わせながら本荘平野を貫いて、日本海に注いでいます。

鳥海山は日本海に裾野を引く独立峰で、鳥海国定公園は豊かな自然に恵まれています。海岸部は年間を通して県内で最も温暖な地域ですが、内陸部は冬季に寒冷で多雪地帯となっています。

鳥海山北麓の鳥海高原やにかほ高原は、酪農地帯であり、本荘平野では稲作が主体です。海岸部の岩礁域ではイワガキやアワビを中心に、「つくり育てる漁業」を推進しています。

仁賀保地区を中心に海岸部には機械・電子産業を中心とした工業地帯が広がり、他の3地域よりも第二次産業の割合が高くなっています。

本地域の交通網は、南北に走る鉄道と国道7号が主軸となっており、高速道路へのアクセス道や日本海沿岸東北自動車道の整備が図られています。

②環境特性

鳥海山周辺では、ブナを中心とする森林が豊かな環境を形成しており、ここには稲倉岳のコメツガ群落や袖川のシロヤナギ群落など、原生的で貴重な植生も残されています。

また、ニホンカモシカ、ツキノワグマなどが生息し、イヌワシ、クマタカなどの繁殖地

ともなっています。

鳥海山北麓のにかほ高原一帯には多くのため池がみられ、その周囲にはノハナショウブ群落やハンノキ林などの湿生植物群落が広がっています。

海食崖や岩礁、砂浜や防風林など多様な環境を持つ象潟海岸は、ウミウ（「大須郷のウミウ繁殖地」として県指定天然記念物）、クロサギの繁殖地となっています。また、国指定天然記念物である象潟地区はかつて日本三景の松島と並び称せられる内湾の景勝地として知られていましたが、現在は1804年の大地震により隆起し、当時の面影を水田地帯の中に残しています。

県内随一の砂丘植生*が残る西目海岸は、その背後にあるクロマツ防風林と相まって、白砂青松の景観を形成していましたが、松くい虫被害により、松は壊滅的な被害を受けています。

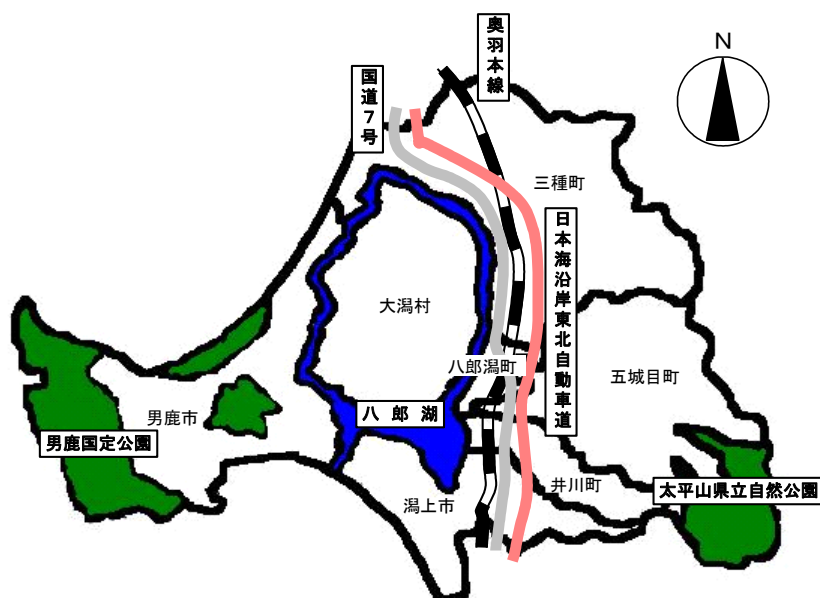
鳥海高原に展開する牧場では、自然とのふれあい施設が整備され、人々にうるおいのある空間を提供しています。

子吉川は、良好な水環境を背景として多くの生物を育み、地域の人々の生活と密接なつながりを持ってきました。

白雪川などは、鳥海山の火山活動の影響により酸性化がみられます。

平成の全国名水百選としてにかほ市の獅子ヶ鼻湿原（国指定天然記念物）“でつぼ（出壺）”と元滝伏流水が、また同市の象潟海水浴場が快水浴場百選に選定されています。

（４）男鹿・八郎湖地域



①概況

男鹿・八郎湖地域は八郎潟干拓地を中心とした平野が広がり、東部は太平山地の馬場目岳、西部は海岸段丘*、海食崖*が発達した男鹿半島、砂丘が連なる天王海岸、若美海岸など、多彩な自然環境に恵まれています。

男鹿半島一帯は、対馬暖流の影響を受け比較的温暖で冬季の降雪も少ない地域です。農業は米を基幹としており、特に八郎潟干拓地の八郎湖を中心として大規模な稲作を展開しています。

沿岸部には11の漁港があり、男鹿半島一帯ではハタハタ、マダイ、ヒラメなどを中心に、「つくり育てる漁業」による漁業を推進しています。

また、男鹿市戸賀地区や三種町森岳地区をはじめ、各所で観光振興のための拠点施設整備が進められてきました。

②環境特性

男鹿半島は比較的温暖な気候であり、半島の南岸と北岸にはヤブツバキ（「ツバキ自生北限地帯」として国指定天然記念物）などの暖地性植物が生育するほか、半島西側の本山にはブナ林などが分布しています。また、寒風山一帯には広大な二次草原*が広がり、多くの昆虫類、鳥類の生息・飛来地となっています。

八郎湖は、大潟村をはじめとする隣接市町村の農業用水として利用されているほか、ワカサギを主な対象とする漁業が営まれています。

また、八郎湖一帯には、秋から春にかけてハクチョウ類やガン類などが飛来するほか、貴重な鳥類、魚類、昆虫類が生息しています。しかし、干拓地や周辺市町村からの生活排水や農業排水などによる湖水の富栄養化が問題となっています。

天王海岸にはクロマツ防風林が広がり、後背地には出戸湿原をはじめとする湿原や池沼が残存し、多種多様な鳥類、昆虫類が生息しています。

五城目町周辺の森林は大部分がスギ人工林ですが、馬場目岳にはブナ林や溪畔林*が残るほか、二次林*がみられ、ニホンカモシカなどの森林性哺乳類*の生息地となっています。

男鹿市の宮沢海水浴場が「快水浴場百選」に選定されているほか、男鹿目潟火山群一ノ目潟は国の天然記念物に、脇本城跡は国の史跡に指定されています。

さらに平成23年9月には、「男鹿半島・大潟ジオパーク」が東北初の「日本ジオパーク」として認定されています。

第2節 社会特性

1 人口

平成26年10月現在での秋田県の人口は、1,037千人となっており、昭和57年以降減少を続けています。

本県の人口は、進学や就職などによる県外への転出者数が県内への転入者数を上回る社会減が続いています。

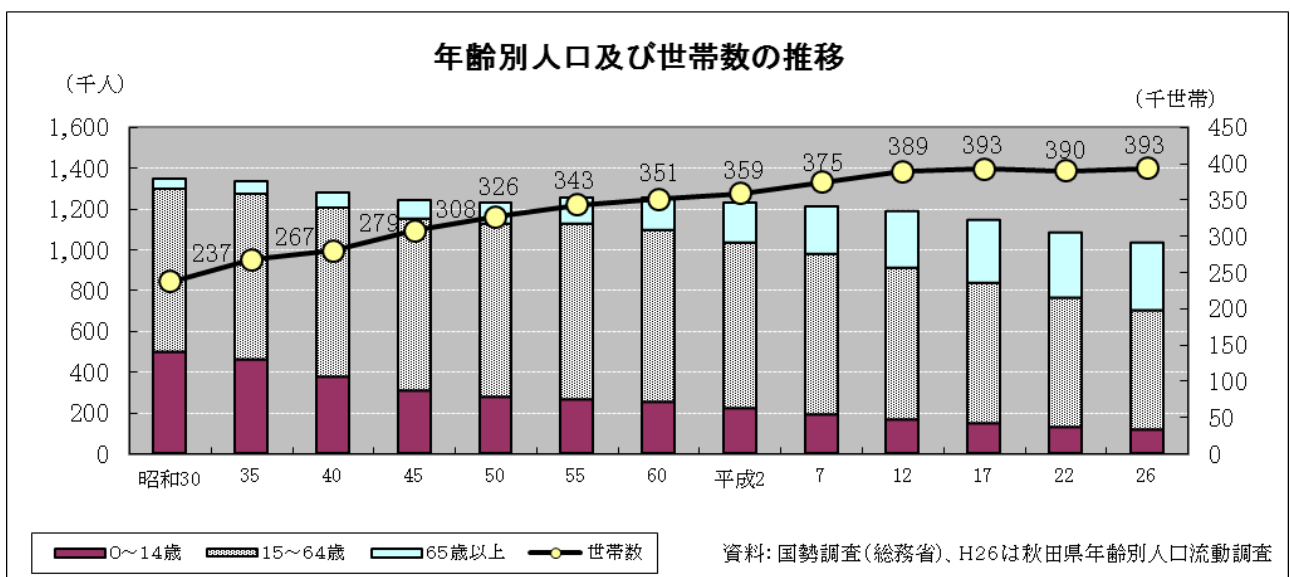
一方で、本県は出生数が死亡数を上回るという自然増の状態が長く続いてきたため、社会減をある程度カバーすることができました。

しかし、平成5年に初めて出生数より死亡数が多くなり、自然減に転じました。ここ数年は出生数の減少が著しく、自然減も増大し続けて

います。

また、総人口を年齢3区分別の割合でみると、0～14歳の年少人口は10.8%、15～64歳の生産年齢人口は56.5%、65歳以上の老年人口は32.6%となっており、高齢化が進行しています。

世帯数は393千世帯となっており、昭和30年代から増加を続けてきましたが、平成12年以降はほぼ横ばいとなっています。



2 土地利用

平成25年現在の土地利用状況は、森林が71.9%、次いで農用地が12.9%などとなっています。

平成7年以降、利用区分別の構成に大きな変化はありませんが、農用地が減少し、道路、宅地は増加しています。

土地利用状況の推移

(単位:km²・%)

	平成7年		平成17年		平成21年		平成25年	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
農用地	1,624	14.0	1,562	13.5	1,550	13.3	1,497	12.9
農地	1,580	13.6	1,521	13.1	1,509	13.0	1,497	12.9
採草放牧地	44	0.4	41	0.4	41	0.4	-	-
森林	8,399	72.3	8,383	72.2	8,440	72.5	8,371	71.9
原野	140	1.2	137	1.2	137	1.2	156	1.3
水面・河川・水路	396	3.4	403	3.5	405	3.5	410	3.5
道路	294	2.5	330	2.8	342	2.9	342	2.9
宅地	262	2.3	288	2.5	295	2.5	297	2.6
住宅地	166	1.4	178	1.5	181	1.6	181	1.6
工業用地	17	0.1	15	0.1	16	0.1	15	0.1
その他宅地	79	0.7	94	0.8	98	0.8	101	0.9
その他	497	4.3	510	4.4	467	4.0	563	4.8
総面積	11,612	100.0	11,612	100.0	11,636	100.0	11,636	100.0

※構成比(%)は、端数処理の関係で各項目の和とは一致しない場合がある。

資料: 土地利用現況把握調査

3 産業・経済

(1) 産業構造

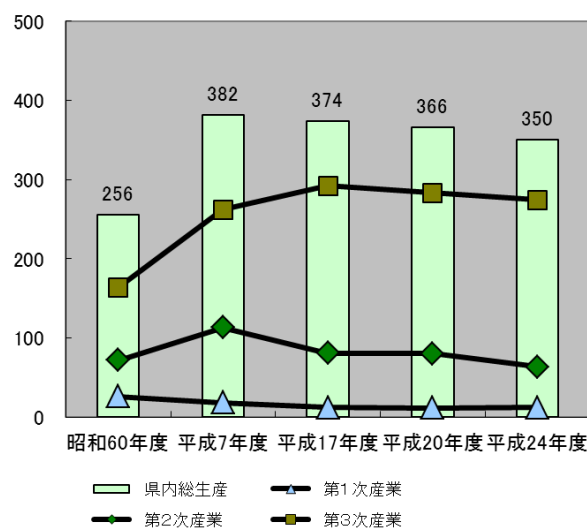
平成24年度の県内総生産は350百億円であり、昭和60年度の約1.4倍となっています。

産業別内訳は、第1次産業が3.5%、第2次産業が18.2%、第3次産業が78.3%となっています。

第1次産業は、減少傾向となっていました、平成17年度以降はほぼ横ばいとなっています。

第2次産業は、鉱業、製造業、建設業で平成8年頃をピークに減少傾向にあり、第3次産業についても、平成17年度以降減少傾向となっています。

産業別県内総生産の推移



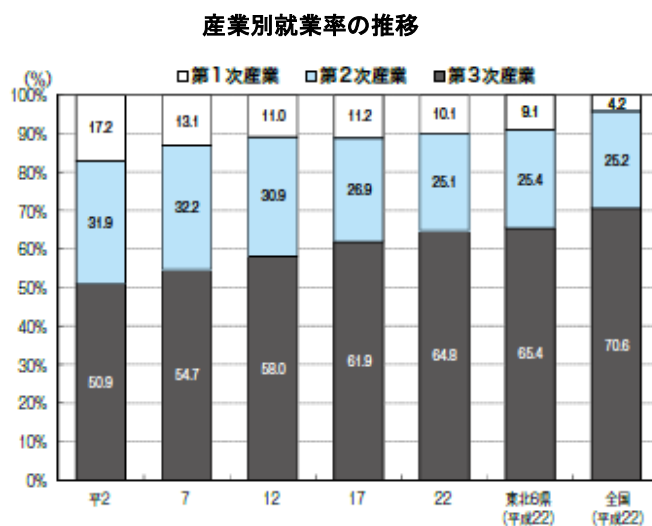
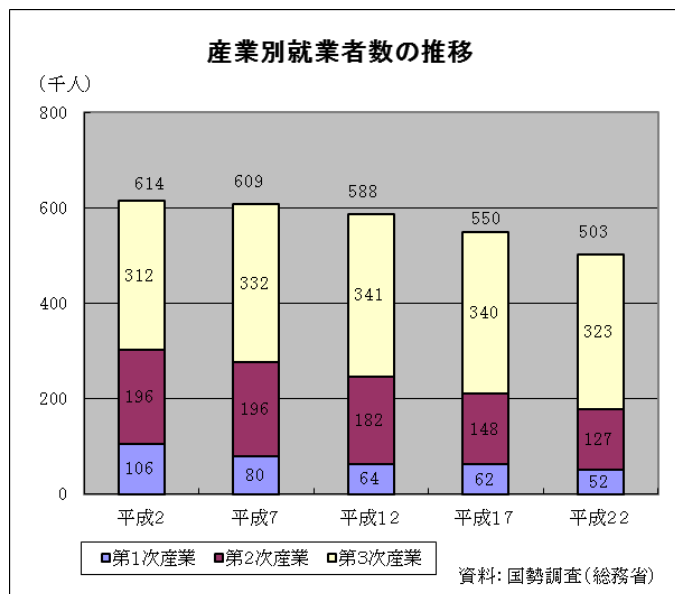
資料: 調査統計課

（２）就業者数

平成２２年の就業者数は、５０３千人と県内総人口の４６．３％を占めており、全国（４６．６％）と同程度となっています。

また、就業者数の推移は、昭和６０年以降減少傾向にあり、平成１２年からは全ての産業で減少しています。

産業別就業者数の割合は、農業人口が大部分を占める第一次産業が１０．１％であり、全国（４．２％）に比べて大きな割合を占めています。



資料：あきた県政概況 2015

4 水利用

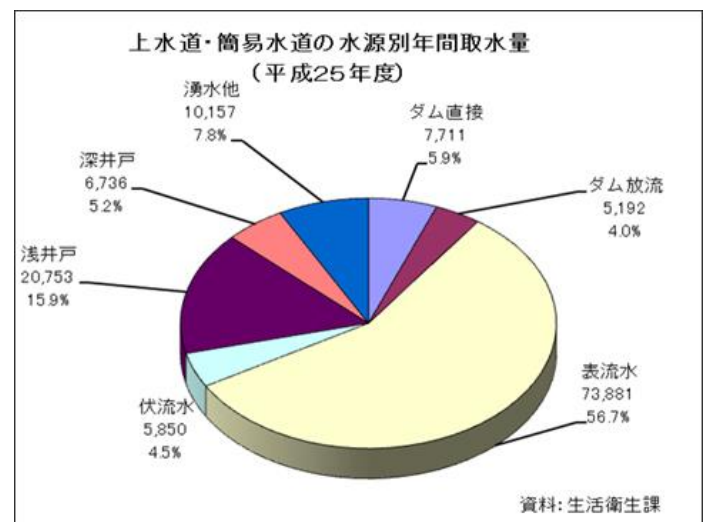
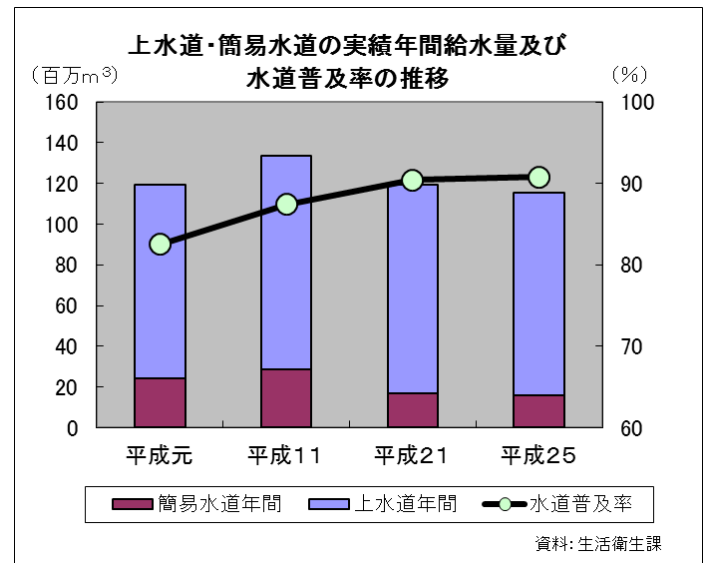
県内の水利用として、平成25年度の上水道・簡易水道の実績年間給水量は、115,423千 m^3 となっており、平成11年頃をピークに減少傾向となっています。

水道普及率は90.8%と年々上昇傾向にあります。普及率が低い地域では、地下水や湧水に恵まれ、井戸等への依存傾向が強く見受けられます。

上水道・簡易水道の年間取水量は、130,280千 m^3 であり、水源別では表流水が56.7%、次いで浅井戸、湧水、ダム直接などとなっています。

上水道の給水量（有収水量）は85,302千 m^3 であり、用途別では生活用が多くなっており、次いで業務用・営業用、工場用などで、日常生活における利用が大部分を占めています。

また、秋田工業用水道事業では、平成25年度に1日当たり154千 m^3 の工業用水を秋田市の秋田湾区域（飯島・向浜地区）、茨島地区、御所野地区へ供給しています。



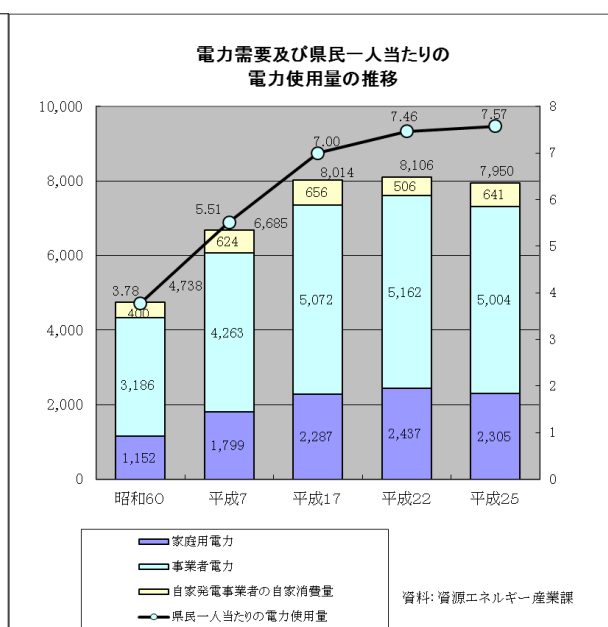
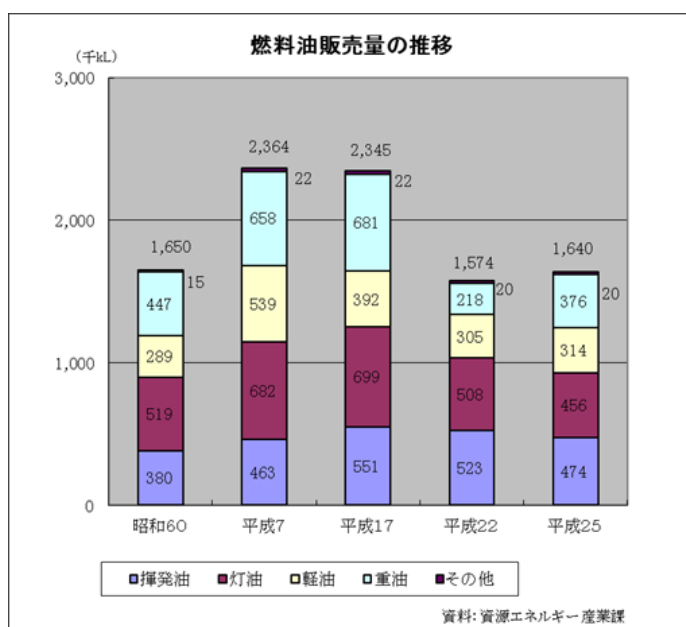
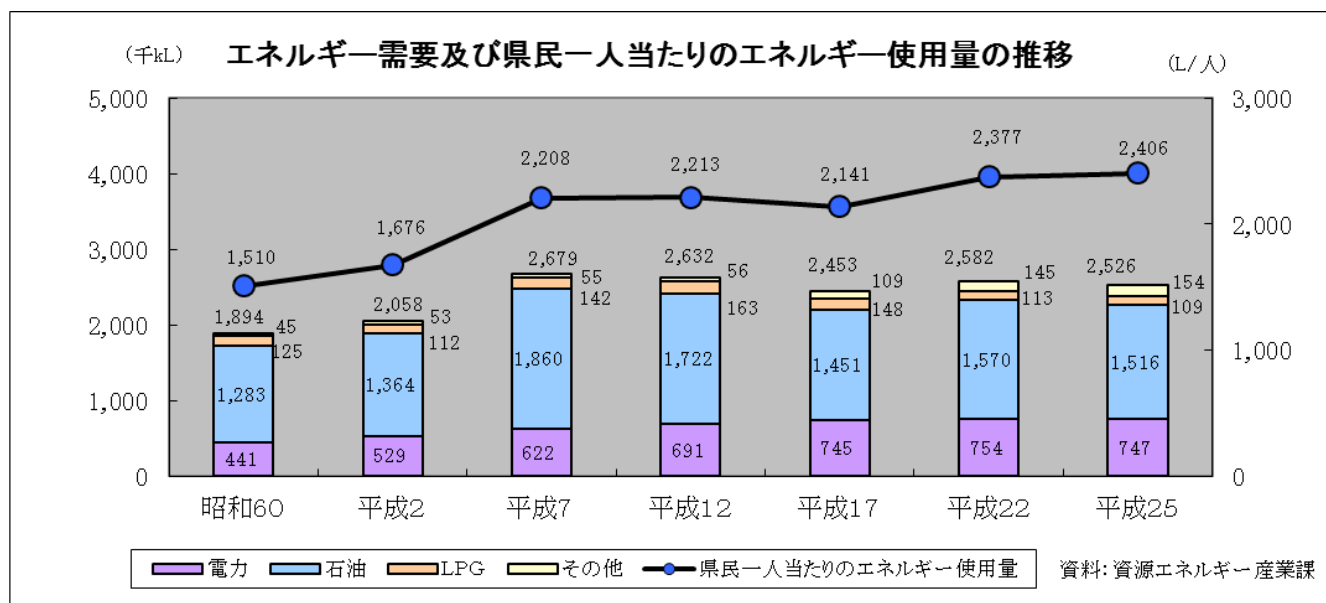
5 エネルギー

平成25年度の県内のエネルギー需要は、2,526千kL（原油換算）であり、石油が60.0%、次いで電力、LPGなどとなっています。

また、県民一人当たりのエネルギー使用量は2.4kLであり、増加傾向にあります。

燃料油の販売量は1,640千kLで、揮発油が28.9%、次いで灯油、重油、軽油などであり、減少傾向にあります。

電力需要は7,950百万kWhで、事業者用電力が62.9%、次いで家庭用電力、自家発電事業者の自家消費量となっています。また、県民一人当たりの電力使用量は7.57千kWhであり、増加傾向にあります。



第3章 目指すべき環境像と実現に向けての基本方針

郷土の環境特性を踏まえ、豊かな水と緑あふれる秋田を将来に継承していくため、「将来（平成32年度）の秋田県のすがた」をイメージして、目指すべき環境像を掲げ、県民、事業者、民間団体、行政とともに、その実現を目指します。

1 将来の秋田

地球温暖化対策や循環型社会形成のため、県民、事業者、民間団体、行政が一体となった県民運動としての環境保全活動の取組が展開されるとともに、県内各地の豊かな自然環境が保全、育成されるなど、全国に誇れる「環境先進県」を実現しています。

将来（平成32年度）の秋田県のすがた

- 「環境先進県」として、自然豊かな美しい環境が保全されており、地球にやさしく、県民が暮らしやすい循環型社会が形成されています。
- ・県民一人ひとりが、日常生活において環境に配慮して行動しています。
- ・豊かな自然の中で、家族や友人と語り合う時間を楽しみ、子どもたちは、自然とふれあいながら、環境の大切さを感じています。
- ・繰り返し使用できる容器を活用した宅配ビジネスが普及するなど、高齢者も、安心して生活しています。
- ・高齢者がごみを出す時に、地域の若い人たちが分別に協力するなど、みんなで支え合いながら生活しています。
- ・若い世代の環境に配慮する意識が高く、環境を守り育てる活動やリサイクルなどの取組が積極的に行われ、その輪が地域全体に広がっています。
- ・県民、事業者、民間団体、行政が一体となって美化などの環境保全活動に取り組んでおり、気持ちよく生活しています。また、県外や海外からの観光客などにも、そのきれいな街並みが喜ばれています。
- ・再生可能エネルギー*の県内自給率が向上し、環境関連産業の集積も進展しています。
- ・環境に配慮した農業が本県のスタンダードとして定着するとともに、多くの主体の参加のもと、森づくりや沿岸環境の保全が図られ、豊かで安心して暮らせる農山漁村地域がつくられています。
- ・バイオマスなどの地域循環型の資源については循環システムが確立しており、使用済小型家電などについても、循環の輪が広がっています。

※「環境先進県」とは、「県民、事業者、民間団体、行政の環境に配慮する意識が高く、これらの主体が一体となって、本県の豊かな環境を守り育てていくとする県民運動が活発に行われるとともに、再生可能エネルギーの導入についても、他県の模範となるように先導的に進んでいる県」をイメージしています。

2 基本方針

(1) 自然と人との共存可能な社会の構築

全ての県民は豊かな自然環境を享受するとともに、環境の保全と改善に協力し、これを良好な状態で将来に受け継いでいく責任があります。このため、人間優先的な考え方を改め、多様な自然環境と生物の生息環境を確保し、自然と人との共存可能な社会の構築が必要です。

- 多様な生物を育む原生的自然や二次的自然*を保全するとともに、都市とその周辺では身近な自然の保全・創出に努めます。
- 過疎化、高齢化などに対処しながら、自然環境と調和した農林漁業を推進し、森林、農地、沿岸域の持つ水源かん養*や生物多様性保全などの環境保全機能の維持・向上を図ります。
- 自然と人とのふれあいを進めるとともに、秋田の歴史的・文化的遺産に対する理解を深め、その保全に努めます。

(2) 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会*の形成

自然の持つ再生能力や浄化能力を超えて環境に負荷を与え続けることは、自然の物質循環を損なうことであり、今日の環境問題の根源もそこにあります。

私たちは、環境への負荷を可能な限り低減し、自然の持つ再生能力、浄化能力の保全・回復を図るとともに、環境と経済が好循環し、次世代にも承継できる循環型社会を形成することが必要です。

- 産業型公害、都市・生活型公害、化学物質などによる汚染から郷土を守り、安全で健康な暮らしができる生活環境を確保します。
- 環境と経済が好循環し、次世代にも承継できる循環型社会を目指し、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会システムを形成します。

(3) 地球環境保全への積極的な取組

県内では大陸からの越境大気汚染の影響により、酸性雨や黄砂、微小粒子状物質（PM_{2.5}）が観測されています。また、4月から5月にかけての光化学オキシダント濃度の上昇についても、移動性高気圧により高層のオゾンが地表に降下する自然的要因のほか、大陸からのオキシダントの移動が考えられます。

さらに、地球温暖化*による異常気象やフロンなどの化学物質によるオゾン層*の破壊は、影響が長期化、深刻化するおそれがあります。

- 地球環境問題が、私たち一人ひとりの様々な活動に起因していることを認識し、低炭素社会*の構築及び循環型社会の形成を目指します。
- 長期的視点に立って地球環境を保全するための調査・研究、情報の収集・提供など、

各種の取組を積極的に推進します。

(4) 環境保全に向けての全ての主体の参加

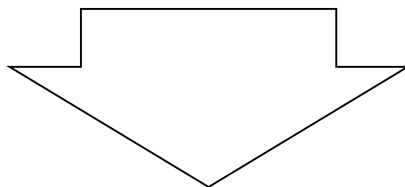
私たちは環境問題に対する正しい理解と認識を深め、環境に配慮する意識を育むことなどにより、新しい価値観に立ったライフスタイルや社会経済システムを構築する必要があります。

全ての県民の緊密な協力・連携のもとに、事業活動や日常生活を通して自主的かつ積極的な環境保全活動を行い、環境への負荷の少ない持続可能な社会をつくり上げる必要があります。

○県民、事業者、民間団体、行政の各主体が、環境に関する正しい情報と問題意識を共有します。

○全ての主体が協力・連携して地域の環境保全活動やライフスタイルの転換など、環境に配慮した取組に自主的かつ積極的に参加できるよう、環境の保全に向けた普及・啓発と基盤整備を進めます。

基本方針	○ 自然と人との共存可能な社会の構築 ○ 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成 ○ 地球環境保全への積極的な取組 ○ 環境保全に向けての全ての主体の参加
------	---



目指すべき環境像

豊かな水と緑あふれる秋田
～ みんなで環境先進県を目指して ～

第4章 環境保全に関する施策の展開

本章では、環境の現況と課題を踏まえ、本県の目指すべき環境像を目標として、この実現のために計画的かつ総合的に取り組むべき施策の方向を示します。

【環境の保全に関する施策】

(1) 自然と人との共存可能な社会の構築

①	豊かな自然環境の体系的保全
②	自然とのふれあいの確保
③	農地、森林、沿岸域の環境保全機能の維持・向上
④	快適環境の確保

- ・すぐれた自然環境の保全や野生生物の生息・生育環境の確保など多様な生態系の保全
- ・自然とふれ親しむ機会の充実や施設整備、人材育成
- ・農地や森林、藻場・砂浜の持つ環境保全機能の維持・確保
- ・環境に配慮した森づくりの推進
- ・豊かで潤いのある都市づくり、良好な景観の保全、歴史的・文化的遺産の保全

(2) 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成

①	良好な生活環境の保全	大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の対策 水・土壌環境の保全 化学物質対策の推進
---	------------	---

- ・工場・事業場の監視・指導、公害苦情等への適切な対応
- ・三大湖沼（十和田湖、八郎湖、田沢湖）の水質改善
- ・光化学オキシダント対策などの良好な大気環境の保全
- ・環境に影響を及ぼす化学物質の適正な管理、排出抑制

②	循環型社会の形成	廃棄物の発生抑制と循環的利用、適正処理の推進
---	----------	--

- ・3Rの推進、廃棄物発生抑制、リサイクル推進
- ・排出事業者や処理業者への啓発、監視・指導、不適正処理への迅速で厳正な対応
- ・リサイクル製品の認定と利用促進

(3) 地球環境保全への積極的な取組

①	地球温暖化対策の推進
②	オゾン層の保護・酸性雨対策の推進
③	国際協力の推進

- ・県民、事業者、民間団体、行政が連携して行う温室効果ガスの排出削減
- ・フロン類の確実な回収と酸性雨の継続的なモニタリングの実施
- ・中国吉林省との環境分野における交流

(4) 環境保全に向けての全ての主体の参加

①	環境教育、環境学習の推進
②	環境に配慮した自主的行動の推進
③	広域的な協力体制の確立

- ・幅広い県民が参加した環境保全活動や環境教育・環境学習の推進
- ・北海道・北東北4道県における温暖化対策の推進

(5) 共通的・基盤的施策の推進

①	環境影響評価の推進	③	環境マネジメントシステムの普及・推進
②	規制的手法・誘導的手法の活用	④	監視・測定体制の充実

第1節 自然と人との共存可能な社会の構築

1 豊かな自然環境の体系的保全

(1) すぐれた自然の保全

郷土の誇りであるすぐれた自然を保全し、将来へ引き継ぎます。

【現 況】

白神山地のブナ林に代表される原生的な自然は、森林の開発などにより減少し、現在ではその連続性が断たれ、県内に分散して分布している状況です。

また、人間活動との関わりで維持・形成されてきたコナラ・ミズナラ林やススキ草原などの二次的自然も、地域によっては、人口減少や高齢化、農林業の形態や生活様式の変化、宅地開発などにより減少しています。

【課 題】

生物多様性の確保に重要な役割を果たしている原生的な自然や、田園地帯における二

次的自然の重要性を認識するとともに、これらの保全をさらに推進する必要があります。

【施策の方向】

- 優れた自然の実態調査を実施し、自然（緑地）環境保全地域*の指定、拡大を図ります。
- 自然的・社会的条件の変化に対応して、自然公園の公園計画等の見直しを検討します。
- 市町村及びNPO法人などの参画のもとに二次的自然環境の維持・保全を図ります。
- 自然環境に関する基礎的調査研究の充実に努めます。

(2) 動植物の生息・生育地の保全、生物回廊の設置

野生生物の生息・生育環境を確保し、多様な生態系*を保全します。

【現 況】

本県は、平成5年に世界遺産に登録された白神山地をはじめ、十和田八幡平国立公園、鳥海国立公園、栗駒国立公園、男鹿国立公園などの多様で多彩な自然環境に恵まれています。

この豊かな自然環境に恵まれている秋田には、多様な野生生物が生息・生育しています。

秋田県の代表的な希少動物としては、哺乳類では、カグヤコウモリ、ホンドザル、鳥類ではクマガラ、オオセッカ、イヌワシ、淡水魚類ではゼニタナゴ、シナイモツゴ、トミヨ属雄物型などが生育しています。

貴重な植物群落としては、天然秋田スギの

混生するブナースギ群落、由利地方の海岸に散在する暖地性のタブノキ群落、仙北市柴倉峠のユキツバキ自生北限群落、コケ沼の高層湿原などがあげられます。

秋から春にかけて、八郎湖周辺などには、ハクチョウ類、ガン類、シギ、チドリ類などの渡り鳥が多数飛来し、男鹿半島の海岸域ではカモメ類、カモ類などが数多くみられます。

しかしながら、豊かな自然が残されている本県においても、社会・経済システムや生活スタイルの変革により自然環境に様々な改変が加えられ、県内に生息・生育する野生動植物にも大きな影響が及んでいます。

このため、県では平成12年に生物多様性の保全の総合的指針となる「秋田県生物多様

性保全構想」を策定するとともに、平成14年には「秋田県の絶滅のおそれのある野生生物2002秋田県版レッドデータブック*」を刊行し、生物多様性の保全施策の充実とその重要性の普及啓発に努めています。

なお近年、県内には生息していないとされてきたニホンジカを目撃が相次いでいます。

本種の個体数が増加すると、食害によって自然植生が壊滅的な被害を受けるなど深刻な影響が心配されています。

ー生物多様性に関する動きー

国は、平成5年5月に生物多様性条約を締結し、条約は同年12月に発効しました。条約では、生物の多様性を「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。」と定義しています。

地球上には、未発見の種を含めると3千万種もの生き物がいるといわれています。全ての生き物は、他の多くの生き物と相互に関わりあって生きています。自然界において様々なつながりを持ちながら、それぞれの地域の自然環境に応じて様々な生き物が存在している状況が生物多様性といえます。我々人類も、生物多様性を構成する一員として存在し、大気や水、食料や医薬品、知恵や伝統など様々な恵みを受けています。

国は、条約締結を受け、平成7年10月に「生物多様性国家戦略」を策定し、平成14年3月には「新・生物多様性国家戦略」を、平成19年11月には「第三次生物多様性国家戦略」を策定しました。

平成20年6月、生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進することで豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会の実現を目的として、生物多様性基本法が施行されました。

この法律では、政府において、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、「生物多様性国家戦略」を定めることを義務づけるとともに、生物多様性の現状や課題は地域ごとに異なり、各地域の自然的社会的条件に応じたきめ細やかな取組が必要であることから、地方公共団体に「生物多様性地域戦略」を策定するよう努力義務を課しました。

国は、平成22年3月に、この法律に基づく初めての生物多様性国家戦略である「生物多様性国家戦略2010」を閣議決定しました。この国家戦略では、平成24年度までに全ての都道府県で「生物多様性地域戦略」の策定に着手するとの数値目標が設定されました。

平成22年10月には生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市で開催され、新戦略計画・愛知目標（ポスト2010年目標）、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書などが採択されたことから、平成24年9月に生物多様性国家戦略*2012－2020が策定されました。

【課 題】

多様な野生生物の現況を把握し、その保護対策を強化するとともに、生息・生育環境の保全を推進する必要があります。

また、生物の移動・分散経路を考慮した生物回廊を設置する必要があります。

さらに、ニホンジカ等の生態系に脅威を及ぼすおそれのある野生動植物を適正に管理する必要があります。

【施策の方向】

- 生物多様性に関する調査・研究に基づき、自然環境の体系的な保全対策を推進します。
- 野生生物の調査・研究を推進するため、人材の育成を図るとともに、関係研究機関のネットワーク化を推進します。

●「国有林緑の回廊*」と鳥獣保護区等との連携による生物回廊の確保を図ります。

●県自然環境保全地域の新規指定などにより、希少な動植物の生息・生育環境の保全を図ります。

●河川、湖沼、湿地の保全を図るため、関係機関、市町村との協力体制の確立を図ります。

●砂浜や藻場*など海岸の生態系の保全を図り、環境浄化機能や多様な生物の生育環境を確保します。

●外来種*などの移入防止の啓発や駆除技術の習得に努め、郷土の生態系の維持・保全を図ります。

●生態系に脅威を及ぼすおそれのある野生動植物の現状を把握し、適正な個体数管理や世界遺産等の保護地域への侵入防止を図ります。

2 自然とのふれあいの確保

自然とふれ親しむための条件づくりに努めます。

【現 況】

本県は広大な森林をはじめとして、大小多数の河川や湖沼、海岸線の約3分の2を占める砂浜海岸など、豊かな緑地空間と水辺空間に恵まれています。

これらを代表する自然公園には、県内外から年間700万人以上の人々が訪れ、すぐれた自然にふれ親しんでいます。

また、沿岸域は様々な自然とのふれあいの場となっており、海水浴場では多くの人々が浜辺に憩い、男鹿半島や県南、県北部の岩礁海岸では釣りや磯遊びを楽しんでいます。

これらの人々に自然の大切さなどへの理解を深めてもらうために、自然保護指導員*、自然公園管理員*、鳥獣保護管理員*、自然観察指導員*が活動しています。

このほか、「東北自然歩道」や「奥森吉青少年野外活動基地」、「白神山地世界遺産センター（藤里館）*」、「環境と文化のむら*」、自然公園内の「ビジターセンター」、「大湯環状列石」、「秋田城跡」、「払田柵跡」の史跡公園などを整備し、身近な自然や地域の歴史・文化とのふれあいの場を提供しています。

また、近年多くの人々が自然やふるさとへの回帰を願望しており、農山漁村との交流が活発に行われつつあります。

【課 題】

豊かな緑地、水辺空間の保全を図るとともに、自然の大切さへの理解を深めるため、都市部と農山漁村との交流を進める必要があ

ります。

また、自然とのふれあいの機会を増やすため、各種施設の整備や資料の作成を進めるとともに、今後とも自然保護に関わる人材を育成していく必要があります。

【施策の方向】

緑地空間の保全・整備

- 農業体験を通して自然とふれあうことのできる市民農園などの整備を推進します。
- 住民の憩い、やすらぎの場となる市民参加型の森づくりを推進します。

水辺空間の保全・整備

- 自然とふれあえる親水空間*、生物の生息・生育空間として、水辺の生態系を保全しながら、河川、湖沼、海岸などの整備を図ります。
- 用水路、ため池などの農業水利施設の保全・管理を推進し、快適な生活環境と生物多様性の確保を図ります。

- 地域住民の協力を得ながら、清掃などの実践活動を通し、人々にうるおいを与える河川、湖沼、海岸の保全に努めます。

施設の整備

- 自然公園施設や東北自然歩道の整備・改修を推進します。

人材の育成

- 自然保護意識の高揚、自然環境の保全、適正な利用を推進するため、県の非常勤職員である自然保護指導員、自然公園管理員などの人材の育成に努めます。

交流の促進

- 農山漁村地域の自然環境を活用し、体験型教育旅行等グリーン・ツーリズム*の受け入れ地域の体制づくりを支援します。

3 農地、森林、沿岸域の環境保全機能の維持・向上

長い間、人間は農林漁業を通して自然と共存し、自然環境を保全しながらその恵みを享受してきましたが、産業構造や生活スタイルの変化、高齢化や過疎化の進行に伴い、耕作放棄地の防止や森林の適正な整備・保全が課題となっており、農山漁村の持つ環境保全機能*を維持していくための仕組みづくりが必要です。

(1) 農地

適正な営農を推進し、農地の持つ環境保全機能を維持します。

【現 況】

農地は作物を育むだけではなく、独自の生態系を形成し、昆虫類、両生類など身近な生物の生息地となっており、生物多様性の確保などの多くの環境保全機能を持っています。

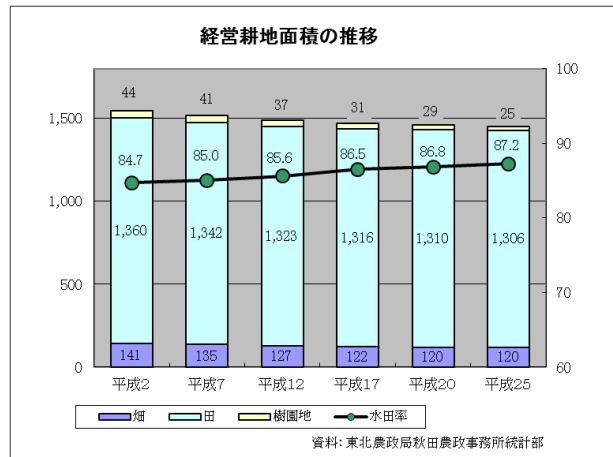
また、平野、盆地、山間地に展開する水田は、美しい田園風景を形成し、洪水防止や水

源のかん養などの環境保全機能を持っています。

一方、担い手である農業就業者の減少、高齢化などに伴う労働力の低下により、農地の約9割を占める水田の面積は減少傾向にあります。

また、水田からは地球温暖化の原因となる

メタンガスの発生が懸念されているほか、農薬や肥料などの過剰な使用により、河川、湖沼、地下水などが汚染されるおそれがあり、生態系への影響も懸念されています。



【課 題】

「環境保全型農業*」を推進するとともに、農業水利施設の適切な整備・更新など、農地

(2) 森林

森林を適正に整備・保全し、森林の有する環境保全機能の発揮に努めます。

県民が将来にわたって広く自然の恩恵を享受できるよう、豊かな「水と緑」に包まれたふるさと秋田を創造します。

【現 況】

県土の約7割を占める森林は、林産物を供給する機能のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、生物多様性の維持、公衆の保健、地球温暖化の防止等の様々な環境保全機能を有しています。

これらの環境保全機能等は、森林を持続的に管理・経営することにより、初めて発揮されることから、県民が森林の恩恵を将来にわたって享受するためには、森林整備が不可欠です。

また、低炭素社会への関心が高まる中、森林整備による二酸化炭素吸収量をクレジット化して取引するなど、林業・木材産業の新

の環境保全機能が十分発揮できるように努める必要があります。

【施策の方向】

- 水源かん養、生物多様性の確保など、農地の持つ環境保全機能の維持・増進を図ります。
- 農薬、肥料などの効率的利用、防除・施肥技術の開発・普及を推進し、「環境保全型農業」を確立します。
- 啓発活動などにより、「環境保全型農業」に対する農業従事者の意識の向上を図ります。
- 新規就農者の確保・育成のため、総合的な対策を実施します。
- 農業体験学習などを通じて、次世代を担う年齢層への農林漁業と環境に関わる教育の推進を図ります。

たな価値の形成に取り組んでいます。

さらに、森林の持つ環境保全機能等が高度に発揮されるよう、水源かん養、土砂流出防備などの保安林*について、計画的に整備を進めることとしています。また、飛砂防止や防風機能を発揮している海岸松林や県民生活に潤いと彩りを享受しているナラ林等の広葉樹林の保全のため、森林病虫害対策（松くい虫*被害、ナラ枯れ被害）を進めています。

また、全国第1位のスギ人工林資源と第4位の素材生産量を誇る本県は、製材から合板、集成材など各種の木材加工企業が古くから集積する、日本有数の林業・木材産業県です

が、林業従事者は減少傾向にあるとともに、高齢化が進んでいます。

一方、本県の豊かな「水と緑」は人々の生活と一体となって、私たちに心の安らぎとゆとりをもたらす「ふるさとの原風景」を育んできました。これらは、先人が守り育て、伝えてきてくれた貴重な財産であるとともに、未来からの預かりものであるといえます。

近年の飛躍的な社会経済の発展に伴い生活の利便性が向上する一方で、私たちの周りから、「ふるさとの原風景」は失われてきています。

このため、水と緑を育む美しい自然を次世代に引き継ぐために、「水と緑の条例」に基づき、県民との協働による森と川と海の保全活動を推進し、各地域の森林ボランティア等の活動を促進しています。

また、平成20年4月には、「ふるさと秋田」の多様な森林を将来にわたって健全に守り育てていくため、「秋田県水と緑の森づくり税」を導入しました。

【課 題】

水源かん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全など、森林の有する環境保全機能の維持・増進に努める必要があります。

これらの大切な機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって森林を適正に整備・保全していくことが重要です。

具体的には、本県の民有林の約53%を占めるスギ人工林を健全な森林に育成していくため、一層の間伐*及び森林を若返らせるための皆伐・再造林が必要です。

また、林業については、植林から伐採まで長い年月を要するため、経済的側面を重視するだけではなく、自然環境を保全する観点からの位置づけも重要です。

さらに、団体・企業、ボランティア、児童生徒等多くの県民が自主的に森づくり活動に参加するための機会が少ないため、県内各地で開催される森林づくり活動地域の情報発信力を高めていく必要があります。

【施策の方向】

- 間伐、複層林施業*、天然林施業*などにより、森林の有する環境保全機能の質的向上を図ります。
- 保安林の計画的な指定・整備を行い、森林の環境保全機能が高度に発揮できるように努めます。
- 広葉樹の適地には、林種転換による広葉樹林への誘導などを推進します。
- 荒廃森林を整備することにより、水資源の確保と県土の保全を図ります。
- 伐倒駆除、薬剤散布、防除帯の設置などにより、森林病虫害対策（松くい虫被害、ナラ枯れ被害）を実施します。
- 林業就業者の確保、技術習得の促進に努め、人材育成を推進します。
- 間伐促進や林地残材の活用による「オフセット・クレジット（J-クレジット）*」への取組を推進します。
- 県民が「水と緑」の原風景を保全継承するため、森林ボランティア活動の浸透を図ります。
- 「あきた森づくり活動サポートセンター」を設置し、相談窓口を開設することにより、多くの県民が自主的に森づくり活動に参加できる機会を創出します。
- 針広混交林化や里山林再生等に加え、林業の循環サイクルを補完する仕組みをつくり、環境に配慮した森づくりを推進します。

（３）沿岸域

藻場、砂浜などの持つ環境保全機能を維持します。

【現 況】

生命の源と言われる海洋は、未解明な部分が多いものの、様々な物質の循環機能、地球の状態を一定に保つ恒常性維持機能など、人間を含む生態系の維持に欠かせない働きをしています。

また、海洋は世界人口の増加とともに食料供給の場としての重要度が高まり、国際的な漁獲規制が始まっています。

日本の沿岸域では各種の開発、人間活動によって生じる負荷の増大により、豊かな生産能力や水質浄化機能を持つ藻場、砂浜などの消失と同時に、生物多様性が失われつつあり、本県も楽観できない状況にあります。

また、水産資源である主要な魚介類は、ハタハタなど一部の魚種では資源の回復が認められるものの、海洋環境の変動や過剰な漁獲の影響などにより、依然として低水準にあります。

【課 題】

漁業は海洋環境に大きく依存していることから、将来的に安全な魚を安定して供給するためにも、海洋環境の保全が必要です。

このため、石油類などの汚染物質の流出を防止し、陸上からの負荷を低減する必要があります。

また、藻場、砂浜などの持つ環境保全機能を維持し、生物多様性と良好な海洋環境の保全に配慮した「水産多面的機能発揮対策」を推進する必要があります。

【施策の方向】

- 藻場、砂浜などにおける水質浄化機能や多様な生物の生息環境を維持し、「水産多面的機能発揮対策」を推進します。
- 海洋の水質を保全するため、汚濁負荷の流入防止・低減を図ります。
- 自然環境と調和した漁港施設の整備を推進します。
- 海岸等について、健全な生態系及び良好な景観の維持・回復等に向けた整備を進めます。

4 快適環境*の確保

(1) 快適な都市環境の確保・創出

豊かでうるおいのある都市づくりに努めます。

【現 況】

安全で快適、緑豊かな都市環境の創出に向けて、都市の緑化や緑地の保全、緑化の推進など総合的な公園緑地政策が求められています。

都市公園*は、スポーツ、文化活動など、快適な生活環境を提供するオープンスペースであると同時に、公害の緩和、災害時の避難場所としての機能を持つことから、平成27年度までに、都市公園を県民一人当たり20.0m²に整備・拡充し、維持することとしています。

また、都市周辺に、公衆の衛生や大気浄化などの環境保全機能が高度に発揮できる生活環境林を平成32年度までに、25地区整備することとしています。

生活排水処理施設*整備の進捗により都市河川の浄化が進み、人々にやすらぎを与える空間となっているものの、生活排水処理施設が未普及の地域では、生活排水の流入による水質の悪化がみられます。

【課 題】

身近な緑や清らかな流れなど、都市の人々にうるおいを与える環境を創出する必要があります。

【施策の方向】

- 生態系や生物多様性の確保に配慮した河川の整備を推進するとともに、良好な環境の維持・管理に努めます。
- 公共施設の緑化、道路の植栽、都市公園の整備を進め、うるおいのある身近な緑を増やします。
- 大気の浄化*など、環境保全機能を高度に発揮できる緑の整備に努めます。
- 生活排水*対策の重要性について普及啓発に努めるとともに、河川の一層の浄化・整備に努めます。

(2) 良好な景観の形成、歴史的・文化的遺産の保全

郷土の良好な景観を保全・創造し、美しく潤いのある県土を形成します。

歴史的・文化的遺産を保全し、秋田の伝統と文化を後世に引き継ぎます。

【現 況】

本県は、出羽富士と称される鳥海山、豪壮な断崖の続く男鹿半島などの自然景観、のどかな田園風景などの農山漁村景観、伝統的な街並などの歴史的景観に恵まれています。

良好な景観の形成には、日常の啓発活動と長期的視点に立った施策の推進が必要であることから、「秋田県屋外広告物条例」や「秋

田県の景観を守る条例」を制定し、乱雑な屋外広告物や大規模建築物などに対する指導を行っています。

また、景観法の趣旨を踏まえ、地域の景観形成の核となる人材の育成や地域の先導的な景観形成活動を支援しています。

さらに、歴史的・文化的遺産については、これらを永く後世に引き継ぐため、史跡の整

備事業や文化財の修理・保存、民俗文化財の
伝承事業などを進めています。

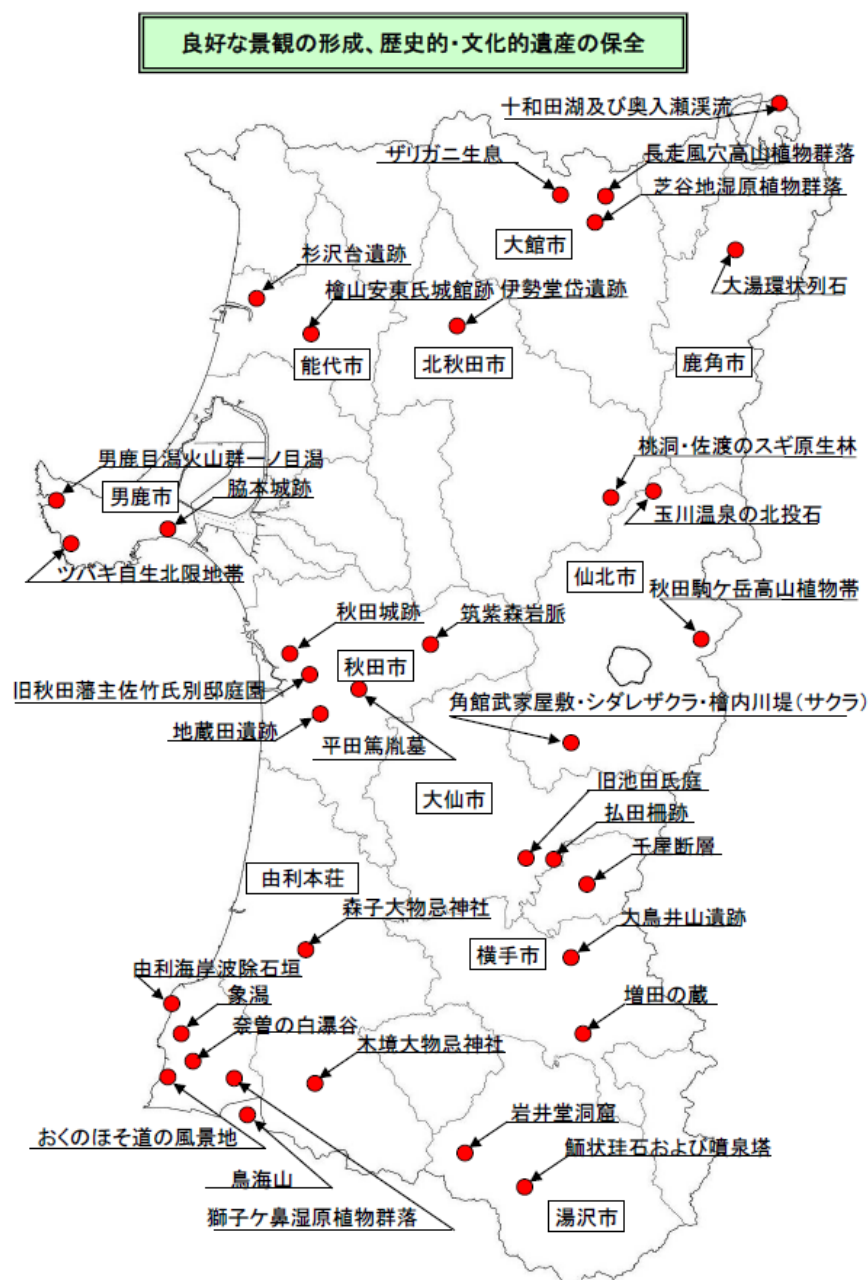
【課 題】

乱雑な屋外広告物を規制するなどの措置
により、良好な景観を保全・創造することが
必要です。

また、秋田の伝統と文化を後世に継承して
いくため、歴史的建造物などと調和した街づ
くりが必要です。

【施策の方向】

- 条例に基づく規制・指導を強化するとともに、住民全体の景観形成活動を強化し、地域特性に応じた良好な景観の保全・創造を推進します。
- 仙北市角館や横手市増田に代表される歴史的街並や建造物の保全を図るとともに、史跡や名勝の保存管理計画を策定します。
- 電線類の地中化などにより、良好な都市景観の形成、ゆとりある道路空間づくりを推進します。



第2節 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成

1 良好な生活環境の保全

(1) 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の対策

良好な大気環境を将来に継承するとともに、静かで、さわやかな生活環境を確保します。

①大気環境の保全

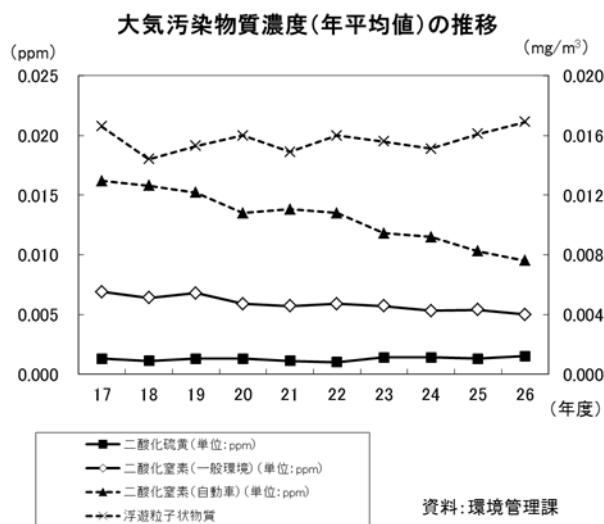
【現 況】

大気環境は概ね良好な状態を保っています。

二酸化硫黄*、二酸化窒素*、一酸化炭素*及び浮遊粒子状物質は、全測定局で長期的評価に基づく環境基準*を達成しています。光化学オキシダント*は、春季から初夏にかけて環境基準を超える傾向にありますが、光化学スモッグの発生はみられません。PM

2.5は、平成23年度に測定を開始しており、平成25年度から環境基準を超えている地域があります。原因としては、移動性高気圧のために高層のオゾンが地表に降下した自然的要因や大陸からの大気汚染物質の移流（越境汚染*）などが考えられます。

人の健康に影響を与えるベンゼンなどの有害大気汚染物質*については、環境基準を達成しています。



【課 題】

大気環境を現在の良好な状態のまま維持・保全する必要があります。

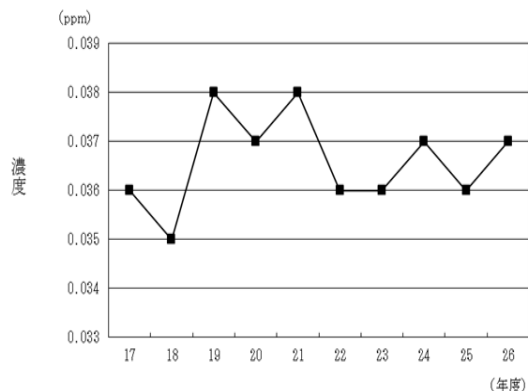
また、大気汚染に関する注意喚起等を的確に行えるよう、環境基準を達成していない光化学オキシダント及びPM2.5の常時監視体制を見直し、整備する必要があります。

【施策の方向】

固定発生源対策

- 工場、事業場に対して大気汚染物質の排出抑制を指導するとともに、監視を継続します。
- 一般環境大気測定局*による常時監視を継続し、汚染の把握に努めます。
- 有害大気汚染物質については、監視を継続します。

光化学オキシダント濃度(年平均)の推移



移動発生源対策

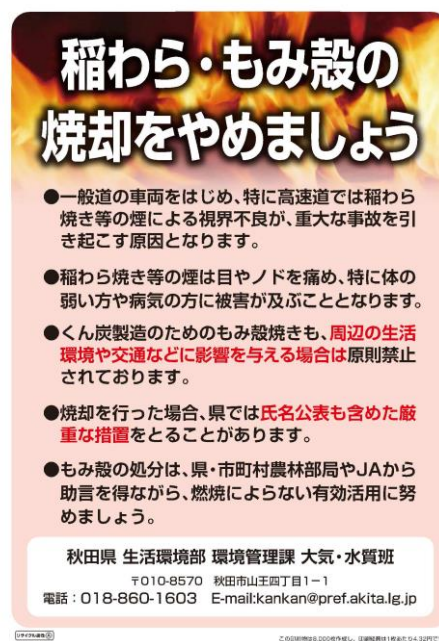
- 関係機関との連携を図りながら、発生源対策、交通総量抑制対策、交通管理など、総合的、計画的な道路交通対策を推進します。
- 低公害車*の積極的な導入を支援し、普及を図ります。
- 自動車排出ガス測定局*による常時監視を継続し、汚染の把握に努めます。

普及・啓発

- 光化学オキシダント等、大気汚染物質の常

時監視結果については、インターネットにより県民にリアルタイムで情報を提供します。

- 稲わらスモッグの発生防止のため、「稲わら焼き禁止」の指導、普及・啓発を継続するとともに、稲わらやもみ殻の循環利用を推進します。
- 自転車、公共機関の利用に努めるとともに、エコドライブなど、実行可能な大気汚染低減策の普及・啓発を推進します。



②騒音・振動・悪臭の対策

【現 況】

騒音については全般に問題が少なく、比較的静かな生活環境が保たれています。主要幹線道路ではやや影響がみられるものの、道路交通騒音の環境基準の全時間達成率は90%を超えており、全国平均を上回っています。また、秋田空港周辺の航空機騒音については大幅な変動はなく環境基準を達成しています。

飲食店や家庭から発生する近隣騒音については、「近隣騒音防止指導指針」に基づき、苦情処理や未然防止に努めています。

悪臭については、家庭生活を発生源とする苦情が最も多く寄せられており、次いで畜産農業に係るものが多くなっています。

また、振動については例年苦情もほとんどなく、良好な状態が持続しています。

工場、事業場等から発生する騒音や悪臭に

対しては、必要に応じて市町村と協力しながら防止対策を指導しています。

【課 題】

道路交通騒音については、監視の継続だけでなく、総合的な道路交通対策を実施することが必要です。

飲食店営業や家庭生活に伴う近隣騒音をはじめ、建設騒音、工場騒音についても指導を継続する必要があります。

また、振動については、現在の良好な状態を維持できるよう、監視・指導を実施する必要があります。

畜産農業における悪臭については、家畜排せつ物の処理などの適切な対策を講じる必要があります。

生活排水やごみの不適切な取扱いによる悪臭については、家庭生活に起因した悪臭を防止するため、近隣に配慮した生活意識の向上を一層促す必要があります。

【施策の方向】

防止対策

- 主要幹線道路や空港周辺などで騒音の監視を継続して実施します。
- 自動車騒音については、関係機関との連携を図りながら、発生源対策、交通総量抑制対策、交通管理など総合的、計画的な道路交通対策を推進します。

- 飲食店営業に伴う深夜騒音や商業宣伝のための拡声機騒音については、使用制限や音量制限などの規制を継続します。
- 低周波音*の実態調査については、必要に応じて市町村と協力し、発生源対策を指導します。
- 市町村や関係機関と協力して、家畜排せつ物の堆肥化など、適正な処理による悪臭防止対策を推進します。
- 畜産農家等に対して、悪臭解消の指導と技術支援を行います。
- 騒音・振動・悪臭の実態把握を継続し、必要に応じて規制地域の指定や見直しを実施します。
- 工場、事業場に対しては、必要に応じて市町村と協力し、騒音・振動・悪臭防止対策を指導します。

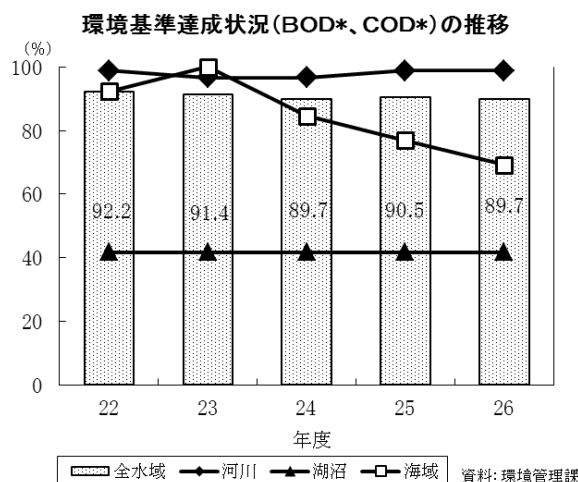
普及・啓発

- ノーマイカーデーの普及など、全県的な運動を推進します。
- 学校教育での充実を図るなど、啓発活動を推進し、生活騒音に対するモラルの向上を図ります。
- 騒音・振動・悪臭防止の普及・啓発を推進します。

(2) 水・土壌環境の保全

良好な水質を維持し、環境保全上、健全な水循環*の確保に努めるとともに、安全な土づくり・汚染土壌対策を進めます。

①水質



【現 況】

○河川

河川の水質は、全般に良好な状態を維持しています。生活排水の流入などにより長年にわたって環境基準未達成の状況が続いていた都市やその近郊を流れる中小河川では、下水道等生活排水処理施設の普及により、水質は大きく改善されました。

しかし、河川の下流域では上流から流れ着いたごみが目立つほか、八郎湖に流入する馬踏川等では生活排水や農業排水などを原因とする汚濁がみられ、また、県内に多い温泉、休廃止鉱山からの流出水により酸性化し、下流域に影響を与えている河川があります。

また、各種の化学物質は人の健康を脅かし、生態系にも影響を与えるおそれがあることから、県は工場、事業場からの排水や地下水の監視を実施しています。

○湖沼

十和田湖、八郎湖などの湖沼では、水質の指標であるCODの水質環境基準が未達成

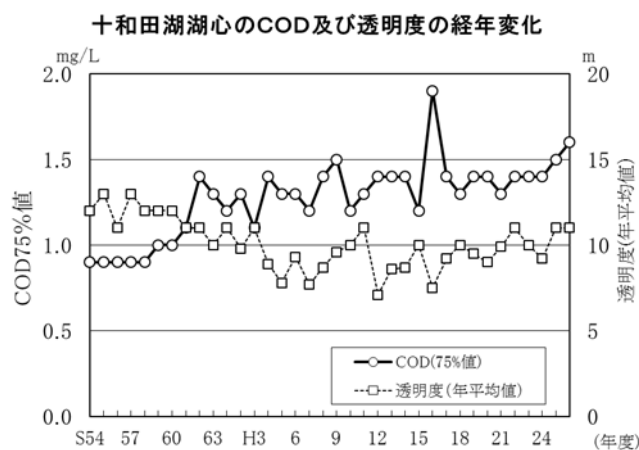
となっている水域が多くあります。また、田沢湖では、pH*の回復が期待されています。

《十和田湖》

十和田湖には湖沼の水質環境基準で最も厳しいAA類型をあてはめています。水質の指標であるCOD(75%値*)については、昭和61年度以降環境基準(1mg/L以下)を達成できない状態が続いており、平成26年度は環境基準点の湖心で1.6mg/L、子ノ口で1.5mg/Lとなっています。また、昭和60年頃には湖心で12m前後であった透明度(平均値)も平成2年以降低下を生じ、平成26年度は10.5mとなっています。

このようなことから、水質改善とヒメマスの資源量回復に向け行政、事業者及び住民が実践すべき取組を定めた「十和田湖水質・生態系改善行動指針(平成13年8月策定、平成27年3月改定)」に基づき、水質・生態系改善のための各種取組を進めています。

十和田湖では、明治4年の廃藩置県から県境が未確定になっていましたが、平成20年に境界が決定したことから、国から配分される地方交付税が増額になりました。平成21



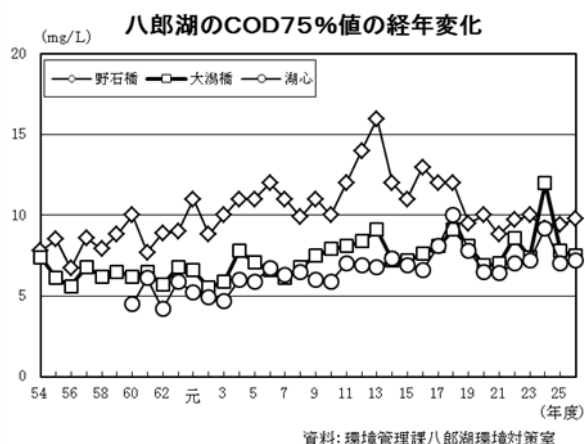
年度から10年間、地方交付税の増額分については、十和田湖の環境保全及び景観対策等の推進のために利用することで、両県、小坂町及び十和田市で合意しています。

《八郎湖》

八郎湖の水質は、干拓事業の完了後、徐々に富栄養化*が進行し、近年、アオコが大量に発生するなど水質環境基準が確保されない状況が続いていることから、県では平成19年12月に湖沼水質保全特別措置法*に基づく指定湖沼*の指定を受け、平成20年3月に「八郎湖に係る湖沼水質保全計画*（第1期）」を策定し、主に八郎湖に流入する負荷を削減するため、生活排水、工場・事業場排水、農地からの濁水などの発生源対策を中心に水質保全に資する各種事業を実施してきました。

平成26年3月には、平成30年度までを計画期間とする「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第2期）」を策定し、発生源対策を継続実施するとともに、アオコ対策や湖内浄化対策など各種対策の一層の推進に取り組んでいます。

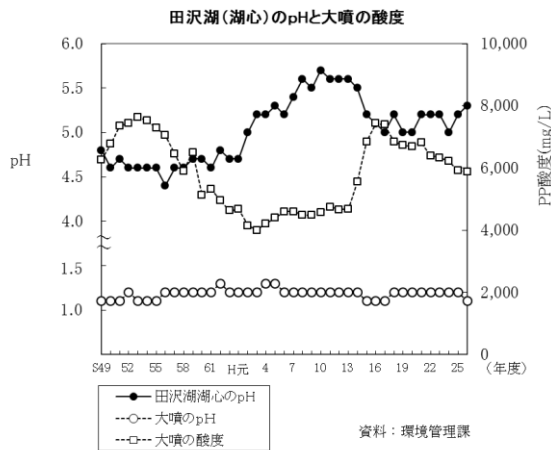
八郎湖には湖沼の水質環境基準A類型をあてはめており、環境基準点の野石橋（西部承水路）、大潟橋（東部承水路）及び湖心（調整池）における平成26年度のCOD（75%値）はそれぞれ9.8、7.5、7.2mg/Lと全ての地点で環境基準の3mg/Lを上回っています。これらのうち大潟橋及び湖心については、長期的には上昇傾向にある一方、野石橋では西部承水路の流動化促進事業により、平成14年度以降は低下傾向を示しています。



《田沢湖》

田沢湖では、その流域は狭く、湖に流入する河川はほとんどありませんが、発電用水やかんがい用水確保などのため、近隣の玉川及び先達川の河川水を導入しています。玉川は上流部にある強酸性の玉川温泉源泉（pH1.1～1.2）の影響を受けた酸性河川*であり、これを昭和15年に田沢湖に導入したことにより、湖のpHが4.2（昭和45年頃）程度となり、田沢湖の固有種であるクニマスをはじめ、ほとんど魚が生息しない酸性湖沼*となっていました。

その後、玉川ダムの付属施設として建設された玉川酸性水の中和処理施設の試験運転が平成元年から開始され、平成3年から本格稼働しています。そのため、湖のpHは回復してきて平成10年には表層のpHが5.7になりましたが、平成15年以降は玉川源泉の酸度*の上昇により再び低下傾向がみられたことから、玉川酸性水中和処理施設では石灰石の使用量を増やすなど維持管理の強化を図っており、平成26年度にはやや回復し、5.3となっています。



一方で、pHの回復が進んだ際には、湖の内部生産や流域からの汚濁負荷*などによりCODの悪化傾向がみられましたが、現在は良好な状態を保っています。

平成22年12月には、それまで絶滅したと考えられていたクニマスが山梨県の西湖で発見されたとのことから、クニマスの里帰りに向けた気運が高まっています。

○海域

沿岸の海域や港湾の水質は、平成17年度から平成21年度までは、調査対象の13水域すべてで環境基準を達成していましたが、平成22年度以降は環境基準を達成していない水域があります。

【課 題】

一部の河川や湖沼、海域では、生活排水や農業排水流入による汚濁負荷の低減化など個別対策を実施し、河川や湖沼、海域本来の水質を取り戻す必要があります。

温泉や休廃止鉱山からの流出水による河川の水質悪化防止を図るとともに、下流域への影響の監視・対策を継続する必要があります。

化学物質による地下水汚染が確認された

地域の監視を継続するほか、汚染が確認された地域においては、飲用に使用しない対応をとるなどの必要があります。

また、地域によっては、病原性微生物（クリプトスポリジウム*など）による水道水の汚染が懸念されることから、その対策を図る必要があります。

【施策の方向】

汚濁防止対策

- 下水道等（公共下水道*や農業・漁業集落排水施設*、合併処理浄化槽*など）の整備を促進し、河川、湖沼の水質の保全に努めます。
- 農薬、肥料の適正使用や環境にやさしい農法、地域の家畜堆肥利用の推進など「環境保全型農業」を推進し、水質の保全を図ります。
- 公共用水域*及び地下水に対する監視の継続と監視体制の充実を図ります。
- 工場、事業場などの排水や排水の地下浸透に対して、監視、指導を引き続き実施します。
- 酸性河川の下流域への影響を監視し、適正な汚染防止対策を推進します。
- 化学物質等による地下水の汚染が確認された地域においては、水道の整備とともに加入を促進します。
- 病原性微生物による汚染に対しては、リスクレベルに応じた施設整備を行うなど水道水の汚染防止を図ります。
- 県境確定による地方交付税増額分を利用し、「十和田湖水質・生態系改善行動指針」に基づき、関係者が一体となって十和田湖の水質や生態系の保全対策を推進します。
- 「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」に基づき、国、市町村、事業者、県民と一体となって八郎湖の水質保全対策を推進します。

【八郎湖の長期ビジョン】

八郎湖の望ましい水環境及び流域の状況等に係る将来像として、「八郎湖の長期ビジョン」を掲げ、住民・事業者と共有化を図ります。

－恵みや潤いのある“わがみずうみ”－

- 1 農業や漁業など湖にかかわる人々に持続的な恵みをもたらす
- 2 水遊びや遊漁など子どもから大人までが潤いに包まれる
- 3 鳥や魚や植物など多様な生き物が命を育む

- 玉川酸性水の中和処理を継続するとともに、田沢湖周辺における水質等に関する調査研究を行い、田沢湖の水質の回復・維持を目指します。

②水循環

【現 況】

水は、大地への降水が土壌に保水され、表流水や地下水と形を変えながら流下し、湖沼や海域に流入していく過程で大気中に蒸発して再び降水となるという、自然の循環を行っています。

そうした循環系のなかの河川や湖沼、地下水の水資源が、多様な生態系を支えています。

私たちも、身近にある豊富な水資源から様々な恩恵を受け、今日の郷土を築き上げてきました。

近年、気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせていることから、平成26年7月には「水循環基本法」が施行されるなど、健全な水循環の維持、回復に向けた取り組みの重要性が増しています。

普及・啓発

- 県民の環境保全意識の高揚に努め、生活排水による汚濁負荷の低減を図ります。
- 流域住民の意向に配慮しながら、住民との協働のもと、湖沼の水質保全対策を推進します。
- 事業者による汚水・廃液の排出状況の把握など、自主的な公害防止の取組の促進を推進します。
- 公共用水域などへのごみ投棄禁止啓発活動や清掃運動などを推進します。

【課 題】

私たちの生活は、様々な形で自然の水循環と関わっていますが、水を使用することは、水循環の経路を変え、ダメージを与えることにもつながります。

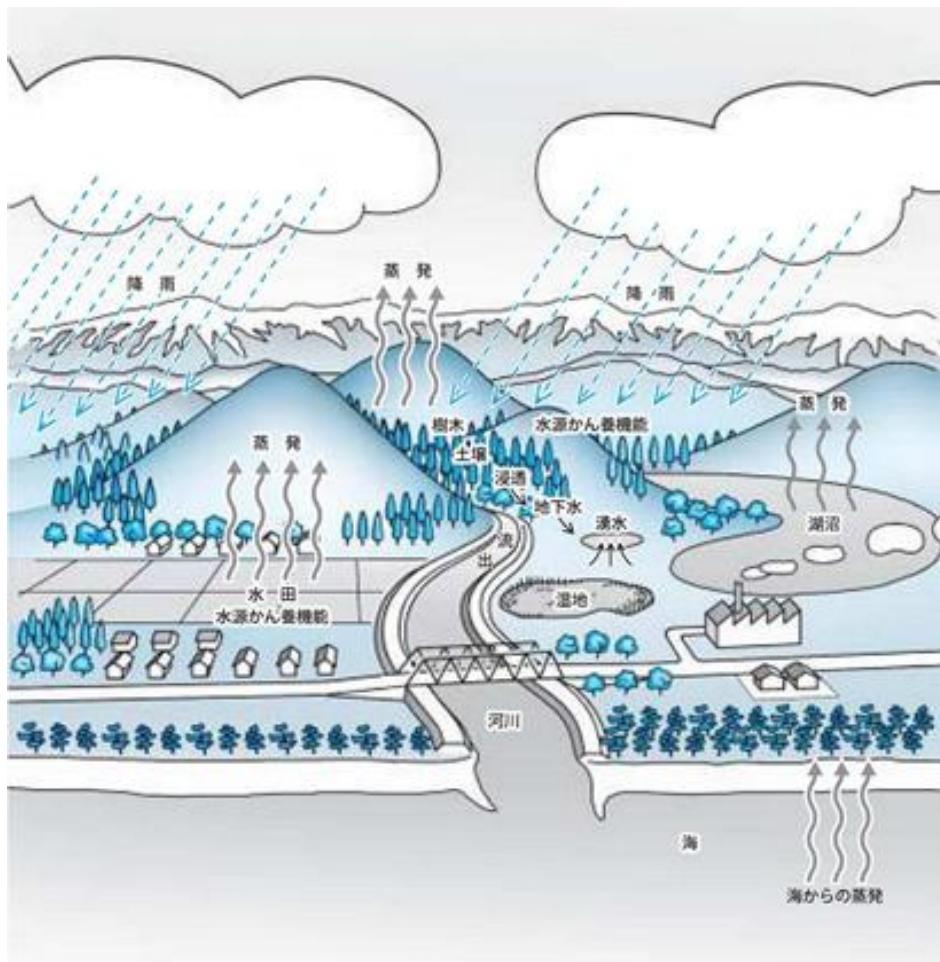
環境保全上、健全な水循環系を確保するためには、事業者はもとより県民一人ひとりが節水に心懸け、水が有限の資源であることを理解することが重要であり、自然の水循環系に配慮した適正な水利用を図るとともに、水源かん養機能を持つ森林や農地の保全を図る必要があります。

【施策の方向】

- 水資源の有効活用を図るため、工場、事業場などの指導を行います。
- 水源かん養機能を持つ森林や農地を保全し、維持・管理を推進します。
- 河川や湖沼、湿地を保全するとともに、その整備に当たっては生態系や自然の水循環に配慮します。

- 浸透設備による雨水の地下還元を図ります。
- 環境教育、環境学習*を推進し、節水意識の高揚を図ります。

水循環の概念



③土壌環境

【現 況】

本県のカドミウム等による農用地の土壌汚染の主な原因としては、鉱山からカドミウムなどの重金属を含む坑廃水等が河川に流入し、利水や洪水によって長い間に蓄積したことが挙げられます。

その対策として、県内の汚染農用地（1,891ha）のうち、97%について恒久対策（客土等）を実施しており、休廃止鉱山のうち23鉱山については、鉱害防止工事を実施しました。

また、汚染のおそれのある地域においては、米の出荷前に食品衛生法に準じた検査方法により濃度分析を実施・選別し、消費者に安全な米を提供しています。

さらに、食品衛生法におけるカドミウムの基準値が改正されたことに伴い、農用地土壌汚染防止法の対策地域の指定要件も改正されました。

この改正に基づき、新たに汚染地域を特定する調査を平成22年度から実施しています。この調査の結果、汚染地域を特定して、早期に地域指定を行い、恒久対策を実施する予定です。

なお、土壌汚染対策法*に基づく要措置区域*の指定はありません。

【課 題】

休廃止鉱山のうち、鉱害防止工事実施済み鉱山については、今後も工事箇所機能が維持されているか把握する必要があります。

さらに、消費者ニーズに対応した「安全・安心な農産物」の生産・流通体制を一層整備する必要があります。

一方、工場跡地の再開発などに伴い、重金属、有機塩素化合物等*による地下水や土壌の汚染が懸念されます。土壌の汚染による人への健康や環境への影響を防止するため、汚染防除対策を推進する必要があります。

【施策の方向】

- 米に対する細密調査*等により重金属に汚染された農用地を特定するとともに、恒久対策を推進します。
- 休廃止鉱山の調査や下流域の汚染状況の監視を引き続き実施します。
- 安全・安心な農産物の生産・流通体制の充実に努めます。
- 汚染土壌による健康被害を防止するため、土壌汚染対策法に基づき、工場・事業場の廃止時の調査等により汚染状況を把握するとともに、汚染が明らかになった土地については、区域の指定・公示を行い、汚染土壌の適正管理に必要な措置を講じます。

汚染農用地 (ha)	区 分 (ha)	恒久対策実施状況 (ha)
1,891	農用地土壌汚染防止法に基づく指定地域 1,822	実施面積 1,792
		未完了面積 30
	未指定地域 69	実施面積 38
		未完了面積 31

(3) 化学物質対策の推進

化学物質等による人の健康や生態系への影響の防止に努めます。

【現 況】

科学技術の進展や生活形態の多様化に伴い、様々な化学物質が製造・使用され、様々なところで環境中へ排出されています。多種多様な化学物質の中には、その性状、環境への排出量により、生活環境、人の健康、生態系に多大な影響を及ぼす可能性を有しているものもあります。

平成11年7月には、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（P R T R法*）が制定され、平成13年度から化学物質の新しい管理システムであるP R T R制度が実施されています。

化学物質による環境汚染を未然に防止するため、県はダイオキシン類*等の規制物質について各種法令に基づき発生源の監視や指導を実施するとともに、環境の汚染状態について監視を行っています。

また、アスベストについても、除去作業現場の立入検査を実施するとともに、現場周辺や一般環境中におけるアスベスト濃度を測定するなど監視を行っています。

【課 題】

化学物質は私たちの生活を便利で豊かにする一方、化学物質の数が膨大で、有害性に関する科学的知見が十分でないこと等から、個別物質を対象とする規制手段では対応が困難となってきました。

このため、化学物質による環境汚染の防止対策では、従来の個別物質を規制する手法に加え、規制・未規制にかかわらず有害化学物質の排出実態、環境中の濃度を把握し、化学物質が人の健康や生態系などの環境に影響を及ぼすおそれを「環境リスク*」として評価し、未然防止の観点から環境リスクを効果的に低減させ、適切に管理するための総合的な対策を講じる必要があります。

また、民間建築物におけるアスベスト対策工事の実施をより一層進めていく必要があります。

化学物質の環境リスク＝

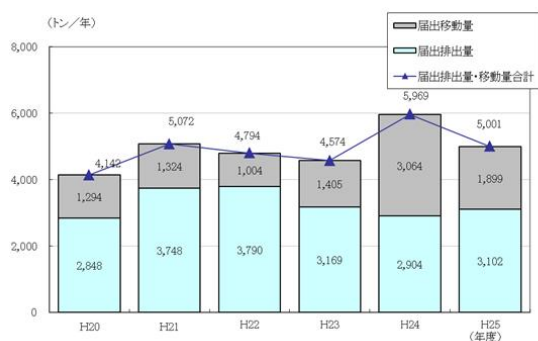
$$\text{化学物質の有害性} \times \text{ばく露量}$$

化学物質の環境リスクの大きさは上の式のように、化学物質の「有害性」の程度と「ばく露量」によって決まります。

【施策の方向】

- P R T R制度に基づき届出されたデータの活用を図るとともに、県民や事業者には情報をわかりやすく提供します。
- ダイオキシン類等の規制物質については法令に基づく発生源の監視・指導を強化して排出量の削減に努め、環境汚染の状況について監視を継続します。

P R T R届出排出量・移動量の経年変化



- アスベスト除去作業現場や一般環境中におけるアスベスト濃度の監視を引き続き実施するとともに、建築物所有者への働きかけなどにより民間建築物における除去等の対策工事を促進します。
- 化学物質の地域における排出実態や生態系を含めた環境汚染状況等を把握し、化学物質の環境リスク評価に努めます。
- 県民に対するわかりやすい化学物質情報の提供に努めます。
- 県、県民、事業者とリスクコミュニケーション*を図り、自主管理の推進により化学物質の環境リスクの低減に努めます。

2 循環型社会の形成

「秋田県循環型社会形成推進基本計画」において、循環型社会の形成に向けた目標や施策の方向を定め、廃棄物処理対策を総合的かつ計画的に推進します。

循環型社会の形成に向けた廃棄物の処理については、

- ①廃棄物の発生・排出をできる限り抑えること（発生抑制：リデュース）
- ②廃棄物となったものについても、できる限り繰り返し使用すること（再使用：リユース）
- ③再使用できないものは、資源としてできる限り利用すること（再生利用：リサイクル）
- ④資源として利用できないものは、熱エネルギーとして回収すること（熱回収）
- ⑤どうしても資源として利用できないものについては、適正な処分を行うこと（適正処分）

が、基本的な考え方となります。

これに基づき、次のとおり施策の方向を定めて推進します。

- 3 Rの推進と地域循環圏の形成
- 循環型社会ビジネスの振興
- 廃棄物の適正処理の推進

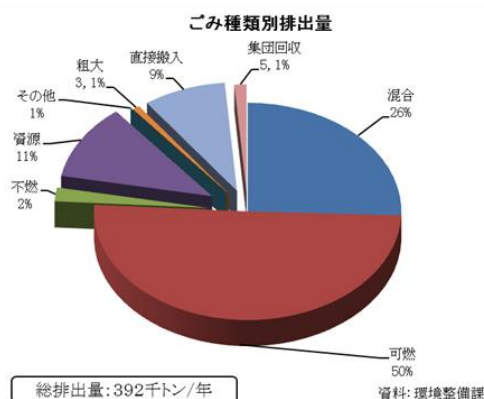
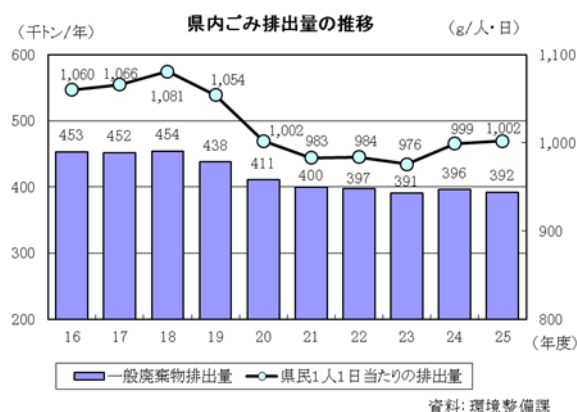
（１）一般廃棄物の３Ｒと適正処理の推進

県民、事業者、民間団体、行政などが一体となって３Ｒ*（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）と適正処理を推進します。

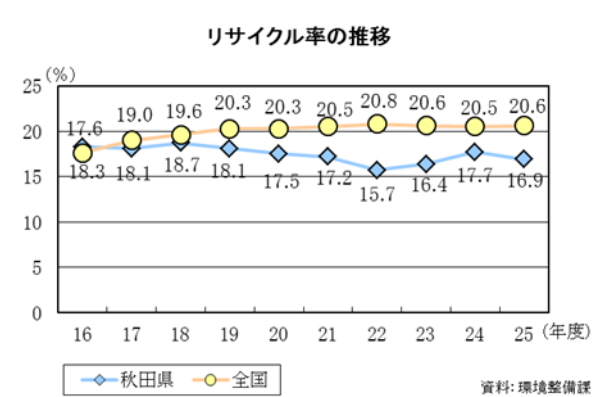
【現 況】

県内の一般廃棄物（ごみ）の排出量は、平成２５年度において３９．２万トン（生活系ごみ：２６．４万トン、事業系ごみ：１２．８万トン、集団回収：０．５万トン）で、県民１人１日あたりに換算すると１，００２ｇとなっており、平成２０年度以降は横ばい傾向です。

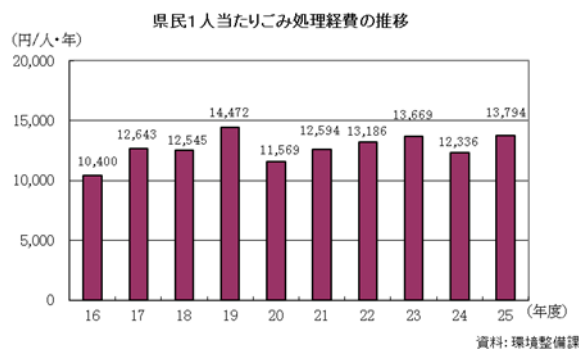
ごみ種類別排出量をみると、可燃ごみ（混合ごみを含む）が７６．０％、資源ごみが１１．３％などとなっています。



リサイクル率は平成22年度から平成24年度にかけて上昇したものの、平成25年度には16.9%となっています。



ごみ処理にかかる経費は、県民一人当たりで換算して年間13,794円となっており、5年間の推移をみると横ばい傾向です。



ごみ処理施設は、平成26年度末現在、中間処理*施設が42施設（焼却施設: 17、粗大ごみ処理施設: 10、資源化施設: 15）、稼働している最終処分場*が45施設あります。

【課 題】

3Rの推進

循環型社会を形成するためには、県民、事業者、NPO、行政等が連携しながら、3Rの取組を推進していく必要があります。

ごみ処理施設の適正な整備と維持管理

ごみ処理施設の整備については、人口減少社会なども踏まえ、リサイクルの一層の推進や環境負荷の低減に向けて、地域の実情に合った広域的な処理を計画的に進めるとともに、ごみ処理施設の維持管理を徹底することが必要です。

不法投棄等に対する監視・指導の強化

不法投棄の発生件数は年々減少しているものの、撲滅には至っていないことから、継続して意識の啓発と監視・指導を図っていく必要があります。

【施策の方向】

- 「秋田県循環型社会形成推進基本計画」や市町村が策定している「一般廃棄物処理計画」に基づいて、3Rと適正処理を推進します。
- 人口減少社会を踏まえた、ごみ処理施設の計画的な整備を促すとともに、適切な維持管理の徹底を図ります。
- 不法投棄や不適正処理を防止するため、市町村との連携のもとに、意識の啓発と監視・指導の強化を図ります。

（２）産業廃棄物*の３Ｒと適正処理の推進

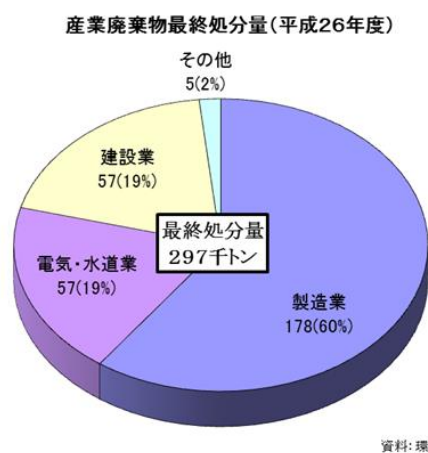
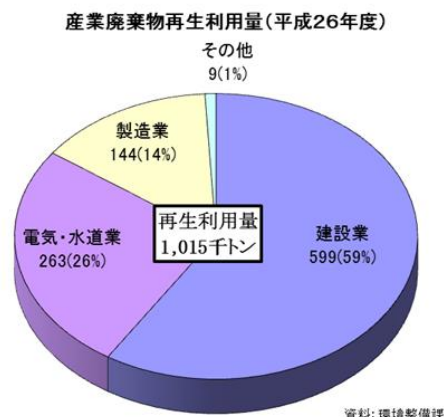
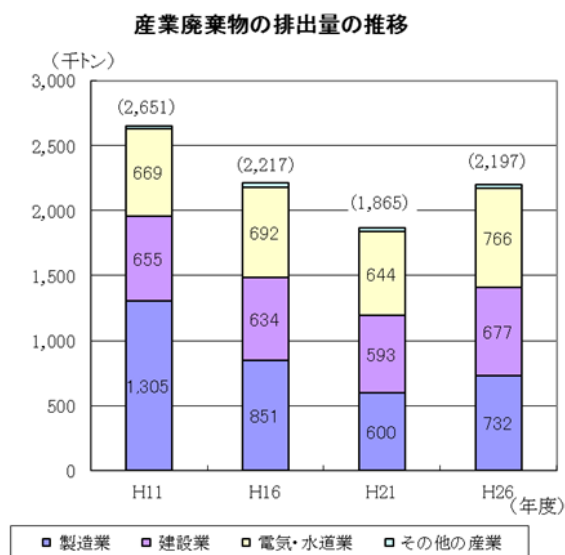
排出事業者、処理業者、行政の連携並びに県民の協力のもと、３Ｒと適正処理を推進します。

【現 況】

県内の工場や工事現場などから排出される産業廃棄物は、平成２６年度で２１９．７万トン（農業・鉱業に係るものを除く。）となっており、汚泥、がれき類、ばいじん、鉱さいが大部分を占めています。そのうち、８８．５万トンが脱水処理などにより減量化され、また、１０１．５万トンが再生利用されています。

業種別では電気・水道業が最も多く、次いで製造業、建設業の順となっています。

再生利用率は、平成２６年度で４６％となっており、最終処分量は、２９．７万トンとなっています。



【課 題】

3 R の推進

循環型社会を形成するために、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行うことにより廃棄物の減量化を引き続き推進する必要があります。

不法投棄、不適正処理への対応の強化

依然として不法投棄や不適正処理などが発生しているため、監視体制を強化するとともに、排出事業者、処理業者に対する指導の徹底を図り、不適正処理をはじめとする違反行為を把握した場合は、迅速かつ厳正に行政処分を行う必要があります。

処理施設の整備

産業廃棄物の処理施設は、地域住民に迷惑施設と受け取られる傾向があり、新たな処理施設の整備は困難になってきています。

このため、民間事業者による施設整備を基本としつつ、最終処分場等の必要な処理施設については、公共関与により整備を図る必要があります。

有害廃棄物の適正処理の推進

アスベストやポリ塩化ビフェニル、水銀等の有害物質を含む廃棄物については、適正な管理及び処理が行われるよう指導の徹底を図る必要があります。

広域処理への適切な対応

廃棄物の移動の広域化や処理過程の複雑化、更に不適正処理による環境への影響が広い範囲に及ぶ事案が発生したことから、北東北3県による広域的な産業廃棄物対策を講じており、引き続き3県の連携による対策を講じる必要があります。

【施策の方向】

- 「秋田県循環型社会形成推進基本計画」に基づき、3 R と適正処理を推進します。
- 産業廃棄物税制度や環境保全協力金制度などの経済的手法により廃棄物の発生抑制や適正処理の促進を図ります。

第3節 地球環境保全への積極的な取組

環境問題は国境を越えて地球規模の広がりを見せており、地球環境を破壊し、ひいては人類の生存をも脅かしつつあります。

地球環境問題は、人間の様々な経済活動や日常の活動そのものが原因となっています。将来世代に良好な環境を継承していくためには、一人ひとりが地球環境の構成員であることを自覚するとともに、これを郷土の問題として意識し、問題解決のために積極的に取り組む必要があります。

県では、地球温暖化対策推進に関する条例を制定し、これに基づき、「地球温暖化対策推進計画」を策定するなど、地球環境保全に積極的に取り組んでいます。

地球環境問題

地球温暖化

人間活動に伴って排出される二酸化炭素などの温室効果ガスにより、地球の平均気温が上昇し、異常気象の頻発や生物多様性への深刻な影響が危惧されています。

オゾン層の破壊

太陽から放出される有害な紫外線を遮る働きを持つオゾン層が、フロンなどにより破壊され、人の健康や生態系などに影響を及ぼします。

酸性雨*

化石燃料*の燃焼に伴って生じる硫黄酸化物*や窒素酸化物*によって酸性化した雨が、森林の衰退や湖沼の酸性化、建造物への被害などを引き起こすことが懸念されます。

熱帯林の減少

熱帯林は気候の安定化、野生生物の種の維持、土壌や水の保全に重要な役割を果たしています。焼畑耕作の行き過ぎ、農地への転用、不適正な商業伐採などにより熱帯林が急激に減少しており、様々な影響が懸念されます。

生物多様性の減少

人間活動による生息域の破壊、乱獲などにより野生生物種が急激に減少し、貴重な遺伝資源の消失、生態系への影響が懸念されています。

砂漠化*

干ばつなど気候的原因のほか、過度な放牧や耕作、薪炭材の過剰な伐採などの人間活動により砂漠化が進行しています。乾燥地域*は地表面積の約41%を占めており、その10～20%は既に砂漠化しているとされています。

海洋汚染

陸域からの汚染物質の流入、船舶からの廃棄物の投棄、タンカー事故による油の流出などにより、海洋環境に多大な影響を及ぼします。

有害廃棄物の越境移動

先進国で処分困難な有害廃棄物が、規制が緩く処理費用のかからない開発途上国へ不法に搬入・投棄され、環境汚染が生じています。

開発途上国の公害問題

多くの開発途上国では、工業化の進展に伴う人口の増大と都市集中化などにより、かつて先進国が経験したような公害問題に直面しています。これらに対処するため国際間の協力が求められています。

1 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を推進し、エネルギーを無駄づかいしない社会を構築します。

【現 況】

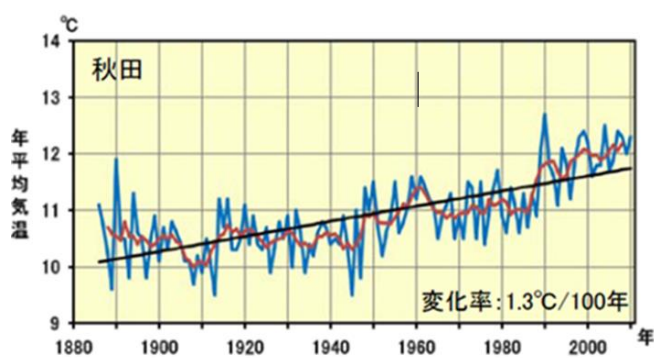
秋田県における平成23年度（2011年度）の温室効果ガス排出量は、同年3月に発生した東日本大震災の影響で火力発電所の稼働率が増えたこともあり、基準年とされる平成2年度（1990年度）に比べて大きく増加し、同年の全国の伸び率に比べても著しく増加しています。主な温室効果ガスである二酸化炭素の排出割合を見ると、産業部門の占める割合が全国の数値より低いこと、民生家庭部門、運輸部門の割合が全国より高い特徴があります。また、民生家庭部門及び民生業務部門において、排出量の伸びが著しくなっています。

このため、省エネ機器や低燃費車の導入、住宅や建築物の断熱化、電力の固定価格買取制度による住宅用太陽光発電の普及などの再生可能エネルギーの導入を実行可能な範囲で最大限行うことが求められています。

温暖化の原因となる温室効果ガスの代表が二酸化炭素であり、日本では温暖化に対する二酸化炭素の直接的寄与度は90%以上に達しています。二酸化炭素は主に石油、石炭など化石燃料の燃焼によって放出されます。

世界の平均気温は、1880年から2012年の間で0.85℃上昇しており、この変動は過去1万年の間に例をみない急激なものです。日本でも年平均気温は、100年あたり（統計期間1898～2014年）1.14℃の割合で上昇しており、秋田市の年平均気温も、100年あたり（統計期間1886～2010年）1.3℃の割合で上昇しています。

I P C C*による試算では、現在（1986～2005年）と比較して今世紀末の世界の平均気温は、可能な限りの温暖化対策を講じた場合は0.3～1.7℃、非常に高い温室効果ガスの排出が続いた場合は2.6～4.8℃上昇すると予測しています。



出典：東北地方の気候の変化(仙台管区気象台・

函館海洋気象台 2011年12月編)

－地球温暖化をめぐる動き－

平成25年（2013年）9月に発表された「気候変動に関する政府間パネル（I P C C）第5次評価報告書第1作業部会報告書」では、気候システムに温暖化が起こっていることは疑う余地はなく、人間活動が20世紀半ば以降に観測された地球温暖化の主な要因であった可能性が極めて高いと明確に結論づけています。

世界の平均気温は上昇を続けており、1880年から2012年の期間では0.85℃上昇しています。また、最近30年の各10年の世界の平均気温は、1850年以降のどの10年よりも高温になっています。

これに伴い、北極域の海水の減少や世界の海面水位の上昇など、地球温暖化による影響と考えられる現象が顕在化しています。

平成27年(2015年)11月から12月にフランス・パリで開催されたCOP21において、2020年以降の地球温暖化対策の新たな国際枠組である「パリ協定」が採択され、世界各国が協調して温室効果ガスの排出削減に取り組むこととなりました。パリ協定では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をすること」が目的とされ、その実現のため、全ての国に排出削減目標の設定及び達成のための国内対策の実施が義務づけられました。

こうしたことから、国では、平成27年(2015年)7月に国連に提出した「2030年度に2013年度比で26.0%の温室効果ガスを削減する」という日本の目標を達成するための地球温暖化対策計画を策定することとしています。

平成27年11月27日に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」では、我が国における気候変動の影響として次のようなものをあげています。

日本において予測される気候変動の影響

分 野		予測される気候変動の影響の例
農業、 森林・林業、 水産業	農業	・一等米比率の低下 ・りんご等の着色不良、栽培適地の北上 ・病害虫の発生増加や分布域の拡大
	森林・林業	・山地災害の発生頻度の増加、激甚化
	水産業	・マイワシ等の分布回遊範囲の変化（北方への移動等）
水環境・ 水資源	水環境	・水質の悪化
	水資源	・無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加
自然 生態系	各種 生態系	・ニホンジカの生息域の拡大、造礁サンゴの生育適域の減少
自然災害・ 沿岸域	水害	・大雨や短時間強雨の発生頻度の増加と大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・激甚化
	高潮・高波	・海面上昇や強い台風の増加等による浸水被害の拡大、海岸浸食の増加
	土砂災害	・土砂災害の発生頻度の増加や計画規模を超える土砂移動現象の増加
健康	暑熱	・夏季の熱波が増加、熱中症搬送者数の倍増
	感染症	・感染症を媒介する節足動物の分布域の拡大
産業・ 経済活動	金融・保険	・保険損害の増加
国民生活・ 都市生活	インフラ、 ライフライン	・短時間強雨や渇水頻度の増加等によるインフラ・ライフラインへの影響
	ヒートアイランド	・都市域でのより大幅な気温の上昇

資料：温暖化対策課（環境省資料より抜粋して作成）

【課 題】

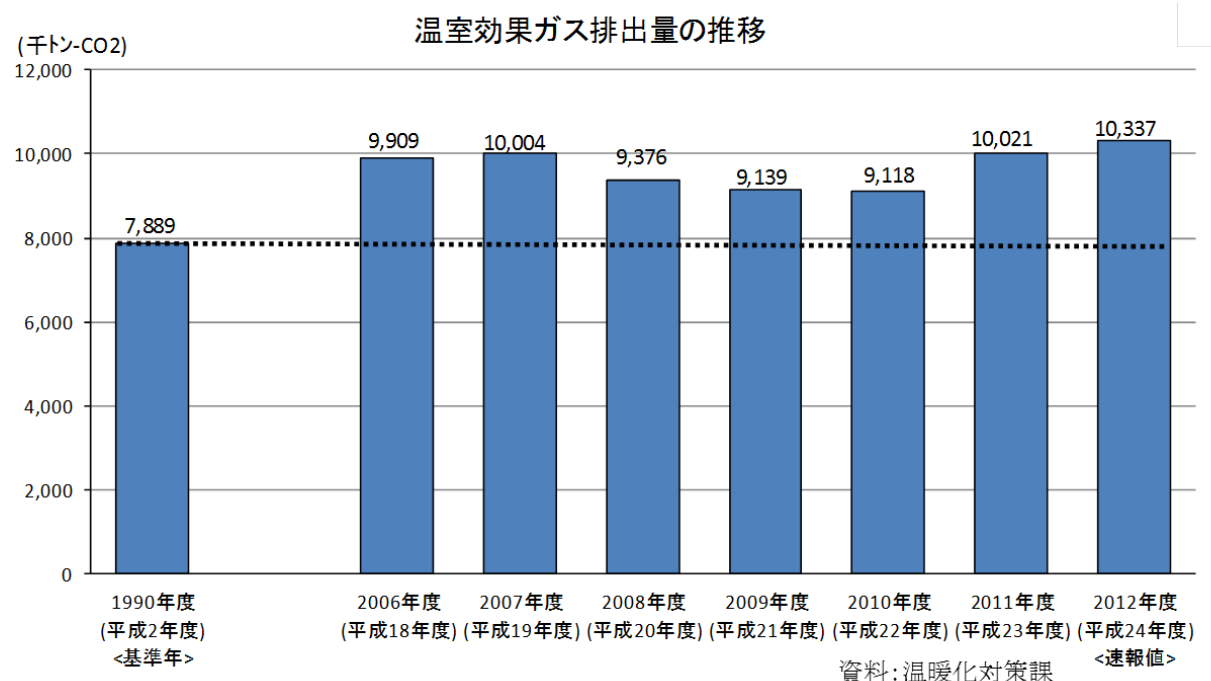
秋田県における温室効果ガス排出量は、平成2年度（1990年度）に比べて大きく増加しており、同年の全国の伸び率に比べても著しく増加しています。

このような秋田県の温室効果ガスが増加している現状を県民一人ひとりが認識するとともに、化石燃料が限りある資源であることも理解しながら、県民、事業者、民間団体、行政がそれぞれの立場で意識的に温室効果ガス削減に取り組んでいくことが求められています。

【施策の方向】

「秋田県地球温暖化対策推進条例」第7条第1項の規定に基づき策定した「秋田県地球温暖化対策推進計画」による次の8つの施策について、県民総参加で、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進します。

- 排出抑制対策（省エネルギー対策）の推進
- 排出抑制対策（代替フロン等対策）の推進
- 再生可能エネルギー等の導入の推進
- 循環型社会の形成（廃棄物の3Rの推進と地域循環圏の形成等）
- 環境に配慮した交通の推進
- 森林の保全・整備による二酸化炭素吸収促進
- 環境教育・学習の推進
- 環境価値の創出とカーボンオフセットの普及



2 オゾン層の保護・酸性雨対策の推進

フロン類*の確実な回収、適正な処理を促進するとともに、酸性雨の監視を継続して森林などへの被害の未然防止に努めます。

(1) オゾン層の保護

【現 況】

太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収する働きがあるオゾン層が、フロンにより破壊され、地上への有害紫外線到達量が増大することによる人の健康や生態系への影響が懸念されています。

そのため、国は「特定物質の規制などによるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年）」を制定し、特定フロンに関しては平成7年末に生産が全廃されました。これにより、オゾン層への影響が小さい代替フロンへの転換が進んできましたが、代替フロンには二酸化炭素の1,000倍以上の温室効果があるものがあり、排出を抑える必要があります。

このようなことから、平成13年6月に制定された「フロン回収破壊法」は抜本的に改正され、平成27年4月に「フロン排出抑制法」として施行されました。

この改正により、フロン類（フロン及び代替フロン）の回収・破壊の促進等に関する制度に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が盛り込まれました。

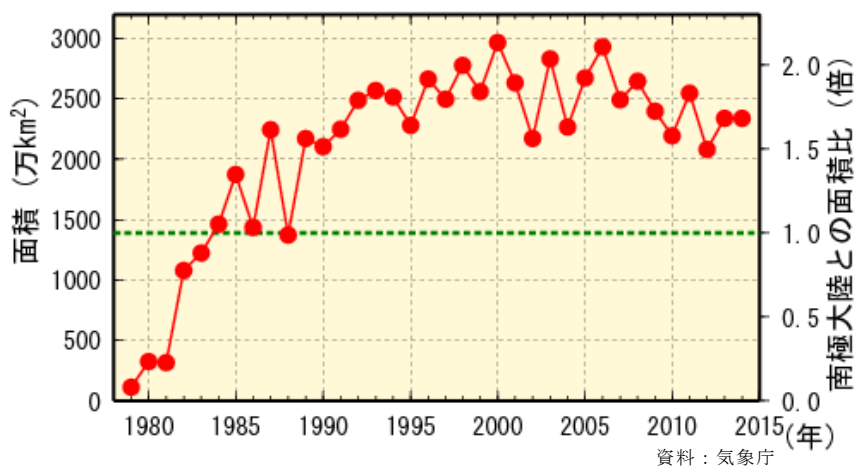
【課 題】

「フロン排出抑制法」や「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」に基づき、フロン類の適正な管理や回収・破壊を図り、フロン類の排出を抑制する必要があります。

【施策の方向】

- フロン類使用機器の管理者（ユーザー）及びフロン類充填回収業者への立入検査などを実施し、フロン類が適正に管理、回収されるよう努めます。
- 法律に基づいた回収・破壊の体制を堅持し、関係箇所と協議しながらフロン類の大气への放出を抑制します。

南極オゾンホール*の年最大面積の経年変化



(2) 酸性雨対策

【現 況】

化石燃料の燃焼により生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などに起因する酸性雨（pH5.6以下で霧、雪を含む）の影響は、発生源から数千km離れた地域にまで及び、広範囲の湖沼、森林などの生態系や遺跡などが被害を受けます。

県は平成2年度から監視を実施しており、全県で酸性雨が確認されていますが、現在のところ被害の報告はありません。

【課 題】

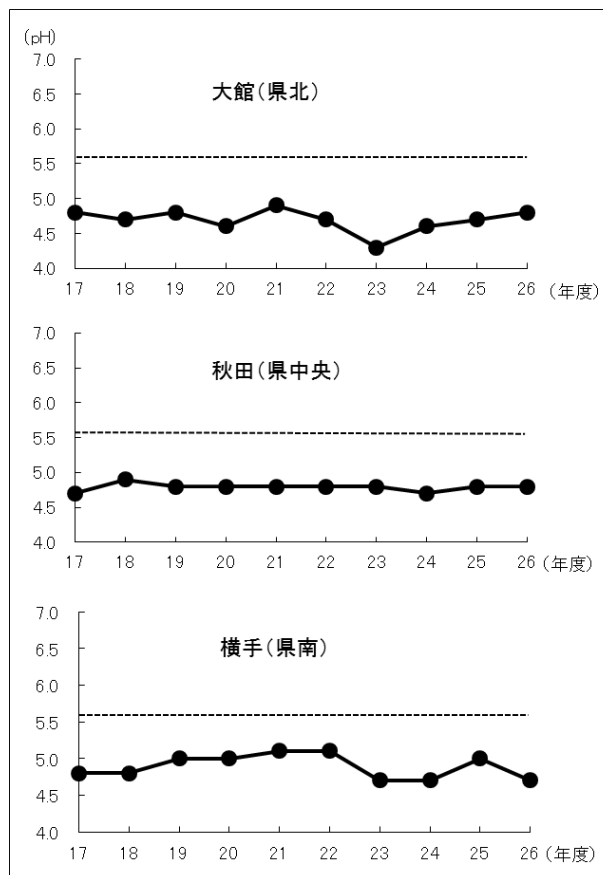
酸性雨の原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物の排出抑制が必要です。

また、被害が顕在化してからの対処では遅いことから、酸性雨の監視や森林などへの影響に関する現況調査・研究を継続する必要があります。

【施策の方向】

- 自動車、工場などからの酸性雨原因物質の排出抑制対策を推進します。
- 森林の監視、影響調査などを継続し、適正な対策を推進します。

降雨等のpH(年平均値)



資料: 環境管理課

3 国際協力の推進

海洋汚染や砂漠化など国境を越えた環境問題への取組について、積極的に協力します。

【現 況】

開発途上国などでは、経済活動の活発化等による大気汚染、水質汚濁などの環境問題が深刻化しており、国では、様々な環境問題に対して経済的、技術的な国際協力を行っています。

また、本県では、環日本海交流の一環として、環境分野において、中国吉林省の自治体職員の研修員受入や職員の派遣を実施し、吉林省の環境施策の推進に協力しています。

【課 題】

開発途上国における環境問題は、先進国を中心に世界各国が協力して取り組まなければならない問題でもあります。

各自治体においても、積極的な技術交流などが求められており、国の施策を踏まえながら、国際協力に取り組む必要があります。

【施策の方向】

- 海外から環境技術に関する研修員の受入や、職員の派遣など、事業者、研究機関、民間団体と連携しながら交流を進めます。

第4節 環境保全に向けての全ての主体の参加

1 環境教育、環境学習の推進

環境問題の正しい理解を通して、一人ひとりの環境に配慮する意識を醸成します。

【現 況】

私たちは日常生活の中で、直接的、間接的に環境に負荷を与えており、地球温暖化などの環境問題の大きな要因となっています。良好な生活環境を保全するためには、私たちがこのことを正しく理解し、ライフスタイルの見直しや地域の環境保全活動への積極的な参加など、環境に配慮して行動することが大切です。

県では、環境教育等促進法*に基づき、「秋田県環境教育等に関する行動計画」を平成26年3月に策定し、各種の環境教育、環境学習を推進しています。

学校では、E S D*の考え方に沿い、各教科等における環境教育に関わる内容の充実が図られるとともに、各校の実態に応じた環境保全活動に取り組んでいます。

また、県や市町村、事業者、各種団体等は、環境に関する知識と経験を持つ講師の派遣、学習教材の提供、自然体験学習会、環境イベントの開催など、各主体の特長を生かした取組を通して、県民が環境を大切に思い、行動する意識の啓発に努めています。

【課 題】

環境保全活動をさらに拡大するためにも取組の一層の強化を図る必要があります。特に、次世代を担う年齢層への環境教育は必要性も高く、その効果が大きいと考えられることから、重点的に取り組んでいく必要があります。

また、環境の保全に重要な役割を担うリーダーを養成し、家庭や地域における環境配慮の促進を図るとともに、その人材の活用等により、さらに次世代のリーダーを養成する仕組みづくりが求められています。

さらに、県民の環境学習意欲に応えるための施設や教材等の充実を図るとともに、環境情報の積極的な提供を通じて、県民の環境保全に関する実践意欲を喚起する必要があります。

【施策の方向】

- 「秋田県環境教育等に関する行動計画」に基づき、「環境学習の機会・場づくり」、「人材の育成・活用」、「教材の整備・活用」、「情報の発信・提供」、「各主体の連携・協働取組の推進」の5つの柱に従い、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人の育成を推進します。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等、小中学校、高等学校、特別支援学校などとの連携を図り、発達段階に応じた系統的な環境教育に取り組んでいきます。

2 環境に配慮した自主的行動の推進

県民、事業者、民間団体、行政が協力・連携し、環境に配慮した自主的行動を実践する地域社会を目指します。

【現 況】

今日の環境問題は、その多くが私たちの日常の生活や通常の事業活動を主因とし、不特定多数の人が原因者となり、そして被害者にもなっていることに特徴があります。

中でも、地球温暖化などは、私たちには実感を伴いにくい環境問題ですが、人類の生存基盤にも大きな影響を及ぼしかねない問題であることを県民、事業者、民間団体、行政がそれぞれ認識し、大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とした社会経済システムやライフスタイルから脱却することが求められています。

県内では、こうした問題を直視する県民等によって様々な環境保全活動が行われていますが、その多くは特定の人や限られた地域での活動に止まっているのが現状です。

【課 題】

様々な環境問題を解決し、本県の恵まれた環境をより豊かなものとして将来の世代に継承していくためには、県民一人ひとりが価値観とライフスタイルを見直すとともに、事業者も事業活動における環境への負荷の軽減に率先して取り組むなど、全ての県民がそれぞれの立場で、環境に配慮した自主的行動を実践していくことが必要です。

また、こうした自主的行動を、より広範で実りのあるものとするため、その実践団体等の交流・連携を図るとともに、手を携えて行動していく仕組みづくりが必要です。

【施策の方向】

- 秋田県地球温暖化防止活動推進センターの支援などを通じて、各主体間の連携を促進するとともに、県民が率先して環境保全活動を展開する気運を醸成します。
- 環境美化運動、ごみ減量化・リサイクル運動など、環境保全活動の実践の機会を提供します。
- ボランティアなど民間団体への支援を行います。
- 様々な環境情報について、わかりやすく積極的に提供します。
- 環境に配慮したライフスタイルの普及・啓発に努めます。
- 県は、「あきたエコマネジメントシステム*」により、率先して事務・事業における環境配慮を行います。
- 事業者に対し、環境マネジメントシステムの導入を促すとともに、省エネルギー診断が容易に受診できるような環境を整えます。
- 公共施設で取り組んでいるE S C O事業*等の省エネ効果を地域に情報提供することで、県民や事業者による省エネ対策の実施を促します。

3 広域的な協力体制の確立

行政間の広域的な協力体制を構築します。

【現 況】

酸性雨や十和田湖の水質悪化、産業廃棄物の広域移動に伴う不適正処理にみられるように、本県の抱える環境問題の中には行政区域を越えた広がりを持つものがいくつかあります。

また、地球温暖化など広域かつ複雑な問題に対しては、本県単独で対策を講じるだけでは、根本的な問題の解決になりません。

このことを踏まえ、個別の課題に関わる県間連携が推進されているほか、北海道、青森、岩手、秋田の北海道・北東北知事サミット*において、「北海道・北東北地球温暖化対策推進本部」を設置することが合意され、北海道・北東北3県が連携、協力して地球温暖化対策に資する事業に取り組んでいます。

【課 題】

広域化・複雑化している環境問題の解決に向けて、東北各県、首都圏、国との情報交換や協力体制の確立など、積極的な対応が必要です。

また、首都圏等から廃棄物の搬入抑制や、県域を越えた廃棄物の不法投棄の防止のためには、北東北3県を中心として広域的に対応していく必要があります。

【施策の方向】

- 他の自治体との広域的な連携により、環境保全対策の充実を図ります。
- 北海道・北東北3県が連携、協力して、地球温暖化対策のための普及啓発活動などの取組を推進します。
- 行政区域を越えた環境問題、地球規模の環境問題に広域的に取り組むため、国や県内外の自治体との協力体制を強化します。

第5節 共通的・基盤的施策の推進

1 環境影響評価の推進

【現 況】

環境影響評価（環境アセスメント*）は、各種開発事業の実施に当たって、公害の未然防止と自然環境の保全を図るため、事前に環境への影響を調査・予測・評価する制度です。

国は、平成9年6月に「環境影響評価法」を制定し、新しい環境アセスメント制度を法制化しました。平成23年4月には、事業の早期段階における環境配慮を図るための「計画段階配慮書手続」等が盛り込まれた改正法が成立し、平成25年4月から完全施行されています。

県では、平成6年に「秋田県環境影響評価に関する要綱」を定めて、数種類の対象事業について環境アセスメントを実施する制度を運用してきましたが、平成12年7月に「秋田県環境影響評価条例」を制定しました。

「秋田県環境影響評価条例」は、「環境影響評価法」との整合を図りつつ、本県の地域特性を考慮して、対象事業（廃棄物最終処分場、レクリエーション施設、畜産施設等18種類）、評価項目や手法、実施手続等を定めており、現在はその適正な運用に努めています。

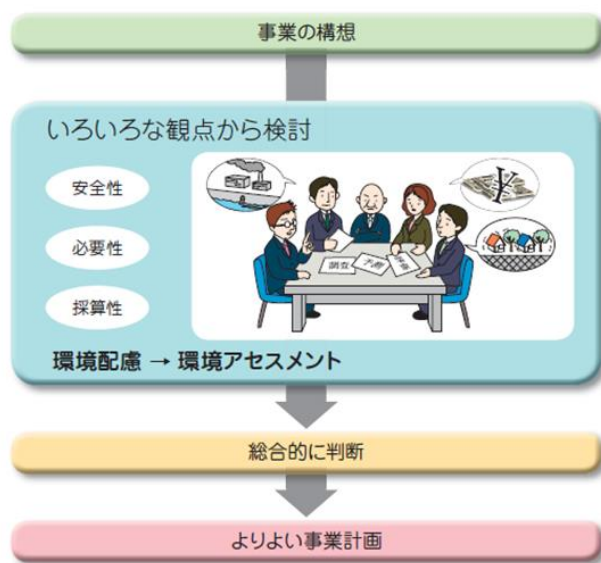
【課 題】

私たちには郷土の豊かな自然環境を将来に継承していく義務と責任があります。

環境アセスメント制度は、環境汚染を未然に防止し、郷土の良好な環境を保全するための共通的・基盤的な施策であることから、この制度の充実・強化を図る必要があります。

【施策の方向】

- 環境アセスメントに関する審査・指導の充実に努めるとともに、情報の収集や技術的手法の見直しを図ります。
- 各種事業について、環境アセスメント手続きにおける環境保全についての住民意見や知事意見が事業計画に適切に反映され、その結果、本県の良好な環境が保全されるよう努めます。
- 国の動向や本県における開発事業の状況等を踏まえ、適宜、条例対象事業や制度について検討を行います。



資料：環境省「環境アセスメント制度のあらまし」

2 規制的手法・誘導的手法の活用

【現 況】

環境保全を目的とした法律には、①自然環境や歴史的、文化的遺産の保全を目的とした「自然環境保全法」、「自然公園法」、「森林法」、「文化財保護法」など、②公害発生源の規制では「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」など、③廃棄物対策として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などがあります。

県では「秋田県自然環境保全条例」、「秋田県文化財保護条例」、「秋田県公害防止条例」などの県条例のほか、市町村条例、大規模工場との公害防止、環境保全に関する協定などにより規制・指導を行っています。

これらの規制的手法は、環境へのマイナス要因を直接規制することから、自然環境保全や公害の防止に大きな効果を発揮しています。

一方、環境保全に向けての意欲を喚起し、自主的な活動を促進させるための誘導的な手法も効果的です。

私たちが排出するごみの処理や、生活排水による水質汚濁対策などには、毎年膨大な費用を支出しています。これらの身近な問題はもとより、地球温暖化など、環境問題の多くは、私たち一人ひとりの日常生活や通常の事業活動が原因となっています。

これらの問題は、個人の価値観や事業者の姿勢に起因するため、解決のために規制的手法を用いるだけでは限界があり、様々な手法を組み合わせながら、その解決に取り組んでいくことが重要です。

このため、県民や事業者の環境保全活動を評価するための表彰制度なども、自主的な環境保全活動の意欲を喚起する上で効果的であり、環境大賞*の表彰事業なども実施しています。

また、経済的手法も、誘導的手法の一つであり、本県を含む北東北3県が歩調を合わせて、平成16年1月から産業廃棄物の発生抑制及び

再生利用や適正処理の促進を主な目的とした「産業廃棄物税制度」や「環境保全協力金制度」を導入し、着実に運用しております。

【課 題】

条例の制定や見直しに当たっては、地球環境の保全に関する国内外の動向にも配慮するなど、時代の趨勢に合わせて適切に対処する必要があります。

また、県民や事業者、民間団体、行政がそれぞれの立場でその必要性を自覚し、率先して行動していくことが重要です。

こうした気運の醸成に向けて啓発事業を引き続き推進するほか、個人や事業者の環境保全への取組に対する支援などを行うとともに、それらの手法の組合せ（ポリシー・ミックス）など、規制的手法と誘導的手法の活用を図っていくことが必要です。

【施策の方向】

- 必要に応じて条例などの整備・見直しを実施するとともに、市町村条例の整備・見直しの支援を行います。
- 法令等に基づく各種の基準を厳正に適用し、工場・事業場に起因する環境負荷の軽減を図ります。
- 土地利用については、地域特性を十分考慮し、各種の土地利用関連法令などの的確な執行と適正な見直しにより、自然環境の保全及び環境負荷の低減を図り、経済社会活動と自然との調和による良好な関係を維持し、持続的発展が可能な県土の利用に努めます。
- イベントの開催や環境情報の提供などを通じて、県民や事業者などの自主的な環境保全活動を広く紹介します。

3 環境マネジメントシステムの普及・推進

【現 況】

環境マネジメントシステム*は、従来の公害防止に対する法規制への対応や周辺住民の苦情対策から一歩踏み出し、事業経営全般について環境配慮の要素を取り入れ、環境対策の推進について自らが方針・目的・目標を設定し、期限を定めて実行・見直し・改善を継続していくもので、環境への負荷低減にきわめて有効な手法です。

環境マネジメントシステムには、国際規格である「ISO14001*」や環境省が普及を進める「エコアクション21*」、これらの要素を取り入れた地域版環境マネジメントシステムである「あきた環境優良事業所認定制度*（秋田県版ミニISO）」などがあり、県内でもサービス業や建設業、製造業を中心とした事業者が認証を取得し、環境負荷の低減に取り組んでいます。

4 監視・測定体制の充実

【現 況】

県は「自然環境保全基礎調査*（緑の国勢調査）」などにより県内の動植物分布状況の把握に努めています。

また、地域環境を保全し、住民の健康を守るため、大気汚染や河川・湖沼・海域・地下水の水質汚濁、土壌汚染などについて、新たな知見による環境基準項目の追加などに対応しながら、県内各地で監視・観測を継続しているほか、大規模な工場とは協定を締結するなど、工場・事業場に対する監視指導に当たっています。

最近の動きとして、平成21年9月に「微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染に係る環境基準」が定められたほか、同年11月には水質環境基準に1,4-ジオキサンが、地下水環境基準に塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン及び1,4-ジオキサンが、

【課 題】

環境への負荷を軽減し、循環を基調とした社会を形成するためには、全ての事業者自らが環境に配慮する意識を高めていく必要があります。

そのためには、「ISO14001」のほか、費用等の負担が軽く、比較的取り組みやすい「エコアクション21」や地域版環境マネジメントシステムの普及・推進を図る必要があります。

【施策の方向】

●事業者における環境マネジメントシステム導入の推進を図るため、システムに関する情報を県民、事業者等に積極的に提供します。

平成24年8月には水生生物保全環境基準にノニルフェノール*、平成25年3月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩*が追加されるなど環境基準が改正されました。

大気環境については、国の大気汚染の状況の常時監視に関する事務処理基準に基づき、測定体制を整備しています。

公共用水域や地下水については、新たな環境基準項目である1,4-ジオキサン等について測定を実施しています。

また、平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故以降、県民の安心・安全を確保するため、放射能の測定体制を強化し、空間放射線量や大気、水及び農作物等の放射性物質濃度を測定しています。

廃棄物の不法投棄に対しては、市町村、警察本部等の関係機関などとの連携を図るととも

に、保健所に環境監視員を設置し、監視体制を強化しています。

【課 題】

地球環境問題や化学物質等による汚染など、将来の郷土をおびやかす環境問題を視野に入れ、監視・測定体制の充実に努める必要があります。

また、貴重な動植物の不法採取、ごみの不法投棄など、個人のモラル欠如による環境問題が増加しないよう、意識の啓発と監視体制の強化が必要です。

【施策の方向】

- 環境基準項目の追加や測定方法の見直し等に応じて、測定機器の整備、測定体制の充実を図ります。
- 酸性雨や地球温暖化、化学物質等に関する監視や情報交換に係る国内外のネットワークに参加します。
- 空間放射線量や放射性物質濃度の測定を継続し、環境への影響を的確に把握するとともに、適切な情報提供に努めます。
- 東北各県などとの連携によるスカイパトロール*の実施など、関係機関と連携して廃棄物の不法投棄の防止に努めます。
- 地域住民の協力を得ながら、自然保護、ごみの不法投棄防止などに対する啓発活動を行うほか、環境監視体制の充実・強化を図ります。

第5章 環境保全に関する重点プロジェクトの推進

本章では、本県の環境の現状と課題を踏まえ、4つの基本方針に基づき実施する第4章の施策のうち、特に重点的に取り組んでいかなければならない取組、あるいは着実に取り組んでいかなければならないものを「重点プロジェクト」として位置づけ、施策目標（数値目標）を掲げて確実に推進します。

第1節 生物多様性の確保

多様な野生動植物が生息・生育する自然環境を保全することは、我々が安全で安心な社会生活を送るための基盤を確保することにつながります。

【施 策】

生物多様性の保全

- 「秋田県生物多様性保全構想」を改定し、生物多様性基本法の「生物多様性地域戦略」と位置づけ、これに基づき、生物多様性確保のための施策を推進します。
- 秋田県版レッドデータブック掲載種など、希少な種やその生息・生育地の保全に努めます。
- 「民有林緑の回廊」の形成や鳥獣保護区の指定を通じて、大型動物や渡り鳥等の移動・分散経路（生物回廊）の確保・形成を図ります。
- 里地里山*やススキ草原などの二次的自然の維持・保全に努めます。

- 里地里山などとの連続性を持つ耕地生態系*、都市生態系*の保全、創出を推進します。

情報の整備・提供

- 生物多様性データバンク*の整備・拡充を行うとともに、情報提供体制の整備を図ります。
- 秋田県版のレッドリスト*を見直し、レッドデータブックを改訂します。

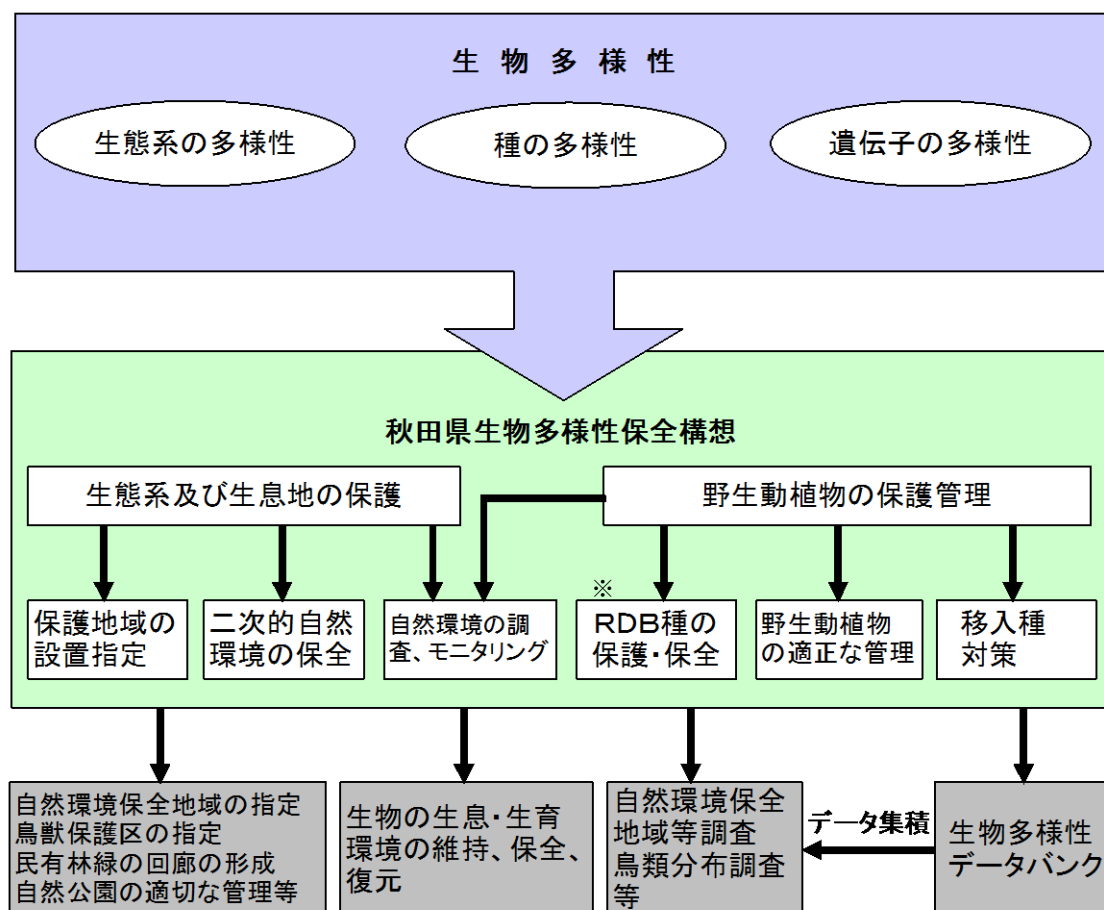
調査・研究・支援体制の整備

- 自然環境保全地域等調査や鳥類分布調査等により、県内の野生動植物に関する調査・研究及びモニタリング体制の整備を図ります。
- 県内外の関係機関との協力体制の構築に努めます。

【施策目標】

項 目	単 位	現 状 (平成26年度)	目 標 (平成32年度)
自然環境保全地域等の指定数	地 域	21	23
レッドリスト見直し対象分類 群数*	群	2	8

生物多様性の保全



※「RDB」はレッドデータブック

第2節 自然と人が共存した持続可能な農業、林業、漁業の推進

農地・森林の環境保全機能を維持するためには、適正な営農と管理が必要であり、「環境保全型農業」を推進するとともに、農地や森林の有する環境保全機能の維持・増進に努めます。

また、漁業については、資源水準*を考慮した合理的な資源の利用、水産業・漁村の多面的機能の維持・向上などに努めるとともに、海洋環境の保全を推進します。

【施 策】

自然と共存した持続可能な農業対策

- 有機物施用による土づくりを基本に、農薬や化学肥料の使用量を抑制した環境保全型農業への取組を広げ、特別栽培農産物・有機農産物の生産・流通の拡大を図るとともに、エコファーマー*の確保に向けた取組を推進します。
- 地域住民と協働して農地・農業施設の維持保全活動に努めるとともに、将来の活動体制づくりを進めます。
- 生活排水などによる農業用水の汚染防止対策を推進します。
- 家畜排せつ物などを有機質肥料として有効利用します。
- 環境に配慮した農業資機材の開発・利用を推進します。
- 都市近郊の農村でビオトープネットワーク*化を推進し、多様な生物相*を保全します。
- 生産基盤の整備に当たっては、生態系等の環境との調和に配慮した事業を推進します。
- 親水性、景観、生態系に配慮して、農業水利施設と周辺の整備を進めます。

●環境保全意識の高揚を図るため、地域住民が協働してため池、水路などを保全する活動を支援します。

●グリーン・ツーリズムの積極的な推進・普及を図り、生産者と消費者の交流を促進します。

林業を通じた豊かな森林資源の管理・整備

●低コスト林業の確立に向け、スギ人工林資源の成熟地域を主体に高能率生産団地を設置し、路網の整備や林業生産の機械化を進め、森林整備の加速化を図ります。

●水と緑の森づくり税を活用して、生育の思わしくないスギ人工林の針広混交林化、マツ林の健全化、里山林の再生など環境に配慮した森づくりや、森林環境教育や森林ボランティアへの支援など県民参加の森づくりを推進します。

●特用林産物の生産体制を強化するため、地域資源を活用した低コストで機能性に富んだキノコの栽培技術の確立を推進します。

●若年林業従事者を確保するとともに、林業技術教育により人材の育成を図ります。

●豊富なスギ人工林資源の有効活用のため、量的・質的に安定した製材品の生産・供給体制を整備するなどし、その利用拡大を図ります。

●製材・合板・集成材など各種の木材加工企業の総合力を生かし、県産材の販売拡大を目指します。

●林地残材等の低質材の有効利用を図るとともに、木質バイオマスの利用体制を整備し、ユーザーに安定供給できる体制の構築を推進します。

自然と共存した持続可能な漁業対策

- 生物多様性と良好な海洋環境の保全に配慮した「資源管理型漁業*」を推進します。
- 水産資源の管理、増殖場設置、藻場造成、種苗放流*などにより、「つくり育てる漁業」を推進します。

- 海域へのごみの投棄防止の徹底を図るとともに、海岸の清掃、漁場の廃棄物の回収・除去などを実施し、水域の環境保全に努めます。
- 藻場、砂浜などにおける水質浄化機能や多様な生物の生息環境を維持し、「水産多面的機能発揮対策」を推進します。
- 自然環境と調和した漁港施設の整備を推進します。

【施策目標】

項 目	単 位	現 状 (平成26年度)	目 標 (平成32年度)
農地等の保全活動取組面積	h a	99,892	110,000
保安林の累積整備面積 (平成13年度からの累積面積)	h a	36,296	62,736
スギ人工林間伐面積	h a	5,690	6,600
木質バイオマス燃料の利用量	t	37,557	157,000
農山村と都市住民等の交流参加者数*	千人	8,820	11,000

第3節 三大湖沼の水質保全

十和田湖、八郎湖及び田沢湖の三大湖沼については、湖周辺の地域住民の意向にも配慮しながら湖の特性に応じた水質保全対策を進め、広く県民に親しまれ国内外に誇れる環境資産として将来に引き継ぐ必要があります。

【施策】

十和田湖

十和田湖の水質改善とヒメマス資源量回復に向けて青森県と協働で策定した「十和田湖水質・生態系改善行動指針」に基づき、関係者が一体となって積極的に取り組んでいます。

また、県境確定による地方交付税増額分を利用し、水質環境保全対策や自然公園施設管理事業等を推進していきます。

- 汚濁負荷量削減のため、下水道接続率100%を目指し、未接続者の啓発に努めます。
- 十和田湖の水質と生態系の動向を把握し、施策の効果検証及び今後の施策の資料とするため、湖や流入河川等の調査を行います。
- 湖の水質汚濁機構を把握するため、未解明の部分について調査・研究を行います。
- 地域住民や事業者の環境保全意識向上のため、環境保全に関する活動や研修会を開催します。

八郎湖

平成19年12月に湖沼水質保全特別措置法*に基づく指定湖沼*の指定を受け、平成26年3月に策定した「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第2期）」に基づき、水質保全に資する各種事業を実施しています。

【八郎湖湖沼水質保全計画（第2期）の主な対策】

<点発生源対策>

- 下水道等の整備と接続率の向上
- 工場・事業場の排水対策

<面発生源対策>

- 環境保全型農業の普及促進と濁水流出防止
- 大潟村における流出水対策の推進
- 流域の森林整備

<湖内浄化対策>

- 方上地区自然浄化施設*等の活用
- 西部承水路の流動化促進
- シジミ等による水質浄化
- 湖岸の自然浄化機能の回復
- 未利用魚の捕獲による窒素*、りん*の回収

<その他の対策>

- 公共用水域の水質監視
- 流域住民に対する普及啓発と協業の取組の推進
- 調査研究等の推進
- アオコ対策

田沢湖

田沢湖のpHを回復するためには、玉川源泉の酸度に応じた中和処理が必要です。また、田沢湖は水深が423mと深く湖水全体のpHが中性化されるまでには相当の年月を要するものとされております。

- 玉川源泉の酸度に応じて玉川酸性水中和処理施設の維持管理の強化をするとともに、湖や玉川の水質調査を行い、玉川酸性水中和処理事業が的確に行われるように努めます。

- 玉川源泉の酸度上昇にも対応した中和処理方法に関する調査研究を行い、安定的・効果的な中和処理を目指します。
- 山梨県の西湖で発見されたクニマスが生息できる水質について、調査・研究を進めていきます。

- 流域からの汚濁負荷量の実態を把握し、流域内の事業場等からの汚濁負荷削減に向けた指導を行います。

【施策目標】

項 目			単 位	現 状 (平成26年度)	目 標 (平成32年度)
十和田湖	湖 心	COD	mg/L	1.6	1以下
田沢湖	湖 心	pH	—	5.3	6以上
	湖 心	COD	mg/L	<0.5	1以下

項 目			単位	現 状 (平成26年度)	目 標 (平成30年度)
八郎湖	調整池	COD	mg/L	7.2	7.3
		全窒素	mg/L	0.64	0.77
		全りん	mg/L	0.070	0.083
	東部承水路	COD	mg/L	7.5	7.8
		全窒素	mg/L	0.82	0.77
		全りん	mg/L	0.063	0.080
	西部承水路	COD	mg/L	9.8	9.3
		全窒素	mg/L	1.2	1.2
		全りん	mg/L	0.066	0.069

※CODは75%値、pH、全窒素、全りんは平均値である。

※「<0.5」は、0.5mg/L未満であることを示す。

※八郎湖の平成31年度以降の目標値は、「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第3期）」で定めることとしている。

第4節 河川の水質保全

河川における水質悪化の原因の一つは生活排水の流入であり、河川の水質保全のためには、これを防止しなければなりません。また、周辺の田畑からの肥料、農薬の流入量削減は農業関係者の協力が必要です。

このためにも、住民に親しまれる水辺空間を創出することにより、快適な生活環境を確保するとともに、水環境を大切にすることの意識の向上を図る必要があります。

【施 策】

流域対策

- 流域下水道*、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備を促進します。
- 河川等への生活排水の影響を軽減するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを推進します。

【施策目標】

項 目	単 位	現 状 (平成26年度)	目 標 (平成32年度)
公共用水域環境基準適合率 (BOD・COD)	%	89.7	95

項 目	単 位	現 状 (平成26年度)	目 標 (平成30年度)
生活排水処理施設普及率	%	84.5	90

※生活排水処理施設普及率の平成31年以降の目標値は、次期「秋田県生活排水処理整備構想」で定めることとしている。

- 動植物の生息・生育環境や郷土の景観などに配慮した河川づくりを推進します。
- 「人に親しまれる川づくり」を推進し、親水空間を確保します。

普及・啓発

- 河川へのごみの投棄を防止し、生活排水による汚濁負荷量を低減するため、地域住民に対し環境保全意識の高揚を図ります。
- 肥料、農薬の適正な使用・管理を指導します。
- 地域住民、事業者などの協力のもとに、河川の清掃活動を推進します。

第5節 化学物質による環境汚染の防止

県民、事業者、研究者、行政が化学物質に対する各種の情報を共有し、各主体がコミュニケーションを図り、共通の認識に立った環境リスクの管理を行い、主体的に環境リスクの低減に努めることが求められています。

【施 策】

情報の充実

- 生態系を含めた環境モニタリングを計画的に実施して化学物質による汚染状況の把握に努めます。
- P R T Rデータの活用を図り、地域における化学物質の排出状況の把握に努めます。
- 化学物質の有害性の情報や暴露情報を活用して、環境リスクの評価に努めます。

普及啓発

- 県民や事業者に各種の化学物質に関する情報をわかりやすく提供し、化学物質に対する不安の解消に努めます。

【施策目標】

- 「秋田県庁出前講座」などにより県民の学習の機会となる情報を提供します。

協力と連携

- 県民、事業者、研究者、行政との化学物質のリスクコミュニケーションを行う基盤づくりに努めます。
- 県民や事業者の自主的なリスクコミュニケーションの取組を促進します。

リスクの管理

- 県民、事業者、行政との化学物質の環境リスクを管理する制度の確立に努めます。
- 法令に基づく発生源の監視・指導を強化するとともに、事業者の化学物質の自主管理の改善を促進し、使用量の削減や代替物質への転換等による排出量の削減を推進します。
- 県民の自主的な化学物質の排出量削減の取組を推進します。

項 目	単 位	現 状 (平成26年度)	目 標 (平成32年度)
ダイオキシン類環境基準達成率	%	100	100

第6節 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

循環型社会の形成を目指して、「秋田県循環型社会形成推進基本計画」に基づき、廃棄物の減量化、リサイクルの推進を行います。

1 廃棄物の3Rの推進

県民、事業者、NPO、行政等の連携のもとに、推進体制の整備や普及・啓発に努め、廃棄物の3Rを推進します。

また、資源循環を促進するためには、資源の性質を踏まえた適正な範囲での循環が重要であり、特に、本県に大量に賦存するバイオマスの利活用や、技術的に優位性のある都市鉱山*のリサイクルについては、地域循環圏*の形成を進めていく必要があります。

※地域循環圏

地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模での循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化していく考え方。

また、建設リサイクル法*、食品リサイクル法*等のリサイクル関連法に対応するために必要な施設の確保や、資源化物の有効利用を積極的に進める必要があります。

さらに、ゼロエミッション*構想に基づく環境調和型社会の実現を目指し、「秋田県環境調和型産業集積推進計画*」（秋田エコタウンプラン）を策定し、秋田県北部エコタウン計画*に基づく事業の成果を全県域への波及・拡大を図ります。

【施策】

●普及啓発活動の展開

3Rや適正処理に関する県民の理解を深めるため、各種媒体の活用やイベント等の開催などによる普及啓発活動を展開します。

●住民参加型の地域活動の推進

ごみ減量化やリサイクルの取組を推進するため、市町村等の関係機関と連携し、あらゆる機会を通じて普及啓発活動を実施するほか、散乱ごみの一掃を目指す環境美化運動を展開します。

●バイオマス等の利活用の促進

- ・畜産経営に起因する環境汚染の発生を防止し、地域の有機資源として農地還元するシステムの普及を推進します。
- ・木質資源の多段階利用とリサイクルの取組として、木質バイオマス*の有効利用を促進します。

●建設副産物対策の推進

建設副産物*の発生抑制、再利用、再生処理を積極的に推進します。

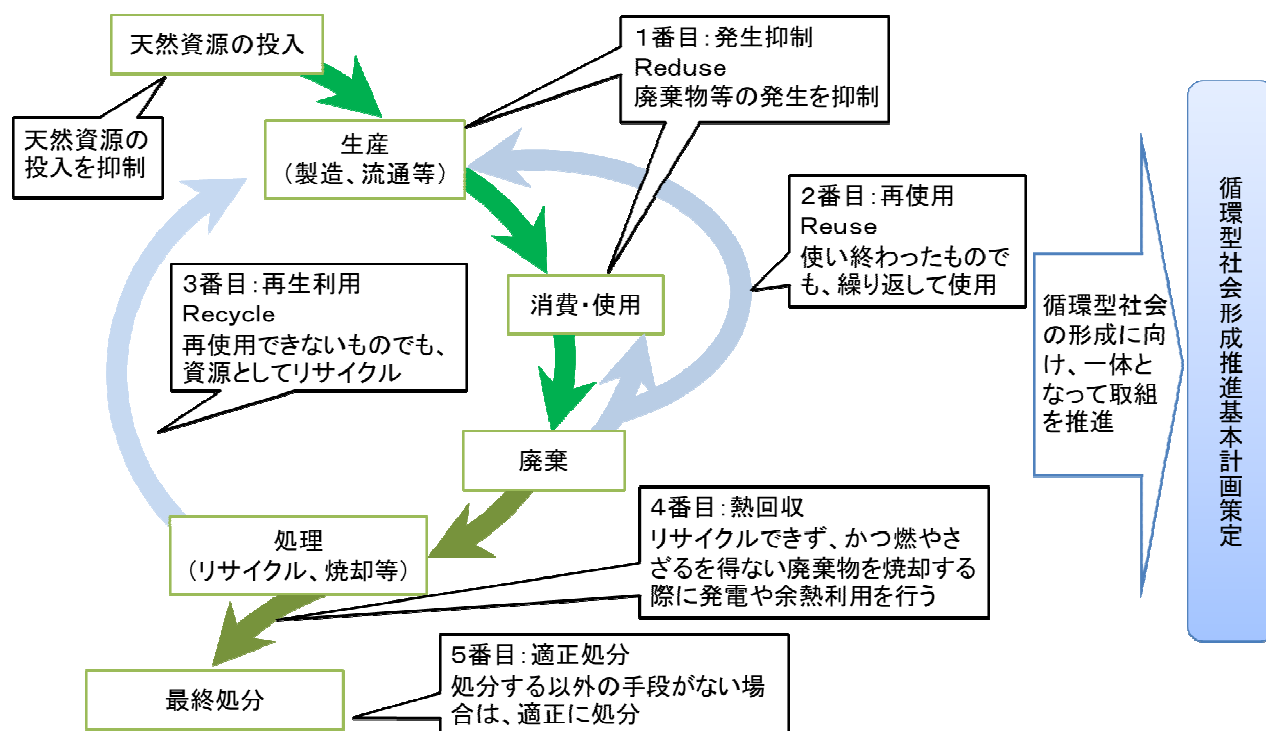
●食品循環資源の利活用の推進

農業生産や農産物の加工段階で発生する副産物（ジュースの絞り粕等）の高付加価値化を促進します。

●秋田エコタウンプランの推進

- ・小型・中型家電の広域的な収集システムを構築するなど、レアメタル等の金属リサイクルや廃プラスチックの材料リサイクルを推進します。
- ・事業者が連携し、ネットワークの構築を図ることにより、金属等を含有する少量廃棄物のリサイクルを推進します。

循環型社会のイメージ



2 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の不法投棄や不適正処理による環境汚染を防止するとともに、安全・安心の確保に向けて、適正処理を推進します。

【施 策】

●適正処理の推進

処理基準*等に基づく適正処理の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認・指導を強化します。また、不法投棄の防止対策として環境監視員*による巡回指導やヘリコプターによるパトロール等に努めます。

●産業廃棄物税制度や環境保全協力金制度を活用した産業廃棄物対策の推進

産業廃棄物の無秩序な広域移動や発生を抑制するため、北東北3県の連携による産業廃棄物税制度や環境保全協力金制度を活用した産業廃棄物対策を推進します。

●環境保全センター*の管理運営及び整備

県内中小企業の産業廃棄物処理を補完し、適正処理を推進するため、引き続き環境保全センターの管理運営を行うとともに整備を図ります。

3 リサイクル製品認定制度の推進

県内で発生する廃棄物の減量化と資源の有効利用を図るとともに、リサイクル産業の振興を図るため、「秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例（リサイクル製品認定条例）」（平成16年4月1日施行）に基づき、リサイクル製品認定制度を推進し、認定リサイクル製品の利用促進に努めます。

【施 策】

- リサイクル製品の製造・販売者に対し、県がリサイクル製品を認定します。

- 認定リサイクル製品について、パンフレット、ウェブサイト等により周知を図ります。
- 環境関連のイベントにおいて、認定リサイクル製品の展示や具体的な使用例の紹介などを行います。
- 県の事務・事業において、認定リサイクル製品の優先調達に努めます。
- 市町村等に対し、認定リサイクル製品に関する制度の説明を行い、普及を図ります。
- 市町村や民間事業者がリサイクル製品を積極的に利用することができるよう支援し、普及を図ります。

【施策目標】

項 目	単 位	現 状 (平成26年度)	目 標 (平成32年度)
【基本目標】循環利用率	%	9.6	13.0
県民1人1日当たりごみ排出量	g/人日	1,002	940
一般廃棄物最終処分量	千トン	38	33
産業廃棄物排出量	千トン	2,197	2,260
産業廃棄物最終処分量	千トン	297	295

※「循環利用率」、「県民1人1日当たりごみ排出量」、「一般廃棄物最終処分量」の「現状」は平成25年度である。

項 目	単 位	現 状 (平成26年度)	目 標 (平成32年度)
県認定リサイクル製品の認定数（累計）	製品	371	389

第7節 地球温暖化対策の推進

温暖化対策のマスタープランである「秋田県地球温暖化対策推進計画*」に基づき、温暖化対策を総合的、具体的に推進します。

【施 策】

1 排出抑制対策（省エネルギー対策）の推進

省エネ機器や低燃費車の導入、住宅や建築物の断熱化等を実行可能な範囲で最大限進めるため、次の対策を実施します。

●民生家庭部門

- ・家庭の省エネ診断の受診を促進し、省エネ行動の実践に繋がります。
- ・住宅や建築物の断熱化を促進します。
- ・家電製品や暖房、給湯機器の省エネ化を促進します。
- ・省エネ情報を分かりやすく発信するとともに、効果的な省エネ行動を普及啓発します。

●民生業務部門

- ・エネルギー管理を推進します。
- ・建築物の断熱化を促進します。
- ・高効率機器の普及を推進します。
- ・省エネに取り組む企業を積極的に評価します。
- ・地方公共団体では、大規模な施設においてE S C O事業の導入を進めるとともに、その他の施設においても省エネ診断の率先受診、省エネ機器の導入に努めます。また、公共施設で取り組んでいる省エネの効果について「見える化」します。
- ・省エネに関する情報の共有と発信を行います。

●運輸・自動車部門

- ・エコドライブを一層促進します。

- ・低燃費車の普及を促進します。
- ・関係団体と一体となった省エネに関する情報の共有と発信を行います。

●産業部門

- ・エネルギー管理を推進します。
- ・建物の断熱化を促進します。
- ・高効率機器の普及を支援します。
- ・省エネに取り組む企業を積極的に評価し、その情報を発信します。

2 排出抑制対策（代替フロン等対策）の推進

- ・冷凍空調機、エアゾール製品、発砲断熱材のノンフロン化を促進します。
- ・地方公共団体によるノンフロン製品等の率先購入、利用を行います。
- ・フロン等を使用している機器の廃棄時の適正処理を推進します。

3 再生可能エネルギー等の導入の推進

新エネルギー*導入ビジョン等に基づき、環境に配慮しつつ再生可能エネルギー等の導入を促進します。

●太陽光発電

- ・太陽光発電に関する情報を発信します。

●風力発電

- ・洋上を含む風力発電のさらなる導入拡大を図ります。
- ・風力発電に参入する県内事業者を育成するため、風況調査等への支援を行います。
- ・風力発電所の建設工事、メンテナンス等の関連産業に参入する県内事業者を育成するため、人材育成等への支援を行います。

●バイオマス発電

- ・発電所に林地残材等の木質バイオマスを安定的に低コストで供給できる体制の検討、構築を図ります。

●小水力発電

- ・小水力発電関係者の情報交換を促進します。
- ・小水力発電の設置等に関する実証調査を実施します。

●地熱発電

- ・地熱資源の有望点における地熱発電開発に向けた取組を支援します。

●太陽熱利用

- ・太陽熱利用の促進を図ります。

●バイオマス熱利用

- ・木質ペレットストーブやペレットボイラーの普及に係る取組事例の広報や、市町村と連携した支援により導入を促進します。
- ・木質ペレットの安定供給に向けた情報交換を進めます。

●温度差熱利用

- ・一般に認知度が進んでいないことから、普及啓発を進めることにより導入促進を図ります。
- ・導入事例を収集し、広報を進めます。

●雪氷熱利用

- ・先進事例の情報を収集し広報することで導入を促進します。

●バイオマス燃料製造

- ・秋田県バイオエタノール推進戦略に掲げるバイオエタノール製造・利用等に係る7つの戦略を推進します。
- ・地域におけるBDF加工と利用の地域レベルでの循環の輪を構築します。

●コージェネレーション

- ・先進事例やCO₂削減効果などの情報提供に努めます。

●燃料電池

- ・導入のメリット等の周知に努めます。

●クリーンエネルギー自動車

- ・県の公用車の更新に当たっては、クリーンエネルギー自動車の率先導入に努めます。
- ・急速充電器の設置を促進することなどにより普及を図ります。

4 循環型社会の形成（廃棄物の3Rの推進と地域循環圏の形成等）

秋田県循環型社会形成推進基本計画に基づき、本県が有する資源や特性を活かした秋田らしい循環型社会の形成を目指します。

5 環境に配慮した交通の推進

秋田県総合交通ビジョンに基づき、次の取組を通じてすべての人と環境に配慮した交通を目指します。

- ・公共交通の利用促進
- ・交通の円滑化
- ・歩行者・自転車対策の促進
- ・グリーン物流の促進

6 森林の保全・整備による二酸化炭素吸収促進

秋田県水と緑の基本計画に基づき、二酸化炭素を吸収する森林の健全な整備・保全を推進するため次の取組を行います。

- ・森林整備の推進
- ・松くい虫・ナラ枯れ対策の推進
- ・木材の利用の促進
- ・県民参加の森林づくりの推進

7 環境教育・学習の推進

幼児から高齢者までの幅広い世代を対象に、環境教育・学習を推進するため、秋田県環境教育等に関する行動計画に基づき、家庭、学校、地域、職場における環境教育・学習を推進します。

8 環境価値の創出とカーボンオフセットの普及

●環境価値の創出

- ・国内クレジット制度、J-クレジット、グリーンエネルギー証書制度などを利用した環境価値の創出を促進するとともに、支援できる体制を確立します。
- ・県自らも率先して制度を活用します。

●カーボンオフセットの率先実行

- ・県主催の会議やイベントで発生する二酸化炭素については、できる範囲で県内産の環境価値を活用して、率先してオフセットします。

【施策目標】

項 目	単 位	現 状 (平成26年度)	目 標 (平成32年度)
県内の温室効果ガス排出量（1990年度の排出量を100%にした割合）	%	127	89
新エネルギー導入量（原油換算値）	千kL	399.0	572.3

※「県内の温室効果ガス排出量（1990年度の排出量を100%にした割合）」の「現状」は平成24年度である。

第8節 環境教育、環境学習の推進と県民運動の展開

環境に配慮する意識を醸成するためには、環境問題について正しく理解し、自主的に行動することができるよう、適切な情報提供を行うとともに、地域のリーダーとなる人材を育成するなど、環境教育、環境学習を一層推進していくことが重要です。

また、県民、事業者、民間団体、行政が連携して、自らの地域の環境を大切にしていこうと取り組む、幅広く県民運動として展開していく必要があります。

【施 策】

- 環境あきた県民塾*の開催、体験を通じて学び考える機会の提供、こどもエコクラブの支援、県が認定する「体験の機会の場*」の拡充などにより、環境学習の機会と場の充実を図ります。
- 研修会やセミナーを通じてあきたエコマイスター*、地球温暖化防止活動推進員等の人材を育成するとともに、こどもエコクラブや学校、各種団体が主催する学習会等へ派遣することで、環境に関するさまざまな知識と経験を持つ人材の活用を図ります。
- 県が所有する資料、パネル、教材等の貸出や、小学校の授業で活用できる教材等の作成・提供により、教材の整備と活用を図ります。

【施策目標】

項 目	単 位	現 状 (平成26年度)	目 標 (平成32年度)
こどもエコクラブ会員数（累計）	人	17,147	32,000
環境あきた県民塾受講者数（累計）	人	963	1,150
あきたビューティフルサンデー参加者数 (あきたクリーン強調月間参加者数を含む)	千人	118	150

- 県民が必要とする正確な情報を美の国あきたネットやパンフレット、広報誌、環境白書等で適切に発信します。
- 「あきたビューティフルサンデー」（4月第3日曜日）、「あきたクリーン強調月間」（4月）などにおいて、環境美化運動を進めます。
- ごみ減量化・リサイクル運動を進めます。
- 環境美化活動に取り組んでいる住民団体、町内会、学校、企業などに支援します。
- 民間団体、地方公共団体、関係する国の機関などで構成する「秋田県海岸漂着物対策推進協議会」を核として、関係者間の適切な役割分担と連携・協力を図り、海岸漂着物等の回収処理、発生抑制に係る普及啓発などに取り組んでいきます。
- 秋田県地球温暖化防止活動推進センターなどと連携しながら、環境教育、環境学習をリードする人材のネットワーク化を図ります。
- 地域における清掃活動などの優れた取組について顕彰するとともに国、公益法人、企業等が実施する各種表彰制度を積極的に活用し、表彰される機会を後押しすることにより、さらなる環境保全活動への取組を促進します。

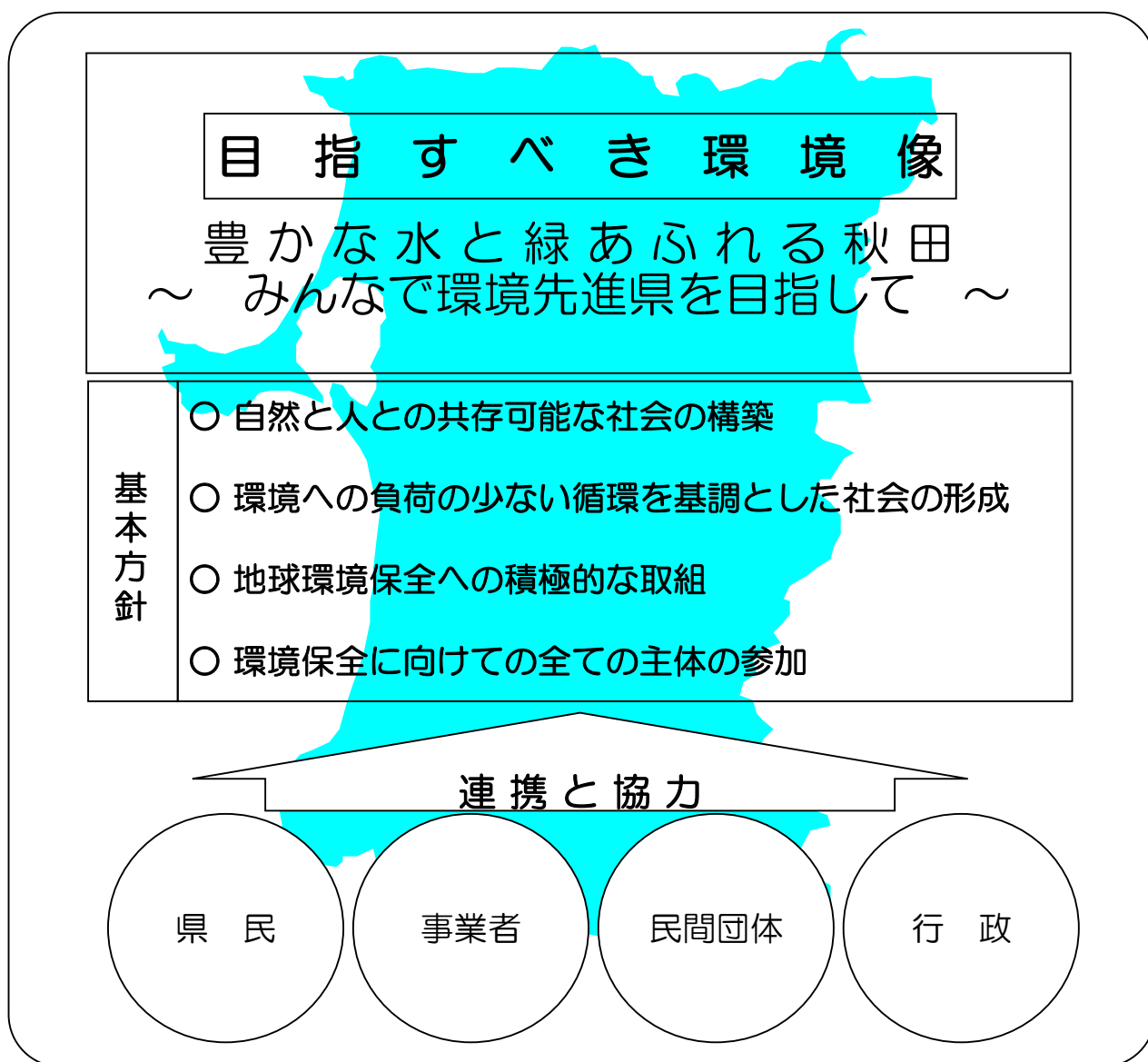
第6章 計画の推進

第1節 主体別行動指針

今日の広範な環境問題に的確に対処していくためには、県民、事業者、民間団体、行政の全ての主体による環境保全に向けての自主的な取組が必要です。

本節では、計画の基本方針に基づき目指すべき環境像を実現するため、各主体が果たすべき具体的な役割、行動指針を示しました。

各主体はそれぞれの立場、能力に応じて相互に協力・連携しながら、この行動指針を日常的かつ継続的に実践することが重要です。



1 県民の役割

県民一人ひとりが、日常生活と地球レベルでの環境問題との関わりについて認識を深めるとともに、民間団体や事業者、市町村や県などと連携・協力して、環境に配慮した自主的行動に積極的に取り組むことが期待されます。

●自然と人との共存可能な社会の構築 ・自然や野生生物を大切に、自然を守り育てる活動に参加します。 ・農地、森林、沿岸域の環境保全機能を理解し、これらの保護・育成に協力します。 ・環境に配慮した農業で生産された農産物を積極的に選択します。 ・宅地内緑化に努め、植栽する樹木には県内自生種を選定します。	●環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成 ・自転車や公共交通機関を積極的に利用するなど、環境に配慮した生活を心がけます。 ・生活排水による水質汚濁や生活騒音の防止に努めます。 ・買い物にはマイバッグ*を持参します。 ・ごみの分別を徹底し、3Rの習慣を身につけます。 ・水を流し放しにしないこと、節水型の機器を使用するなど、水を有効に利用します。
●地球環境保全への積極的な取組 ・エコドライブ、住宅の断熱化など省エネルギーに努めます。 ・再生可能エネルギーの導入に努めます。	●環境保全に向けての全ての主体の参加 ・地域の美化・清掃運動、リサイクル運動に参加・協力します。 ・ごみの不法投棄やポイ捨てはしません。 ・エコマーク*商品など、環境に配慮した商品を積極的に利用します。

2 事業者の役割

事業者は、地域の一員として環境保全に対する社会的責任（CSR*）を自覚し、事業活動に伴う環境への負荷を自主的に軽減することが求められています。

製造から廃棄までのあらゆる段階で環境に配慮した事業活動を展開するとともに、地域における環境教育への参加、環境分野での国際協力など、環境保全活動に積極的に取り組むことが期待されます。

●自然と人との共存可能な社会の構築 ・生態系や水環境への影響を最小限度に抑えるなど自然環境の保全に十分配慮して事業を計画・実施します。 ・地域社会で行われる自然環境保全活動に協力します。 ・地域環境に配慮した環境保全型農林業、資源管理型漁業に取り組みます。	●環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成 ・大気汚染、水質汚濁防止のために必要な措置を講じるなど環境への負荷の低減に努めます。 ・工場、事業所から騒音、悪臭を出さないようにするとともに、化学物質に関する管理体制を強化します。 ・ライフ・サイクル・アセスメント*の導入に努めます。 ・廃棄物の適正処理を行うとともに、3Rを念頭に置いた事業活動を行います。 ・循環型社会ビジネスへの参入などに取り組みます。 ・食品産業での食品残さの発生抑制、再生利用、減量化など、ゼロエミッションに向けた取組を進めます。 ・工業用水の循環再使用など限られた水資源を有効に活用します。
---	--

●地球環境保全への積極的な取組 ・環境マネジメントシステムを利用したエネルギー管理、高効率機器の導入など省エネルギーを推進します。 ・再生可能エネルギーの導入に努めます。 ・フロン対策や酸性雨対策を推進します。 ・海外の環境保全活動に対し技術協力を行うなど国際協力に努めます。	●環境保全に向けての全ての主体の参加 ・従業員に対する環境教育を行い、環境保全意識の向上を図ります。 ・地域の環境美化運動やリサイクル運動に参加するとともに、従業員の環境保全活動を支援します。 ・「ISO14001」や「エコアクション21」などの環境マネジメントシステムを導入します。
--	---

3 民間団体の役割

県民や事業者によって組織される民間団体は、環境保全のための自主的な活動を行っており、その役割は大きなものとなっています。

県民、事業者、行政と協力・連携しながら、環境の保全に向けた様々な取組を進めていくことが期待されます。

●自然と人との共存可能な社会の構築 ・専門的な知識や技術を生かし、県民の自然保護活動のアドバイザー、リーダーとして貢献します。 ・各主体間のパートナーシップの構築に努めます。	●環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成 ・環境保全への取組、リサイクル社会の形成について事業者や行政に働きかけを行います。
●地球環境保全への積極的な取組 ・環境問題に対する民間レベルでの国際協力や情報交流を推進します。	●環境保全に向けての全ての主体の参加 ・県民、事業者に対する環境教育、環境学習の普及・啓発を行います。 ・県民、事業者、行政と連携して、人材育成、情報提供、環境保全活動を行います。 ・環境美化活動やリサイクル活動に参加し、地域環境の保全に取り組みます。

4 行政の役割

(1) 県の役割

県は本計画に基づき、各種の施策を実施し、郷土の環境保全を図る責務があります。

県民、事業者、民間団体が積極的な環境保全活動を推進できるよう、主体相互の協力・連携の確保に努めるとともに、各主体が参加しやすいような企画・運営を心がけます。

広域的な取組が必要な環境問題については、国や他道県、市町村との協力体制を整備します。

また、環境マネジメントシステムにより、自らが率先して環境への負荷の低減に取り組みます。

(2) 市町村の役割

市町村は地域における行政の主体であり、地域住民に最も身近な自治体です。

地域の環境特性を十分考慮した施策を展開するとともに、県と同様に、自ら率先して環境への負荷の低減に取り組むことが期待されます。

●自然と人との共存可能な社会の構築 ・多様な生態系の保全に配慮し、自然と人との共存できる地域づくりを推進します。 ・自然とのふれあいの場を整備します。 ・農地、森林、沿岸域の持つ環境保全機能を保全します。 ・史跡の整備や地域特性を生かした景観づくりの推進など、自然や周囲の景観と調和した快適な生活環境をつくれます。	●環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成 ・路線バスや鉄道など公共交通機関の利用を促進します。 ・下水道、農業・漁業集落排水施設などを整備します。 ・3Rの推進に関する啓発普及を行います。 ・産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用を推進します。
●地球環境保全への積極的な取組 ・省エネ機器の率先導入など省エネルギー対策を推進します。 ・再生可能エネルギーを率先して導入します。 ・カーボンオフセットを率先して実施します。 ・情報の共有化によるペーパーレス化などにより森林資源の保全に努めます。 ・研修員の受入などにより国際協力を推進します。	●環境保全に向けての全ての主体の参加 ・環境教育・環境学習の総合的推進を図ります。 ・環境教育・環境学習のための人材育成を支援します。 ・各主体間の相互連携・協力に努めます。 ・県民、事業者、民間団体に対する啓発・指導及び協力・支援を行います。

第2節 計画の進行管理

本計画に掲げた4つの目指すべき環境像を着実に実現し、豊かな水と緑あふれる秋田を将来へ継承していくため、環境施策を計画的かつ総合的に推進します。

1 推進体制

(1) 県における推進体制

本計画に基づく環境保全施策を着実に実施するため、庁内関係部局と密接な連携と調整を図り、関連する施策を計画的、総合的に推進します。

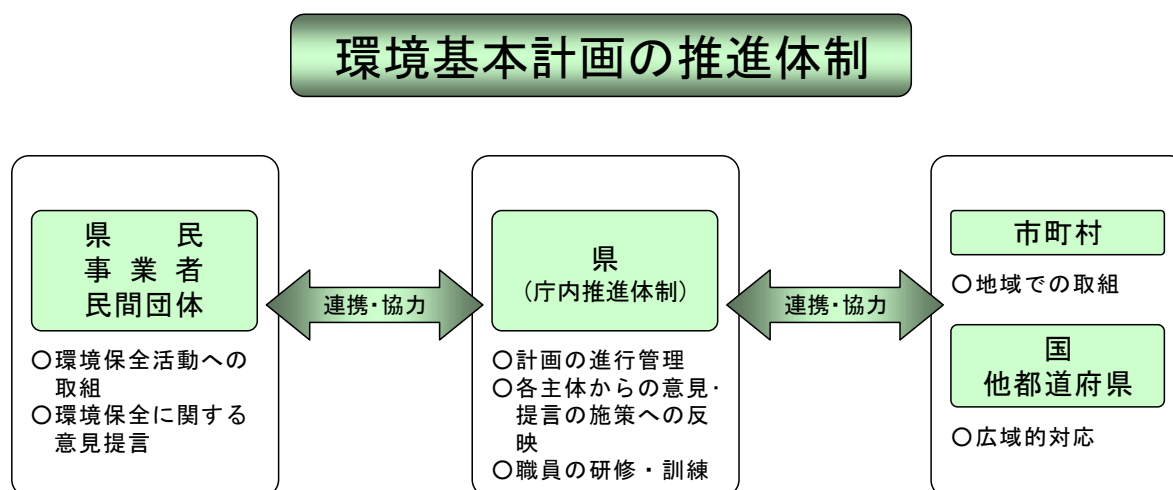
また、計画の推進に当たっては、職員が広範な環境問題に的確に対処していくことが必要であることから、職員研修などの充実を図り、職員の意識啓発、総合的な知識・技術の修得に努めます。

(2) 各主体との連携

本計画をより実効性のあるものとするため、行政だけではなく、県民、事業者、民間団体などのあらゆる主体が自らの役割を認識し、適切な役割分担の下で連携しながら環境保全活動に取り組んでいく必要があります。

このため、県民、事業者、民間団体に対しては、自主的取組が積極的に行われるよう、情報の提供など必要な支援を行います。

また、各市町村との連携・協力の強化を図るとともに、本県単独で解決できない問題については、国や他の都道府県と連携・調整を図りながら計画を推進します。



2 進行管理

本計画の実効性を高めるため、環境マネジメントシステムの基本に則り、計画（P l a n）→実行（D o）→点検・是正（C h e c k）→見直し（A c t i o n）の手順を繰り返すことにより進行管理を行い、計画の継続的改善を図っていきます。

また、本計画の推進状況については、年度ごとに環境白書等により公表し、県民、事業者等から意見・提言を求めます。

●計画（P l a n）

本計画を推進するためには、郷土の環境問題を全ての主体が共通に認識することが必要です。その上で各主体の基本的役割を踏まえ、具体的行動を計画します。

県は、「ふるさと秋田元気創造プラン」などの各種将来計画に示した環境関連施策との調整を図ります。

●実行（D o）

各主体は計画に基づいて実行します。

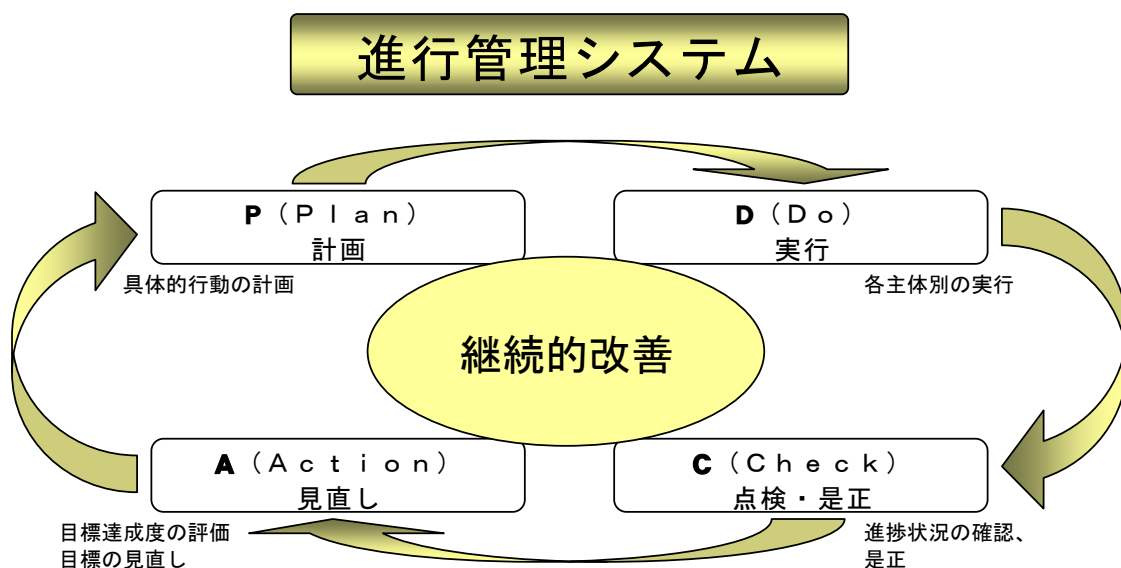
県、市町村は行動推進のための指針、要綱の整備など、適正な措置を講じます。

●点検・是正（C h e c k）

推進結果について進捗状況を確認します。また、進捗状況が不十分な場合は是正措置を講じます。

●見直し（A c t i o n）

各主体の意見を取り入れながら適宜、本計画の見直しを行います。



用語解説

あ

ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が制定している環境マネジメントシステム（「環境マネジメントシステム」の項参照）に関する規格の総称です。

この規格によりシステムを構築した組織は、その適合性について外部機関の審査により認証を取得することができます。

IPCC

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略称です。人為起源による気候変動、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年（1988年）に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織です。

アオコ

植物プランクトン的一种である藍藻類が大量に発生し、湖や池の表面で青い粉をまいたような状態となったもの、またはその原因となった藍藻群集をアオコ（青粉）といいます。

窒素とりんが豊富（富栄養）な淡水の止水域でみられ、県内では八郎湖などにおいて夏場にみられます。

あきたエコマイスター

「環境あきた県民塾」を修了し、県内各地域において環境保全活動を実践したり、リー

ダーとして活躍する人材として県に登録された方々のことです。

あきたエコマネジメントシステム

県が独自に構築した環境マネジメントシステム（「環境マネジメントシステム」の項参照）の名称です。

自らが行う事務事業活動が環境に及ぼす影響を継続的に改善していくため、「総合的な環境保全施策の推進」、「事業活動における積極的な環境配慮の実施」、「秋田県庁環境保全率先実行計画の推進」及び「環境関連法規等の順守」の4つの方針に基づき積極的に行動することとしています。

あきた環境優良事業所認定制度

県内の多くの中小事業所が環境に配慮した取組を実行できるよう、平成16年度に創設された秋田県独自の環境マネジメントシステムのことです。秋田県版ミニISOともいいます。

日常の事業活動に伴う環境への負荷を低減させるための取組目標を自主的に定めて環境配慮の取組を行う事業所を審査により「あきた環境優良事業所」として認定しています。

秋田県環境基本計画

環境保全施策を総合的かつ計画的に推進していくため、秋田県環境基本条例第9条の規定に基づき、平成10年3月に策定したものです。策定後の社会情勢の変化等を踏まえ、平成15年6月に見直しを行い、平成23年6月に第2次計画を策定しました。（「環境

基本計画」の項参照)

秋田県環境基本条例

秋田県環境審議会の答申を踏まえ平成9年12月に制定されました。環境の保全についての基本理念と県、市町村、事業者、県民の役割、また環境の保全に関する施策の基本的な事項を明らかにしています。

秋田県環境調和型産業集積推進計画

秋田県北部エコタウン計画等により整備されてきた県北部地域における環境・リサイクル産業の更なる集積を図るとともに、北部エコタウンの成果について県内全域に波及・拡大を図るために策定する計画です。

秋田県新エネルギー導入ビジョン

県内における新エネルギー導入の基本的な指針として、活用目標や活用方策等について提案したものです。

秋田県地球温暖化対策推進計画

秋田県地球温暖化対策推進条例に基づき策定される、本県における地球温暖化対策のマスタープランです。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」としての位置付けも併せ持ちます。

秋田県北部エコタウン計画

世界自然遺産の白神山地や十和田八幡平国立公園等豊かな自然環境に抱かれた秋田県北部地域（米代川流域拠点都市地域に指定された18市町村。市町村合併により、現在は9市町村）において、鉱業関連基盤を活用した

家電リサイクルや、リサイクル精錬拠点形成事業の金属リサイクル事業、住民参加による一般廃棄物の減量化・地域産業を活用した再資源化に努めるほか、風力発電所の建設等新エネルギー産業の積極的な導入を図り、環境と調和したまちづくりを進めるための計画です。

秋田県水と緑の森づくり税

地球温暖化防止、県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有し、すべての県民がその恩恵を受けている森林を、将来にわたって健全に守り育て、次世代に引き継いでいくことを目的として、県民の理解及び協力のもとに創設された県税です。この税収は、森林環境の保全、県民参加の森づくりなどに関する施策に使われています。

い ESD

ESDとは「持続可能な開発のための教育」(Education for Sustainable Development)の略称です。環境、人権、健康福祉、多文化共生、まちづくりなどをテーマとして、NGO、NPO、学校、企業などが行う持続可能な社会づくりに向けた人づくりにつながる全ての活動のことです。

硫黄酸化物

重油などの燃料に含まれている硫黄分が燃焼して発生するガスです。代表的なものには二酸化硫黄(SO_2)と三酸化硫黄(SO_3)があります。無色で刺激臭が強く、呼吸器系に影響を与えたり、植物を枯らしたりします。

一酸化炭素

内燃機関や燃焼炉などからの排ガス中に含まれる大気汚染物質の一つです。無色、無臭の非常に有毒な気体で、炭素やその化合物が不十分な酸素供給の下で燃焼するときに生じます。

一般環境大気測定局

二酸化硫黄や二酸化窒素などの大気汚染物質を常時監視する測定局です。

地域全体の汚染状況を把握できるよう「地域代表性」を有する地点に設置しています。

一般廃棄物

法令で特定されている産業廃棄物以外の廃棄物をいい、日常生活から排出される可燃ごみや粗大ごみ（生活系）と、工場や事務所から排出される紙くずなど（事業系）があります。

え

エコアクション21

国際規格のISO14001を参考としつつ、中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステム（「環境マネジメントシステム」の項参照）として環境省が策定したものです。

環境省が策定したガイドラインに規定する要求事項に基づきエコアクション21の取組を行い、環境活動レポートを作成・公表した事業者は、エコアクション21審査人による所定の審査を受審し、審査に合格した場合は、環境への取組を積極的に行っている事業者として認証・登録されます。

エコドライブ

自動車を運転するときに、緩やかな発進を心がけたり、無用なアイドリングを止めるなど、燃料の節約に努め、二酸化炭素の排出を減らす、環境に配慮した自動車の使用のことです。

エコファーマー

持続農業法に基づき、土づくり、減化学肥料、減農薬などで環境に配慮した農業に取り組む農業者を知事が認定する制度で、この認定を受けた農業者のことです。

エコマーク

様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。

ＥＳＣＯ（ESCO）事業

ESCO（Energy Service Company）事業とは、省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、省エネルギー効果の保証等により顧客の省エネルギー効果（メリット）の一部を報酬として受け取る新しいビジネスです。

越境汚染

汚染物質が、国境を越え、発生源から遠く離れた地域まで影響を及ぼすことをいいます。酸性雨や光化学オキシダントについては、偏西風によって運ばれる大陸の汚染物質の影響があるとされています。

お

オゾン層

オゾンは酸素原子が3個つながった構造をした気体で、地表から10～50km上空の成層圏に集まってオゾン層を作っています。オゾン層は、私たちが生きていく上で多大な恩恵を受けている太陽の光のうち、波長280～320nmの有害紫外線を吸収することにより、人間はもちろん地球上の生命を保護する大切な役割を果たしています。

オゾン層破壊物質

フロン、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、臭化メチルなど、オゾン層を破壊する可能性のある化合物の総称です。これらの物質が太陽からの強い紫外線を受けると、光分解されて塩素原子や臭素原子を発生し、これが連鎖的にオゾン分子と反応することによりオゾン層を破壊します。

オゾンホール

南極域上空では、冬から春にかけて極渦と呼ばれる強い渦状の気流が安定的に生じるため、冬季には極めて低温になり、極成層圏雲と呼ばれる雲が生じます。オゾン層破壊物質が分解してできた塩素や臭素は、この雲の粒子表面での反応で活性度の高い状態に変換されます。そして、春（9～11月）になって日が当たるようになると、これらが分解して塩素原子や臭素原子を生成し、オゾンの破壊活動が進行しやすくなり、オゾンの量が大きく減少してしまいます。この減少の生じた領域がオゾンホールと呼ばれています。

汚濁負荷（量）

環境に排出される汚濁物質のことで、その

量を「汚濁負荷量」といい、排出量と濃度の積で表します。工場や事業場などからの排水や排出ガスについては濃度による規制が多く用いられていますが、濃度が小さくても排出量が大きければ環境に与える影響は大きくなるので、通常、環境への影響を推定・評価するには汚濁負荷量が用いられます。

オフセット・クレジット（J-クレジット）制度

国内で実施されたプロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量を、信頼性の高いオフセット・クレジット（J-クレジット）として認証する制度のことです。木質バイオマスボイラーの使用による二酸化炭素排出削減量や森林吸収量などが認証対象となっており、企業によるカーボン・オフセット等の自主的な取組に活用されています。

温室効果ガス

大気中に存在し、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスを温室効果ガスといいます。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素の7種類のガスを温室効果ガスとして定めています。

か

カーボン・オフセット

市民、企業、NPO、NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果

ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施することなどにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいいます。

海岸段丘

海岸線に沿って階段状に発達した地形で、過去の海面に関連してできた海成の平坦面が不連続に陸化したものです。県内では男鹿半島や岩館海岸に数列の段丘が発達しています。

海食崖

海に面した山地や台地で、波食作用が主な原因で削られてできた崖。波食崖ともいいます。

快適環境

環境の快適性を表す言葉に「アメニティ（Amenity）」があります。たとえば、豊かな緑、さわやかな空気、静けさ、清らかな水辺、美しい町並み、歴史的なたたずまいなどをいいます。

外来種

過去あるいは現在の自然分布域以外に導入された種、亜種、それ以下の分類群であり、生存し、繁殖することができるあらゆる器官、配偶子、種子、卵、無性的繁殖子を含みます。

化石燃料

原油、天然ガス、石炭やこれらの加工品であるガソリン、灯油、軽油、重油、コークスなどをいいます。

一般的に石油、天然ガスは微生物、石炭は沼や湖に堆積した植物が、地中の熱や圧力などの作用を受けて生成したといわれています。

方上地区自然浄化施設

汚濁負荷の高い中央干拓地の排水をヨシが自生する方上地区に導水して水質浄化を図るための施設です。

干拓地の土壌は、細かい粘土分が多く、このSS（浮遊物質）に、窒素、りんが吸着して八郎湖に排出されているため、自然浄化施設でSSを沈殿させることにより、併せて、窒素やりんの除去も見込まれます。

合併処理浄化槽

「浄化槽」の項参照

環境あきた県民塾

身の回りの環境問題から地球規模の環境問題まで、様々な環境問題について考える場として、県が実施している講座です。「ごみ問題」、「省エネ」、「地球温暖化」など、様々なテーマの講座を開講しています。

環境影響評価（環境アセスメント）

大規模な開発事業を実施しようとする場合に、その事業者が自ら、事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測、評価を行い、その結果について地域の人々の意見を聴くことなどによって、環境に配慮して事業を実施しようとするものです。

環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者などの環境保全活動に対する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された人のことです。

事業者を対象とした環境カウンセリングを

行う「事業者部門」と市民や市民団体を対象とした環境コンサルティングを行う「市民部門」に区分されています。

環境監視員

廃棄物の不法投棄や不適正処理に対する監視体制の強化を図るため、各保健所に配置されており、管内のパトロールや事業所への立入検査を行っています。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定める行政目標です。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音については「環境基本法」で、ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別措置法」で定めています。

環境基本計画

環境政策を体系的、総合的に展開することを目的として作られる行政計画。地域の環境項目について、住民の環境に対する考え方や地域の社会的、自然的環境特性を踏まえつつ、中長期的に、①環境のあるべき姿を目標として明確化し、②目標の達成のための政策方針を明らかにし、③その方針に基づく個別の施策を体系化するとともに、新たな政策を提示するものです。（本県の基本計画については「秋田県環境基本計画」の項参照）

環境教育等促進法

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」のこと。

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法として、平成23年6月15日公布、平成24年10

月1日に完全施行されました。

改正により、法の目的として協働による取組の推進、基本理念として生命を尊ぶことや循環型社会の形成などが追加されました。また、地方自治体による環境教育・協働取組推進行動計画の作成や環境教育等推進協議会の設置などに関する規定の整備、学校教育における環境教育推進の充実、環境教育の基盤を強化するため、大臣が環境教育の取り組みを支援する「環境教育等支援団体」を指定することや、知事が体験の機会のある場を認定する制度の導入なども追加されています。

環境審議会

秋田県環境基本条例第28条の規定に基づき、知事が環境基本計画を定めるに当たって意見を聴いたり、知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、環境の保全に関する学識経験者を含む委員で構成する合議制の機関です。

環境大賞

地球温暖化防止や水環境の保全、ごみの減量化・リサイクルなど環境保全全般に関する実践活動が他の規範となる県内の個人又は団体を表彰し、その活動事例を広く県民に紹介することにより、県民の環境保全に関する自主的な取組を促進することを目的とした知事表彰のことです。平成10年度から実施し、毎年5件程度を表彰しています。

環境と文化のむら

山の自然とのふれあい、その自然のもたらす恵みにより築かれてきた文化について学ぶ施設です。この施設にある森林は「野鳥の森」に指定され、バードウォッチングを楽しむこ

とができるほか、秋田県鳥獣保護センターを併設しており、傷ついた鳥や動物を保護しています。

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会

「環境への負荷」とは、「秋田県環境基本条例」では「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義されています。

また、「持続的発展が可能な社会」とは、将来の世代が享受する経済的、社会的な利益を損なわない形で、現在の世代が環境を利用していこうとする考え方に基づく社会をいいます。

環境保全

大気・水、土壌等の環境の自然的構成要素やそれらによって構成されるシステムに着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを人にとって良好な状態に保持することです。そもそも包括的な概念を指す言葉であり、多様な意味に用いられるほか、考え方は社会の変化等に伴って変わっていく性格を有します。

環境保全型農業

生態系を守るため、地域由来生物等の自然な生息を確保する農地利用や、環境負荷低減のため農業の持つ物質循環機能を活かし、家畜排せつ物等の堆肥化による土作りを通じて化学肥料と化学農薬の使用量を減らす、環境と調和した持続性の高い農業生産を行うことです。

環境保全機能

森林の場合は、環境保全機能と多面的機能は同義ですが、農業の場合は、国土保全・水源のかん養・自然環境の保全・良好な景観の形成などがあります。

環境保全協力金制度

県外産業廃棄物の適正な処理を促進するために、県外の排出事業者に一定の経済的負担（環境保全協力金）を求める制度です。搬入される県外産業廃棄物 1 トンにつき、その処分目的に応じて 50 円～500 円の協力金を求めます。経済合理性に基づき企業や個人が負担を軽減しようとする行動をとることにより、結果として社会全体がめざす政策効果を上げようとする「経済的手法」の一つであり、北東北三県が全国に先駆けて、平成 16 年 1 月から導入した制度です。

環境保全センター

県内の中小企業等から排出される産業廃棄物の処理を補完することを目的として、県が昭和 51 年 10 月に大仙市協和に設置した、産業廃棄物の埋立処分を主とする最終処分場です。

環境マネジメントシステム

事業活動全般について環境配慮の要素を取り入れ、それを管理しつつ環境への負荷の低減を図るため、組織の最高経営層が環境方針を立て、その実現のために計画（Plan）し、それを実行及び運用（Do）し、さらに点検及び是正（Check）し、それを見直し（Action）し、もし不都合があれば計画等の変更を行うシステム（PDCA サイクル）を構築し、このサイクルの継続的改善を図るシステムのことで

す。

環境リスク（評価）

人の活動によって加えられる環境への負荷が、環境中の様々な経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（可能性）を示す概念です。

人間にとって好ましくない出来事を「発生の不確かさ」と「影響の大きさ」で評価するのがリスクの基本的な考え方です。例えば、影響が相当大きなものであっても、その発生する確率がほとんどなければ、リスクは小さいと評価されます。

乾燥地域

乾燥の程度を表す乾燥度指数（AI）（AI＝年間降水量/年蒸発量）の低い地域のことです。乾燥地域は、AIが0.05以上0.20未満の地域を「乾燥地域」、0.20以上0.50未満の地域を「半乾燥地域」、0.50以上0.65未満の地域を「乾燥半湿潤地域」と分類されています。

間伐

森林の保育・保護のために行う間引き伐採のことです。病虫害、雪折れ、風倒などの自然災害に対して抵抗力のある健全な森林を育成し、目的に合った木材を生産するためには不可欠です。

き

漁業集落排水施設

「農業・漁業集落排水処理施設」の項参照

く

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむための滞在型の余暇活動です。

クリプトスポリジウム

原生動物の原虫類に属する約1,000分の5mmの水系病原性生物で、食中毒と似た症状の感染症を引き起こします。（クリプトスポリジウム症）。

水道における通常の塩素消毒では死滅しないため、汚染が疑われる場合は、ろ過若しくは紫外線による浄水処理を実施する必要があります。同様の原虫としてジアルジア（ジアルジア症）があります。

け

溪畔林

溪流沿いの傾斜地などに成立する林のことです。サワグルミ、トチノキ、カツラなどが代表的な構成種となっています。

建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られる物品の総称で、再生資源と廃棄物の2つの概念が含まれます。中間処理を必要とせず、そのまま原材料として利用されるもの（例：金属くず、廃木材など）と、廃棄物のうち中間処理を行うことにより原材料として有効利用の可能性があるもの（例：コンクリート塊など）があります。

建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のことです。一定規模以上の建設工

事について、受注者に対しコンクリートや木材等を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けています。

こ

公害

環境基本法では、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭（同法ではこれを「典型7公害」と規定しています。）によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることと定義しています。

光化学オキシダント

自動車及び工場から排出された大気中の窒素酸化物、炭化水素などが強い紫外線により光化学反応を起こして生成されるオゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの強酸化性物質の総称です。

強い刺激性を有し、大気濃度が0.12ppm以上になると粘膜を刺激し、目、鼻、のどを痛めることがあります。夏の日差しが強く、風の弱い日には、局所的に光化学オキシダントの濃度が高くなり、大気が白っぽく、どんよりと濁った状態になる光化学スモッグが発生しやすくなります。

公共下水道

主として市街地の雨水をすみやかに排除し、また、汚水を処理して河川などに放流するため、市町村が事業主体となつて行う下水道です。終末処理場を有するものと流域下水道に接続するものがあります。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する水路（終末処理場に流入する下水道を除く）をいいます。

耕地生態系

人の手によって管理されている水田や畑などの耕作地に成立する生態系です。

湖沼水質保全計画

湖沼水質保全特別措置法に基づき、指定湖沼の水質保全に関して実施すべき施策について都道府県知事が定めなければならない計画です。計画の期間、水質保全に関する計画、下水道等の整備や水質保全のための事業、規制等について定めるものとされています。

県は、平成20年3月に「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第1期）」、平成26年3月に「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第2期）」を策定しました。

湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）

湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関する計画を策定し、水質保全に資する事業、各種汚濁源に対する規制その他の措置を総合的かつ計画的に推進することを目的に、昭和60年に施行された法律です。

こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。環境省の後援及び文部科学省の支援の下、公益財団法人日本環境協会が実施する事業です。

さ

最終処分場

廃棄物の埋立処分を行う場所又はその設備をいいます。一般廃棄物の最終処分場は1種類（管理型）ですが、産業廃棄物の最終処分場は、埋め立てる産業廃棄物の環境に及ぼす影響によって、安定型、管理型、遮断型の3種類に分類されます。

○安定型最終処分場

廃棄物の飛散及び流出を防止する構造を持つ処分場です。性状が安定しており生活環境上の支障を及ぼすおそれが少ないと考えられる安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）のみが対象です。

○管理型最終処分場

地下水などの汚染を防止するため、底にシートを張るなどの遮水工を行い、浸み出した水を集め、水質汚濁防止法に基づく排水基準を満たすよう処理して公共用水域に放流する設備を備えた処分場です。遮断型処分場の対象外の産業廃棄物及び一般廃棄物が対象です。

○遮断型最終処分場

周囲をコンクリートで固め、雨水などが入り込まないように覆うなど、有害物質が浸出するのを遮断した処分場です。燃え殻、汚泥、ばいじん及び鉍さいなどの中で、有害物質が基準を超えて溶出するものが対象です。

再生可能エネルギー

風力、太陽、水力、地熱、バイオマスなど地球の自然環境の中で絶えず供給され、繰り返し利用することのできるエネルギーのことです。

細密調査

カドミウム汚染米発生を防止する恒久対策等を講ずるための「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく調査のことで、ほ場が特定できる概ね2.5haを1区画とした水田において穂（立毛玄米）と土壌を採取し、カドミウム濃度を調査します。

砂丘植生

砂浜海岸、大きな川の岸、砂漠などの砂丘に成立する植生。乾燥や貧栄養的条件に耐え、砂の移動による被砂の害に対しても抵抗性の強い植物がみられます。

里地里山

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混合する農地、ため池、草原等で構成される地域概念です。

砂漠化

砂漠化対処条約で「乾燥地域、半乾燥地域、乾燥半湿潤地域における気候上の変動や人間活動を含むさまざまな要素に起因する土地の劣化」と定義されています。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など及び輸入された廃棄物をいいます。

産業廃棄物税（制度）

産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルなどを促進するため、環境保全協力金制度と同じく「経済的手法」を活用した制度です。最終処分場への搬入1トンにつき、原則とし

て1,000円を課税します。平成16年1月に北東北三県の共同歩調で導入しました。

酸性雨

工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が硫酸塩や硝酸塩に変化し溶け込んで酸性が強くなった雨のことです。酸性の度合いはpH（水素イオン濃度）で表現されますが、一般にpH5.6以下の雨を酸性雨といいます。ちなみに、オレンジ果汁はpHが4、酢は3です。

酸性河川

河川は陸地への降水が海へ注ぐ地表の水の流れであり、pHは通常中性付近の一定の範囲内にありますが、流域の酸性湧水などの影響を受け、pHがこの範囲を超えて酸性になっているものを酸性河川といいます。県内には、玉川温泉の影響を受けている玉川の上中流や川原毛湧水の影響を受けている高松川を始め多くの酸性河川があります。

酸性湖沼

湖沼の水のpHは、河川と同様に通常は中性付近の一定の範囲にありますが、火山の火口湖などpHがこの範囲を超えて酸性になっているものを酸性湖沼といいます。県内には、規模の小さな酸性湖沼がいくつかありますし、田沢湖も元々は酸性湖沼ではありませんでしたが、酸性河川である玉川の水を導入したため酸性湖沼となってしまいました。

酸度

酸性の液体に石灰石などのアルカリを加え、所定のpHまで中和するのに必要なアルカリの量です。石灰石で温泉水を中和している玉

川酸性水中和処理施設では、温泉水の酸度が上昇すると使用する石灰石量が増加します。

し

CSR

企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）とは、企業が利益を追求するだけでなく、環境問題や地球温暖化対策への取組など環境に配慮した企業活動で、社会の一員としてふさわしい責任を果たさなければならないという考え方のことです。

COD

化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）。水中の有機物が酸化剤で化学的に分解される際に消費される酸素の量です。水質の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど汚濁しているといえます。国では、湖沼と海域の水質環境基準の項目の一つとしてCODを定めており、その評価として75%値を用いることとしています。

（COD75%値は「75%値」の項参照）

資源管理型漁業

小型魚の保護や資源水準に見合った合理的な漁業管理による資源の回復・増大を図る漁業。漁業者が対象魚種ごとに資源管理計画を策定し、計画を確実に実施するため漁獲可能量等を設定しています。

資源水準

漁獲の対象としている魚介類ごとの資源量の大きさのことです。秋田県では、昭和40年代に1万トン以上の漁獲量があったハタハタが、平成3年にはわずか70トンまで激減し、漁業者の英断により平成4年9月から3

年間全面禁漁を実施しました。解禁後も「獲るのは漁獲対象資源量の半分まで」という全国でも例をみない漁獲可能量制度を導入するなどの徹底した資源管理により、資源は順調に回復しています。

自然環境保全基礎調査

一般に「緑の国勢調査」と呼ばれており、「自然環境保全法」に基づき国の自然環境の現況を総合的、科学的に把握するため、概ね5年ごとに国が都道府県などに委託して実施しています。

自然環境保全地域

自然環境保全法や条例に基づく指定地域のことです。環境大臣が指定する「原生自然環境保全地域」、「自然環境保全地域」と、都道府県知事が指定する「都道府県自然環境保全地域」の3種類があります。

自然観察指導員

自然観察会をはじめとする野外活動のボランティア指導者として活動し、地域の自然保護思想の普及の核となり、自然のしくみを理解し、自然を大切に思う仲間づくりを進めるため、財団法人日本自然保護協会が開催する自然観察指導員講習会の全過程を終了し、同協会に登録した人をいいます。

自然公園

優れた美しい自然の風景地を保護するとともに、自然とのふれあいや自然を楽しむことができるように、自然公園法や条例に基づいて指定される地域で、国立公園、国定公園及び県立自然公園に分類されます。

国立公園は我が国の風景を代表するととも

に、世界的にも誇り得る傑出した自然の風景地で、国定公園は国立公園の景観に準ずる優れた自然の風景地で環境大臣が指定します。

また、県立自然公園は県の風景を代表する傑出した自然の風景地で知事が指定します。

本県では、国立公園1箇所、国定公園3箇所、県立自然公園8箇所が指定されています。

自然公園管理員

「秋田県自然公園管理員業務要綱」に基づき知事が配置する職員（非常勤）で、県内の国立公園、国定公園及び県立自然公園区域を巡回し、適正な公園の管理・運営のため巡視、指導などを行っています。

自然保護指導員

「秋田県自然環境保全条例」に基づき知事が配置する職員（非常勤）で、自然環境の保全状況の把握、保全のための指導などを行っています。

湿生植物

水辺に生育している植物で、水分に対する様々な適応形態を持つ植物をいいます。

湿地

年中または一時的に表面水で覆われる沼沢地や河川周辺の場所のほか、地下水位が高く土壌水分が飽和状態にある土地をいいます。

指定湖沼

環境基本法による水質環境基準が現に確保されておらず、または確保されない恐れが著しい湖沼であって、特に水質保全の施策を総合的に講ずる必要のあるものについて、湖沼水質保全特別措置法に基づき都道府県知事の

申出により環境大臣が指定する湖沼です。

八郎湖は、平成19年12月に、全国11番目の指定湖沼に指定されました。

自動車排出ガス測定局

自動車排出ガスによる著しい大気汚染が生じている場所、または生ずるおそれがある道路及びその周辺の区域において、大気汚染状況を常時監視する測定局です。

種苗放流

有用魚介類の稚魚（貝）を人為的に生産して放流することによって資源の維持・増大を図るもので、秋田県では、ハタハタのほかマダイ、ヒラメ、アワビ、クルマエビ、ガザミなどの種苗放流を行っています。

循環を基調とした社会（循環型社会）

「循環」には、生態系の循環やエネルギー循環など、人が健康で生活していく上で大切な様々な循環がありますが、この計画でいう「循環型社会」とは、廃棄物の排出抑制やリサイクル、エネルギーの効率的利用など、県民がそれぞれの立場で環境に配慮した取組を積極的に行うことにより、日常生活や事業活動からの環境への負荷が軽減され、自然の物質循環が健全な状態で維持される社会をイメージしています。

「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会を「廃棄物等の発生抑制やリサイクル、適正処理の徹底により実現される、資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会」としています。

浄化槽

浄化槽とは、し尿と併せて雑排水を処理し、

公共下水道以外に放流するための施設のことをいいます。浄化槽法では、し尿と厨房排水、洗濯排水、浴室排水などの生活雑排水も併せて処理する「合併処理浄化槽」を「浄化槽」とし、法律改正前に設置されているし尿のみを処理する「単独処理浄化槽」を「みなし浄化槽」としています。

植生

ある場所に生育している植物の集団で植被ともいいます。人為的影響を受けているかいないかによって、代償植生と自然植生に区分されます。

食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」のことです。食品循環資源の再生利用及び食品廃棄物の発生抑制、減量化を目的に、一定規模以上の食品関連事業者（製造、流通、外食等）に対し、食品廃棄物の削減や、肥料、飼料として再生利用することを義務付けています。

処理基準（廃棄物）

廃棄物の適正な処理を目的に、廃棄物の収集・運搬や処分（中間処理、最終処分）について法令で定めた基準で、一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準などがあります。

具体的には、廃棄物が飛散・流出しないようにすることなどの収集・運搬や処分の方法、廃棄物の委託の方法などが定められており、廃棄物の処理に当たっては、この基準に従う必要があります。

新エネルギー

自然のプロセス由来で絶えず補給される

太陽光、風力などの「再生可能エネルギー」のうち、経済性の面から普及が十分でなく、石油代替エネルギーとして促進を図ることが必要なものとして「新エネ法」で規定されているエネルギーです。平成20年4月に新エネルギーの概念が改定され、太陽光（発電・熱利用）、風力発電、雪氷熱利用、バイオマス（発電・熱利用・燃料製造）、温度差熱利用、小水力発電（1,000kW以下）、地熱発電（バイナリー方式）が「新エネルギー利用等」として規定されています。

親水空間

水浴、水遊び、釣り、水辺の散歩など、日常生活や観光、レクリエーションを通して、水と身近にふれ親しむことのできる場所をいいます。

森林性哺乳類

ニホンカモシカ、ニホンザル、ムササビ、モモンガ、ヤマネなど、森林を主な生活場所としている哺乳類です。

す

水源かん養

森林の公益的機能の1つです。樹木及び地表植生などにより降雨、融雪水の地下浸透を助長し、貯留水を徐々に流出させる森林の理水機能（洪水ピークの平準化、渇水の緩和）の維持増進を図り、洪水の防止及び水資源の確保に資する機能を指します。

スカイパトロール

不法投棄等の未然防止や早期発見・早期解決を図るためのヘリコプターによる上空からの監視活動をいいます。不法投棄防止に関す

る広域連携の一環として、平成14年度から東北6県で連携してスカイパトロールを実施しています。パトロールで発見した箇所については現地調査を実施し、必要により原状回復の指導等を行っています。

3R

廃棄物対策のキーワードである Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの頭文字を取った言葉です。

せ

生活排水

調理、洗濯、入浴など人間の日常生活に伴い公共用水域に排出されるもので、工場などから排出される産業排水と区別されています。

これらの人の活動に伴い排出される有機物質、窒素、りんを多く含む排水が河川、湖沼、海洋に流入すると、その水域が富栄養化状態になります。県内でも、中小の都市河川や八郎湖など生活排水の影響を強く受ける水域があります。

これを防止するためには、下水道の整備、し尿と台所等の雑排水を一緒に処理する合併浄化槽など地域に応じた施設の改善、普及を図る必要があります。

生活排水処理施設

し尿（トイレ汚水）と生活雑排水（炊事、洗濯、入浴等日常生活に伴って排出される排水）を併せて処理する施設の総称です。施設には下水道、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽などがあります。

生態系

ある一定地域内で生息・生育している生物群集と、それを取り巻く無機的環境要因（光、温度、水、土壌など）を、相互に密接な関係を持つ一つのまとまりとしてとらえたものです。

生物相

ある一定の地域または環境内に生息・生育する生物の全種類をいいます。

生物多様性

地球上の生物は、約40億年に及ぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命体を形づいています。このような多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。

生物多様性は、生態系のバランスを維持するうえで重要であるばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしています。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約に基づき、締約国が作成する生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国家的な戦略であり、生物多様性基本法において政府による策定を義務づけています。

「生物多様性国家戦略2010」では、中長期目標として、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものにすることを、短期目標として、生物多様性の状況把握・分析、保全活動の拡大、減少させない方法の構築、持続可能な利用、社会への浸透、新たな活動の実践を挙げています。

そのために、①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を再構

築する、③森・里・川のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する、の4つの基本戦略を示しています。

生物多様性データバンク

これまでに集積してきた多様な生物の様々な資料について、パソコンを使って活用できるよう入力、整理し、環境アセスメントなどの各種開発の事前指導などに活用するほか、自然環境情報を県民に提供できるよう集積しています。

世界遺産

昭和47年（1972年）のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき、世界遺産リスト登録された文化財や自然を指します。

日本では、文化遺産として姫路城・原爆ドーム等が登録されていましたが、平成27年（2015年）に明治日本の産業革命遺産が新たに登録され、文化遺産は15件となっています。

また、本県と青森県に広がる白神山地は、鹿児島県の屋久島とともに日本初の自然遺産として平成5年（1993年）に登録されたほか、知床や小笠原諸島を含め4件が登録され、日本における世界遺産登録件数は19件となっています。

世界遺産センター（藤里館）

世界遺産地域の普及啓発のため平成10年に開館した施設です。

世界遺産条約の解説や白神山地の自然を模型などにより紹介するとともに、各種の自然ふれあい活動を行うための拠点となっています。

ゼロエミッション

生産や流通、消費の各段階で生じる廃棄物を、新たに他の分野の原料として活用することなどにより廃棄物をゼロにすることです。

戦略的環境アセスメント

戦略的環境アセスメント（SEA：Strategic Environmental Assessment）とは、個別の事業実施段階より早い構想段階（政策や計画を検討する段階）で行われる環境影響評価であり、早い段階からより広範な環境配慮を行うことができる仕組みとして、その導入が国内外で議論され、実施されはじめています。

た

ダイオキシン類

有機塩素化合物で、水に溶けにくく、蒸発しにくいほか、他の物質とも簡単には反応しない性質を持っている化学物質です。「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF 135種類）とポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD 75種類）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）を合わせて「ダイオキシン類」と定義しています。

ダイオキシン類は、物の燃焼過程などで非意図的に生成され、その中でも最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンについては、人に対する発がん性が確認されています。

大気（の）浄化

窒素酸化物、硫黄酸化物などの大気汚染物質を除去することです。大気汚染物質の吸収力が強い樹種の植栽は、大気汚染の軽減・防止の上で有効な手段です。

体験の機会の場

環境教育等促進法第20条に示された「体験の機会の場の認定制度」によって、国や県などが認定する土地や建物のことです。当該体験の場で行う事業の内容等が、基本方針、行動計画に照らして適切であること、当該土地建物が主務省令に定められた基準に適合するものであることの要件に適合している旨の認定を受けたものです。

玉川酸性水中和処理事業

玉川ダム建設事業の一環として、玉川上流部に石灰石による中和処理施設を建設して平成3年から本格稼働を開始しました。これにより、下流の玉川河川水及び玉川から導水している田沢湖では、pHが回復してきています。

単独処理浄化槽

「浄化槽」の項参照

ち

地域循環圏

地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方です。

廃棄物の適正処理を前提に、温暖化対策や自然との共生などの環境面や、希少性や有用性などの資源面、さらに輸送効率や処理コストなどの経済面の各観点から、循環資源ごとに地域の特性を踏まえて最適な範囲での循環を目指すものです。

例えば一定の地域のみで発生する又は腐敗しやすい等の特徴を持つバイオマス系循環資源はその地域において循環させ、高度な処理

技術を要するものはより広域的な地域で循環させるといったことが考えられます。

地球温暖化

地球が太陽から暖められると、宇宙に向けて熱（赤外線）を放出して一定の温度に保とうとします。大気中にはこの赤外線を吸収する気体があり、地表から宇宙に逃げる熱を減らして地球を暖める働きをしています。この働きを温室効果といいます。

温室効果ガスが増えすぎると、地球全体の温度が高くなってしまいますが、これを地球の温暖化といいます。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次報告書によれば、このまま温暖化が進むと、西暦2100年には気温が0.3～4.8℃上昇するとされています。

窒素

水質汚濁の指標として用いられる場合の「窒素」は、「全窒素」、「T-N」とも表現されます。全窒素とは、有機態窒素と無機態窒素の和をいいます。

窒素は、動植物プランクトンの増殖に欠かせないもので、りんとともに栄養塩と呼ばれ、その濃度は湖沼等の富栄養化の目安として使われています。

窒素酸化物

窒素（N）と酸素（O）の化合物を窒素酸化物（NO_x）といい、主なものには一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）があります。太陽光線の作用により炭化水素と反応して光化学スモッグの原因となります。工場やビル暖房などにおける燃焼工程、自動車などから排出されます。

中間処理

廃棄物の減量化、安定化、有価物の回収などを行うことで、具体的には、ごみや可燃性の産業廃棄物の焼却、粗大・不燃ごみの破碎・圧縮・選別、汚泥の脱水・乾燥、廃アルカリの中和、ばいじんなどのコンクリート固形化などをいいます。

鳥獣保護管理員

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき知事が配置するもので、鳥獣保護管理事業の実施に関する事務補助に当たる職員（非常勤）です。

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）

合成洗剤の主成分などとして使用されている化学物質です。

環境中において水生生物に悪影響を及ぼすと言われており、平成25年3月に水生生物保全環境基準の項目として追加されました。

つ

つくり育てる漁業

有用魚介類の種苗生産・放流や魚礁漁場や増殖場の造成などにより、「獲る」ことに重点を置いた漁業から、資源を増やし育てる努力を払いながら、より合理的な漁獲を目指す「つくり育てる漁業」を積極的に推進しています。

て

低公害車

従来のガソリンや軽油を燃料とする自動車とは異なる燃料や駆動方法を用いる自動車で、大気汚染や地球温暖化の原因である窒素化合

物や二酸化炭素の排出量の少ない自動車です。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車（エンジンとモーターの二つの動力を持つ自動車）、燃料電池自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車が該当します。

低周波音

人間の耳では聞き取りにくい非常に低い音（100Hz以下の低周波）や全く聞こえない空気の振動（20Hz以下の超低周波）によるをいいます。

低炭素社会

地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つである、二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会のことです。平成19年度（2007年度）の日本の環境・循環型社会白書において提唱されました。

天然林施業

植林せずに天然の力によって次の世代の樹林を発生させることにより、森林を造成する施業のことです。

と

特用林産物

きのこ、山菜、クルミ、木炭など、林野から生産又は採取されるもので、用材以外の全体を指します。栽培きのこも、この分類で扱います。

都市公園

「都市公園法」に基づく公園又は緑地で、都市における緑とオープンスペースの果たす

多様な機能を持った施設をいいます。

都市鉱山

ごみの中に大量に含まれているレアメタルなどの有用資源を鉱山に見立てたものです。代表的なものが携帯電話やデジタルカメラ、家庭用ゲーム機などの小型家電であり、都市に多く集積していることから「都市鉱山」と呼ばれています。

現在、レアメタルの確保が国の喫緊の課題となっており、「都市鉱山」からのリサイクルがその戦略の一つに掲げられています。

都市生態系

都市の生活パターン、構造物、都市・生活型公害など、都市の人為的影響下に成立する生態系です。

土壤汚染対策法

汚染土壤による人への健康被害を防止することを目的とした法律で、平成15年に施行された法律です。

有害物質を使用する特定施設廃止時の土壤汚染状況調査の実施や、汚染の可能性が高い土地に対する知事の調査命令、汚染地の指定等の制度を定めています。

さらに、平成22年4月施行の改正法では、3,000㎡以上の土地の形質変更時の届出や、汚染区域の細分化（「要措置区域」と「要届出区域」）、汚染土壤搬出時の届出義務化、汚染土壤処理業の許可制、汚染土壤処理基準等の追加など、新たな制度が定められています。

トミヨ属雄物型

トゲウオの仲間で湧水地帯に生息していま

す。湧水の消失により絶滅する危険性が高く、県では絶滅危惧種ⅠA類にランクしています。

県内に生息しているのは、「トミヨ属雄物型」と「トミヨ属淡水型」の2種で、前者の背中の特ダの部分の膜は黒色、後者は透明です。

十和田湖水質・生態系改善行動指針

十和田湖の水質環境基準が達成できない状態が昭和61年度以降継続していることやヒメマスの資源量が激減したことに対処するため、平成13年8月に青森県と協働で、平成27年3月に改定しました。

改定指針では、汚濁負荷量の削減や水産資源の管理、沿岸域の保全と管理など4つの大項目を掲げ、行政や事業者・周辺住民が取り組むべき具体的な行動を示しています。

な

75%値（BOD、COD）

ある環境基準点における年間の日間平均値の全データ（n個）をその値の小さいものから順に並べた時、 $0.75 \times n$ （整数でない場合は直近上位の整数）番目にくるデータのことをいいます。

河川のBOD（生物化学的酸素要求量）や海域・湖沼のCOD（化学的酸素要求量）の測定値について、年間を通じて環境基準を達成していたかどうかを判断する場合に、この75%値を使います。

に

二酸化硫黄

亜硫酸ガスとも呼ばれる大気汚染物質の一つであり、自然界の火山活動のほか、石油や石炭などの燃料中に含まれる硫黄分の燃焼酸

化により発生します。二酸化硫黄自身が呼吸器系に対して有害であるだけでなく、大気中で硫酸ミストや硫酸塩に変換され酸性雨の原因ともなっています。

二酸化窒素

燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合して発生するほか、窒素を含む有機物が燃焼するときに発生する一酸化窒素が大気中で酸化され生成します。高濃度では呼吸器系などに対し悪影響を及ぼすと言われています。

二次草原

伐採、風水害による倒木、山火事などにより、植生が破壊された後に成立した草原のことです。

二次的自然

人間が関与しない原生的自然と対比した表現として、伐採等により改変された植生が回復した状態（例：雑木林など）です。

二次林

その土地本来の自然植生が、災害や人為によって破壊され、そのおきかえ群落として発達している森林のことを指します。雑木林は、燃料用の薪や炭を焼くために伐採された後が、自然に再生したものであるため二次林です。

なお、人為の全く及んでいない森林を原生林といい、原生林と二次林をあわせて天然林といいます。

の

農業・漁業集落排水施設

農業・漁業集落における、し尿、生活雑排水、雨水を処理する施設です。農漁村の生活

環境改善と生活排水の浄化を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的としています。

農山村と都市住民等の交流参加者数

毎年度県が実施している「都市農村交流実態調査」などにより、農産物直売所、農林漁家レストラン等の都市農村交流関連施設の利用者数や、体験型修学旅行・オーナー制度等の都市農村交流行事の参加者数を集計したものです。

ノニルフェノール

工業用界面活性剤や印刷インクの原料として使用されている化学物質です。環境中において水生生物に悪影響を及ぼすと言われており、平成24年8月に水生生物保全環境基の項目として追加されました。

は

バイオディーゼル燃料（BDF）

BDF（Bio Diesel Fuel）とは、生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称であり、バイオマスエネルギーの一つです。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機資源（化石資源を除く）で、生物の炭酸同化作用により、太陽光と生物がある限り枯渇しない資源のことをいいます。

廃棄物

一般の通念からすれば、捨てられているものはすべて廃棄物といえますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「ごみ、粗

大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のもの」と定義しています。

ひ

PRTR

環境汚染物質排出・移動登録（Pollutant Release and Transfer Register）のことです。事業者自らが、対象となる化学物質ごとに工場・事業場からの環境への排出量や廃棄物としての移動量を把握して、その結果を行政に報告し、行政がそれらを何らかの形で公表するシステムを指します。

pH

水溶液中の水素イオン濃度の逆数の対数をとったものです。pH7が中性で、7未満であれば酸性、7より大きければアルカリ性です。

BOD

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量です。水質の汚濁状況を示す代表的な指標で、この数値が大きいほど汚濁しているといえます。

国では、河川の水質環境基準の項目の一つとしてBODを定めており、その評価として75%値を用いることとしています（BOD75%値は「75%値」の項参照）。

ppm

百万分率（part(s) per million）のことです。ある量が全体の百万分のいくつであるか

を表す単位です。例えば、大気中の汚染物質の濃度を示す場合、1立方メートルの大気中にその物質が1 mL 含まれているときを1 ppm（容積）といい、また、水中の汚濁物質では1 トンの水の中に1 グラム含まれているときを1 ppm（重量）といいます。

ビオトープネットワーク

ビオトープとは、植物、昆虫類、両生類、は虫類、鳥類、哺乳類などの野生生物が生息・生育する空間を類型化した概念のことで、私たちの身の回りには池沼、湿地、雑木林など、様々なタイプのビオトープがあります。

野生生物は、一般に、種によって生息・生育に必要なビオトープのタイプや規模が異なります。同じタイプのビオトープ中の生物が交流・繁殖するには、双方がネットワークされていることが必要であり、これをビオトープネットワークといいます。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中の浮遊粒子状物質の中で、粒径2.5 μm 以下の小さな粒子状物質のことをいいます。微小粒子状物質はその粒径が小さいことから、肺の奥深くまで入り込み、健康に影響があるとされています。

平成21年9月に、新たに微小粒子状物質に係る環境基準が定められました。

ふ

風穴植物

夏季でも冷風を吹き出している風穴の周辺に分布する植物のことです。より北方や高山など、本来寒冷な土地に生育する植物が遺存的に分布しています。

富栄養化

太陽光線を受けると藻類などの植物性プランクトンが増殖し、冬になるとこれらが枯死し腐敗する過程で窒素やリンを水中に放出することになります。このサイクルによって、湖沼などの閉鎖性水域で栄養塩類の濃度が増加していく現象を富栄養化といいます。

本来は数千年かかるこの現象が、近年では生活排水などが流れ込むことによって急激に加速されています。富栄養化状態になると植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生しやすくなります。

複層林施業

人工的に造成した樹林において、森林を構成する林木を部分的に伐採し、そこに植樹するなどして、樹齢や高さの異なった複数の樹冠（樹木の枝や葉の茂っている部分）層を有する森林を育てる方式のことです。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒径10 μm 以下の粒子状物質のことをいいます。大気中での滞留時間が長く、呼吸器系に影響を及ぼします。

ふるさと秋田元気創造プラン

「ふるさと秋田」の元気創造に向け、県民と一丸となって取組を進めていくための新たな県政運営の指針として平成22年3月に策定され、現在、第2期計画（平成26年度～平成29年度）を推進しています。概ね10年後の「秋田の目指す将来の姿」を示し、その実現に向けた具体的な6つの戦略を掲げ、重点的かつ効果的に施策を展開することとしています。

フロン（類）

炭化水素の水素原子のいくつかを、塩素原子とフッ素原子とで置きかえられた人工のガスで、「フロン排出抑制法」ではクロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）のうちオゾン層破壊又は地球温暖化の原因物質を「フロン類」といいます。

熱に強く冷媒、溶剤として優れた性能を持っており、エアコンや冷蔵庫のほか、半導体産業での洗浄剤、断熱材の発泡剤としても広く利用されています。

しかし、成層圏のオゾン層を破壊し、地表への有害紫外線を増加させたり、温室効果ガスとして地球温暖化の原因となったりするなど、人間や生態系に影響を及ぼす恐れがあるとして国際的に問題となっています。

ほ

保安林

「森林法」に基づき、国又は県が指定する公益的機能を高度に発揮すべき森林のことで、水源かん養保安林など17種類があり、指定目的に沿って伐採方法や更新方法等について制限が課せられています。

北海道・北東北知事サミット

北海道、青森、岩手、秋田の知事が共通の政策課題等について意見を交換し、相互の連携や交流の一層の促進を図ることを目的に、平成9年から毎年開催しています。

廃棄物の不法投棄を監視するスカイパトロール、水と緑の条例の制定等は、このサミットにおける合意の下に取り組まれています。

なお、北海道は、平成13年の第5回サミ

ットから加わっています。

ま

マイバッグ

消費者が購入した物を入れて持ち帰るために自分で用意するバッグや袋のことです。マイバッグの利用を習慣化することでレジ袋等の消費を抑制することができます。

松くい虫

森林害虫である「マツノマダラカミキリ」により媒介される「マツノザイセンチュウ」が引き起こす急激な松枯れのことで、正式には「マツ材線虫病」と呼ばれています。

み

水循環

水は、大地への降水が土壌に保水され、河川や地下水などと形を変えながら流下し、湖沼や海域に注ぐ過程で大気中に蒸発して再び降水となります。こうした自然の水の循環をいいます。

緑の回廊

野生生物保護のための移動通路（コリドー）や生態系の保全など、生物多様性を確保するための連続した森林のことで、野生生物の繁殖の場や移動経路となる連続した森林の姿から、これを「回廊」に見立てたものです。

国有林では全国的に設定を進めており、東北においては八甲田山周辺から蔵王連峰に至る、南北約400kmの「奥羽山脈緑の回廊」が平成12年度に設定されています。北東北三県では、この「奥羽山脈緑の回廊」の途切れた部分を補完し、より一体的なものとする民有林「緑の回廊」の設定を推進しています。

緑の少年団

次代を担う子どもたちが森林での学習活動、地域の社会奉仕活動、キャンプなどのレクリエーション活動を通して、「自然を愛し、人を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間に育っていく」ことを目的とした子どもたちの自主的な団体です。

も

木質バイオマス

森林・樹木に由来する木質生物資源のことで、主に林業や木材産業などの生産過程や建築物の解体過程で発生する残材（枝条、樹皮、根株を含む）、端材、廃材と称されるものです。

木質ペレット

林地残材や製材所等で発生するおが粉やかんな屑などの副産物を圧縮成型した小粒の木質固形燃料のことです。

モニタリングポスト

放射線を連続的に測定するものであり、県内6カ所（健康環境センター、5地域振興局（鹿角・山本・由利・仙北・雄勝））に設置されています。24時間連続して放射線のモニタリングを行い、観測結果を美の国あきたネット上でリアルタイムで情報提供しています。

藻場

海中林とも呼び、比較的大型の海藻が海中で密に繁茂し、陸上の森林の様相を呈するものをいいます。藻場は魚介類にとって産卵場、稚魚などの保育・餌場となっており、水産資源の保護・培養の場として重要な役割を果た

しています。

ゆ

有害大気汚染物質

継続的に摂取した場合に人の健康を損なうおそれのある物質で、大気の汚染の原因となるものをいいます。現在、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として248物質がリストアップされており、そのうち、トリクロロエチレン、ダイオキシン類など23物質がモニタリングなどの優先的な取組物質となっています。

有機塩素化合物

分子内に炭素と塩素の共有結合を持つ物質です。大半は産業活動により人工的に合成されたもので、フロンガス、PCB、ダイオキシンなどが挙げられ、地球規模の汚染と生態系への影響が懸念されています。

よ

要措置区域

土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域のことで、土壌汚染対策法第6条で規定されています。

ら

ライフ・サイクル・アセスメント

産業生産物の生産・製造時、使用時、廃棄時、リサイクル時に費やされるエネルギー投入量と排出物総量を総合的に評価する手法です。環境への負荷物質や温暖化原因物質の総排出量を見積もる手法として注目されています。

り

リサイクル

「RE＝再び」、「CYCLE＝循環する」という意味で、不要になったものを処理し、再び製品の原料などに利用することをいいます。多くの市町村で一般廃棄物の再資源化の指標となるリサイクル率は(直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量)／(ごみ処理量＋集団回収量)で算出されています。

リスクコミュニケーション

化学物質の危険性(リスク)に関して行政、企業、国民が相互に情報や意見を交換し、意思疎通を図ることをいいます。

流域下水道

2つ以上の市町村から排出される下水を処理するための下水道で、終末処理場と幹線管きょからなります。原則として都道府県が事業主体となります。

緑地環境保全地域

「秋田県自然環境保全条例」に基づく指定地域で、市街地の周辺地域などに残されている自然を指定の対象としています。

りん

水質汚濁の指標として用いられる場合の「りん」は、「全りん」、「T-P」とも表現されます。全りんとは、有機態りんと無機態りんの和をいいます。

りんは、動植物プランクトンの増殖に欠かせないもので、窒素とともに栄養塩と呼ばれ、その濃度は湖沼等の富栄養化の目安として使われています。

れ

レッドデータブック(RDB)

絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、それぞれの絶滅の危険度ランクを記載した本のことです。環境省、県などから発行されています。

レッドリスト

生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し選定したものです。規制等の法律上の効果を持つものではありませんが、絶滅のおそれのある野生生物の保護を進めていくための基礎的な資料として広く活用されることを目的とします。

レッドリストに掲載された種について、生息状況等を取りまとめて編さんしたものがレッドデータブックです。

レッドリスト見直し対象分類群数

哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、淡水魚類、昆虫類、陸産貝類、維管束植物の絶滅の危険度ランクを記載したレッドリストは公表されてから既に10年以上が経過しており、野生生物の生息・生育状況が変化するとともに、野生生物に関する新たな知見が蓄積されてきました。

このため、分類群ごとに県内の野生生物の専門家で構成された「秋田県版レッドデータブック改訂検討委員会」を順次設置し、これら8分類群についてレッドリストの見直しを進めています。

